

# 第4期松原市地域福祉計画



# はじめに

本市では、『地域で支え合い、ともにいきいきと暮らせる「安心・安全のまち まつばら」』を基本理念として、平成31年3月に「第3期松原市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に向けた様々な取り組みを実施してまいりました。

今般策定いたしました「第4期松原市地域福祉計画」では、第3期計画の理念を継承しつつ、アンケート調査の結果から明らかになった現役で働く世代・子育て世代の抱える課題を分析し、地域福祉の対象となる全ての市民の皆様を対象に、生活困窮者対策や要支援者の避難対策等の充実を図ってまいります。

さて、市民生活を取り巻く状況といたしましては、世界中に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが2類相当から5類に引き下げられ、観光や経済活動が加速する一方、エネルギー・食料品価格の物価高騰により、市民の皆様の家計に大きな影響を及ぼしているところです。

また、社会的孤立、子どもの虐待、ヤングケアラー問題など、地域福祉における課題は多様化・複雑化しております。

本市といたしましては、令和5年11月に3度目となるセーフコミュニティ国際認証を取得し、「協働」による安心・安全なまちづくりを推進してまいりました。引き続き、誰もが健やかに安心して暮らしていくため、支え合いながら地域をともにつくる「地域共生社会」の実現に向けて、継続した取り組みを推進してまいります。

今後におきましても、関連する計画との連携を図りながら、地域福祉の推進及び市民の皆様との協働の取り組みを図ってまいりますので、市民の皆様のお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。



令和6年3月

松原市長 澤井 宏文

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 地域共生社会の実現に向けて.....	2
3 計画策定の趣旨.....	3
4 計画の位置づけ.....	4
5 計画の期間.....	6
6 策定体制.....	7
第2章 地域福祉を取り巻く松原市の現状.....	8
1 市の地域福祉を取り巻く現状.....	8
2 アンケート調査結果からみた状況.....	17
3 第3期計画の評価と課題.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	40
1 計画の基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 施策体系.....	45
第4章 施策の展開.....	46
<b>基本目標Ⅰ ささえあいの地域づくり</b> .....	46
基本施策Ⅰ-1 地域のコミュニケーションの活性化.....	46
基本施策Ⅰ-2 支え合いへの理解の浸透と福祉意識の醸成.....	51
基本施策Ⅰ-3 地域組織・団体の活動支援と連携の強化.....	53
基本施策Ⅰ-4 誰もが参加できる生きがいづくり活動の充実.....	56
<b>基本目標Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり</b> .....	60
基本施策Ⅱ-1 セーフコミュニティ活動の推進.....	61
基本施策Ⅱ-2 災害時の支援体制の充実.....	67
基本施策Ⅱ-3 生活の基盤づくり.....	73
<b>基本目標Ⅲ 地域活動の担い手づくり</b> .....	79
基本施策Ⅲ-1 交流活動の機会・場づくり.....	80
基本施策Ⅲ-2 ボランティアの育成.....	83
基本施策Ⅲ-3 さまざまな担い手の確保.....	87

基本目標Ⅳ 地域とともにつくる福祉サービス .....	90
基本施策Ⅳ-1 福祉に関する情報共有の充実 .....	91
基本施策Ⅳ-2 要支援者を把握し、支援につなげる仕組みづくり .....	94
基本施策Ⅳ-3 日常生活を支援するサービスの充実 .....	101
基本施策Ⅳ-4 相談から支援につなげる環境の充実 .....	108

## 第5章 計画の推進体制..... 114

1 地域住民を主体にした体制づくり .....	114
2 地域力の強化による包括的な支援体制の構築 .....	114
3 多職種連携による地域福祉の推進 .....	115
4 計画の周知と進行管理 .....	116
5 計画の検討と見直し .....	117

## 資料編..... 118

1 計画の策定体制 .....	118
2 委員会設置規則 .....	119
3 松原市地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	121
4 松原市地域福祉計画策定に関する市民アンケート集計結果 .....	123
5 用語解説 .....	148
6 相談窓口一覧 .....	153



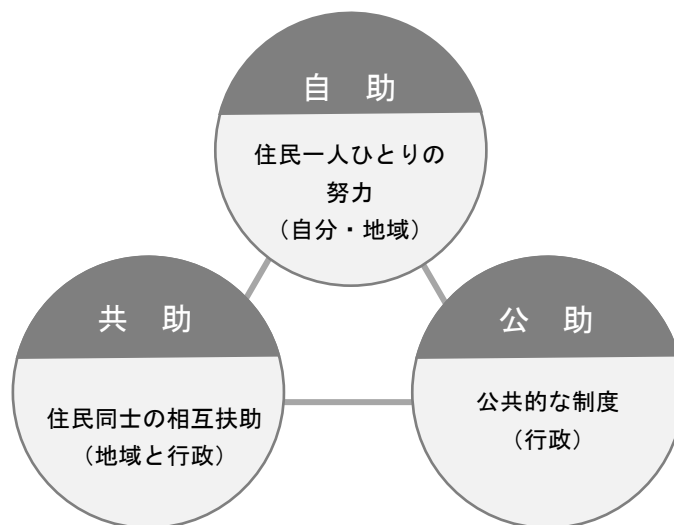
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者などの孤独死、児童・障害者・高齢者に対する虐待や、生活困窮者の増加等が新たな社会問題となっています。

こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における結びつきを密にし、支援を必要とする方を、地域の中で支えていくことが求められます。

「地域の問題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図る」この考えを基本に、個人や家族で解決する(自助)、個人や家族で解決できない問題に地域や関係団体に関わる(共助)、地域や関係団体で解決しきれない問題に行政が関わる(公助)という、「自助」「共助」「公助」の仕組みを一層強化し、市民・地域・関係団体・行政がお互いに支え合いながら、重層的な協働の取組を行うことを『地域福祉』と言います。



## 2 地域共生社会の実現に向けて

平成30年4月施行の改正社会福祉法において、住民一人ひとりがつながり、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が高齢化や生涯未婚率の上昇、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などにより、家庭の機能の低下が生じているなかで、日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景として、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

つながりのある地域をつくる取組とは、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、「他人事」ではなく「我が事」として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができます。また、社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出します。これが、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していく改革が必要な背景です。

さらに、令和3年4月の社会福祉法の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村の包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものです。



### 3 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

また、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。日本でも、SDGsの実現に向けて、政府や民間企業が取り組んでいます。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性別、年齢、障害の有無など、多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らしていくことのできる社会の実現が必要です。

平成31年3月に策定した「第3期松原市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という。）が令和5年度末に終了することから、このたび、松原市では、社会情勢や制度の変化に対応するため、新たに「第4期松原市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



## 4 計画の位置づけ

### (1) 計画の性格

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第107条の規定に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

（社会福祉法 第107条）

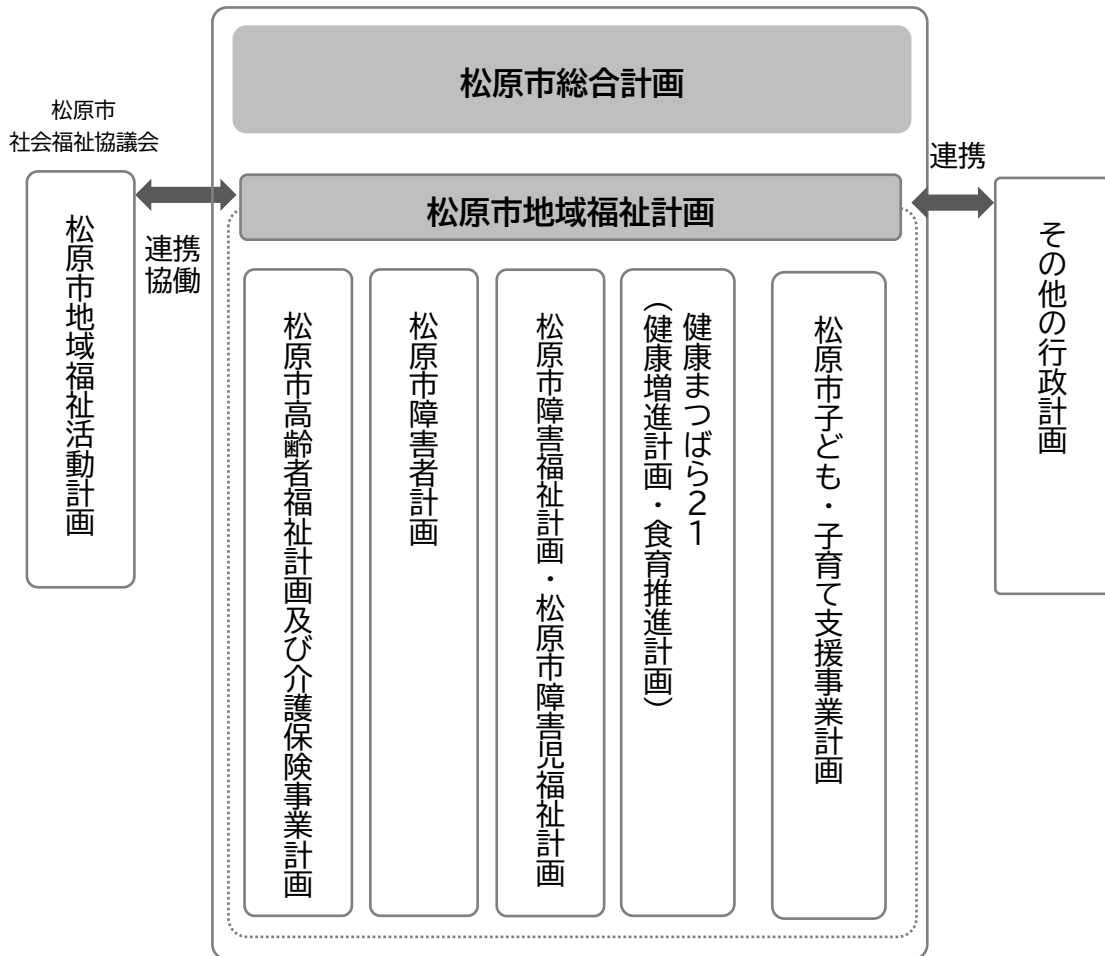
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## (2) 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画「松原市総合計画」の趣旨を踏まえて策定し、福祉と健康分野の政策の取組方針「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を実現するため、保健福祉に関する各分野に共通する視点を示す計画です。

また、松原市社会福祉協議会が定める「松原市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進をめざします。



## 5 計画の期間

本計画は令和6年度から10年度までの5年間を計画期間としています。

今後5年間で、総合計画の改定と数年の差が生じる期間が発生しますが、本計画の内容も再検討するなど、最上位計画と齟齬が生じないように配慮します。

また、国の福祉施策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合にも、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。

計画の期間

令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
松原市第5次総合計画						
第4期松原市地域福祉計画						
松原市高齢者福祉計画 及び 第9期介護保険事業計画						
松原市第4次障害者計画						
第7期松原市障害福祉計画 第3期松原市障害児福祉計画						
第2期松原市 子ども・子育て 支援事業計画						
第2次健康まつばら21 (健康増進計画・ 食育推進計画)						
松原市地域防災計画						

## 6 策定体制

「松原市地域福祉計画策定委員会」が、総合的な視点からの検討と市民参加に基づいた計画づくりのために設置されました。この委員会は学識経験者、関係団体の代表、そして公募された市民から構成されており、地域福祉の課題や将来の方向性について協議しました。

さらに、市民アンケート調査や関係団体ヒアリングの実施を通じ、市民や関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

調査対象	回収数	調査期間	調査方法
松原市民	870	令和5年7月31日から 令和5年9月7日	市ホームページ（LoGo フォーム）による オンライン調査

また、計画策定を周知し、計画内容について市民の意見を広く求めるため、令和6年1月4日から2月2日の期間にわたり、パブリックコメント（市民意見の募集）を実施しました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く松原市の現状

### 1 市の地域福祉を取り巻く現状

#### (1) 人口等の動向

##### ① 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、令和5年9月末現在で116,703人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少が続いており、高齢者人口も令和2年以降は減少傾向となっています。また、高齢化率は3割となっており、少子高齢化は今後も続いていくものと予想されます。

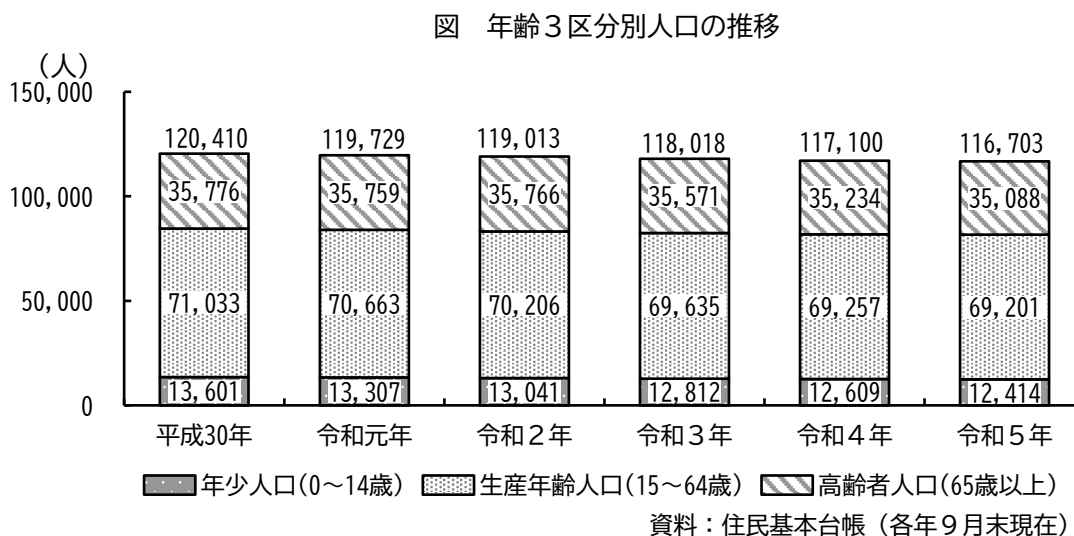
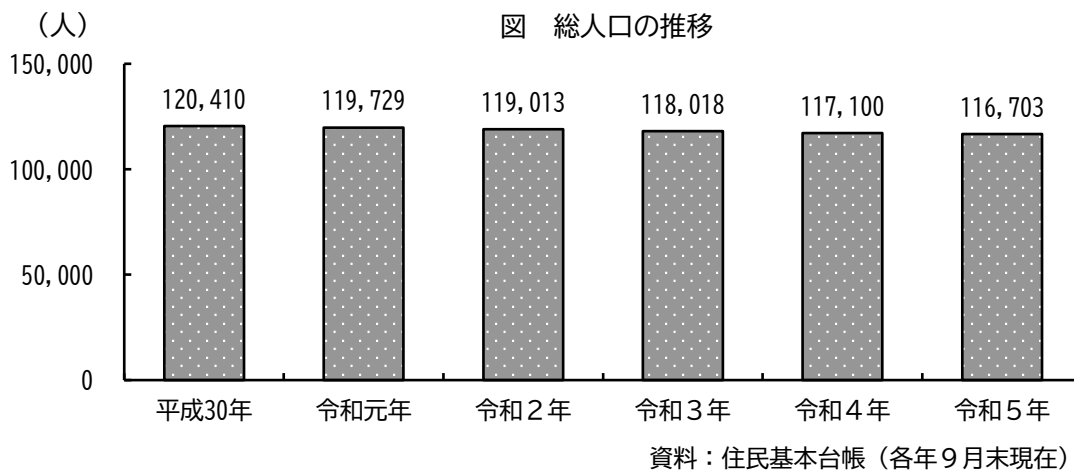
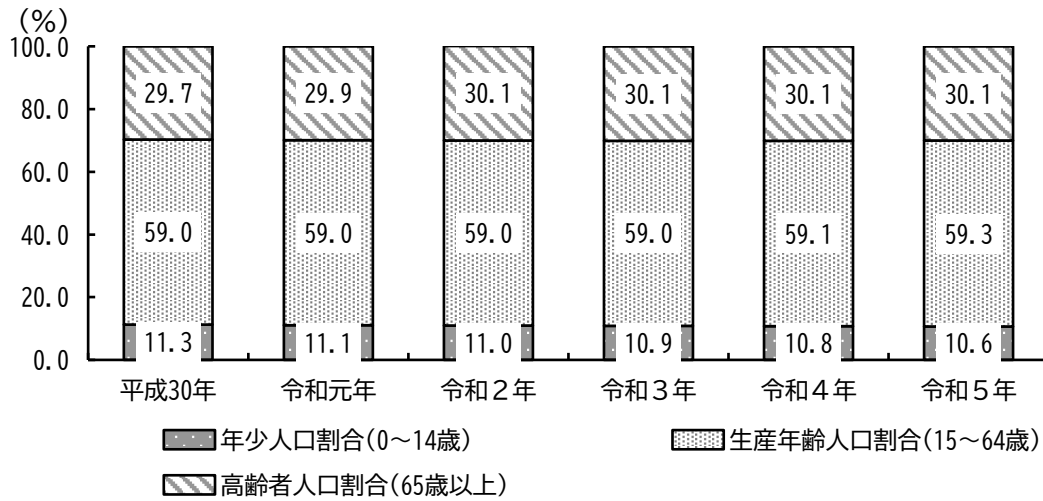


図 年齢3区分別人口割合の推移

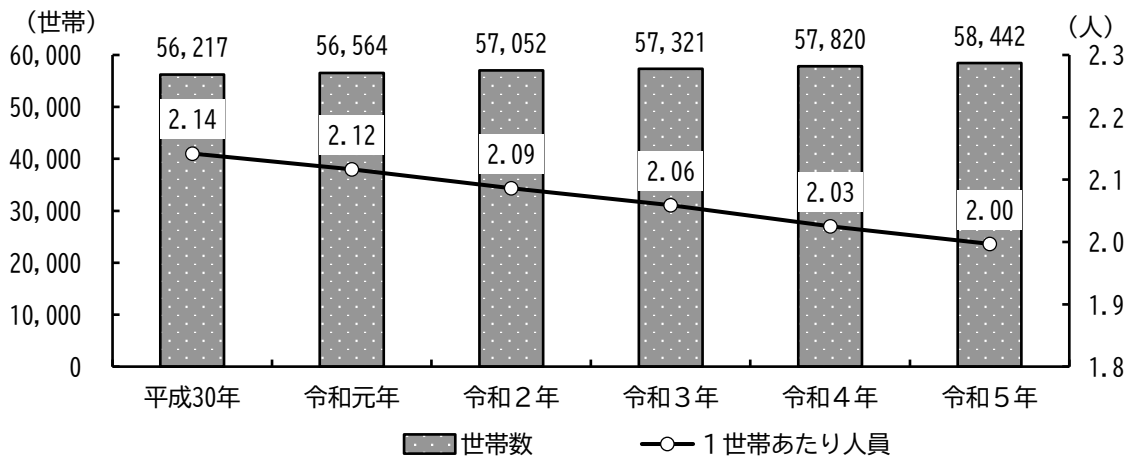


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

② 世帯数及び1世帯あたりの人員数

世帯数は増加傾向にあり、令和5年には58,442世帯となっています。一世帯あたりの人員数は減少し続けており、令和5年には2.00人となっています。

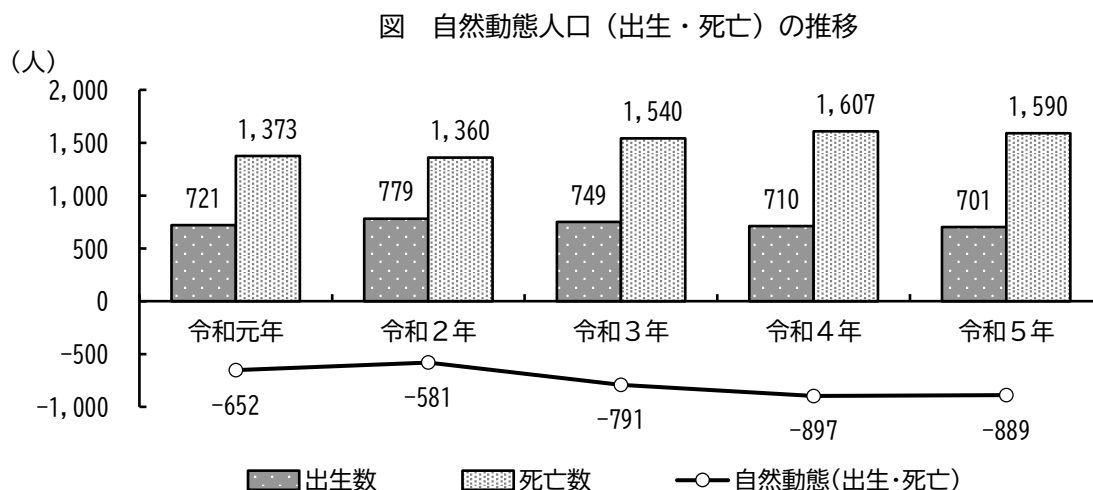
図 世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

### ③ 自然動態人口（出生・死亡）の推移

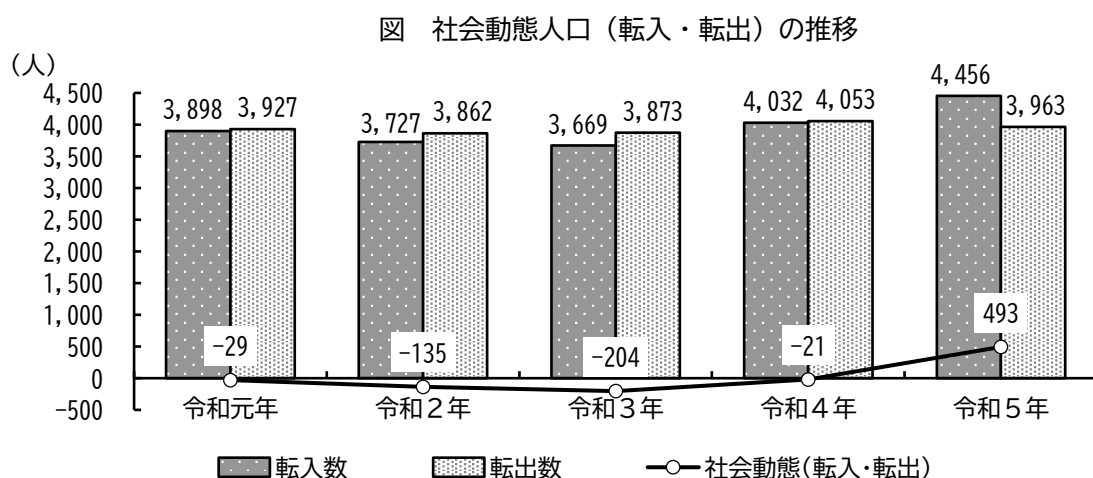
各年において出生数が死亡数を下回って推移しています。また、令和2年以降は出生数の減少がみられ、令和5年の出生数から死亡数を差し引いた自然動態は、889人の「自然減」となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日～翌年9月末合計）

### ④ 社会動態人口（転入・転出）の推移

近年、転出数、転入数ともに令和3年まで減少傾向にあったものの、令和4年に増加に転じています。また、令和元年以降は転出数が転入数を上回って推移しており、社会動態は「社会減」が続いていましたが、令和5年には子育て施策や新婚世帯等への補助事業等の取組により、「社会増」となり、社会動態は大幅に改善しました。



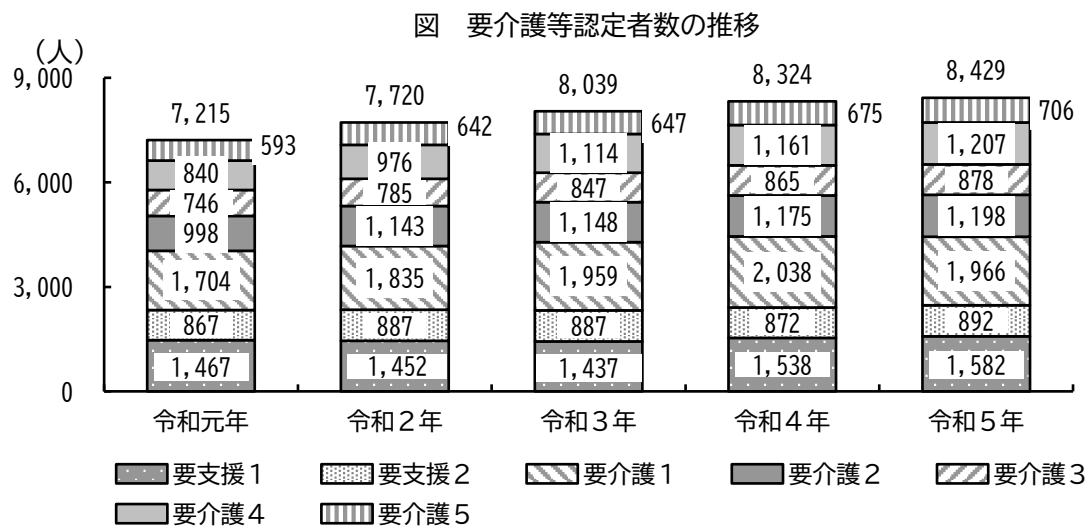
資料：住民基本台帳（各年10月1日～翌年9月末合計）



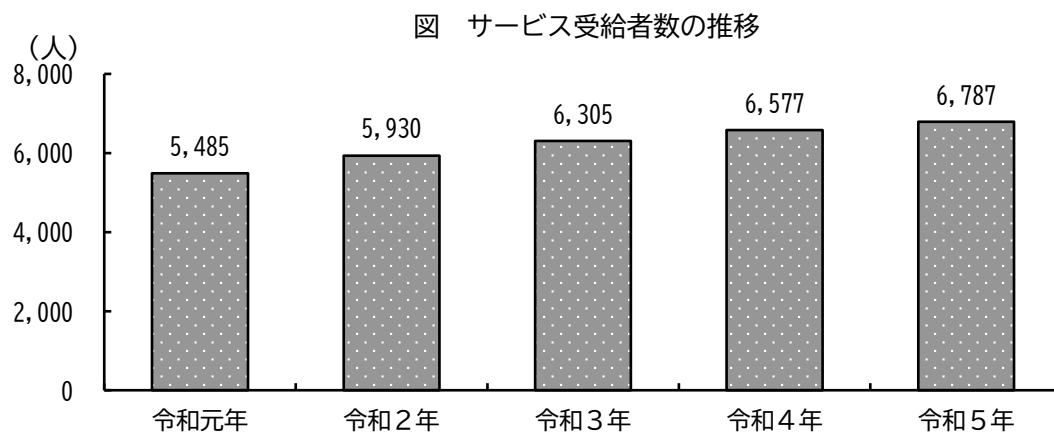
### ⑤ 要介護等認定者数及びサービス受給者数の推移

要介護等認定者数は増加傾向で推移しています。介護度別にみると、要介護1、要介護4の認定者数が大きく増加しています。

また、要介護等認定者数の増加にともない、サービス受給者数も増加傾向にあり、令和3年9月以降は6,000人を超えています。



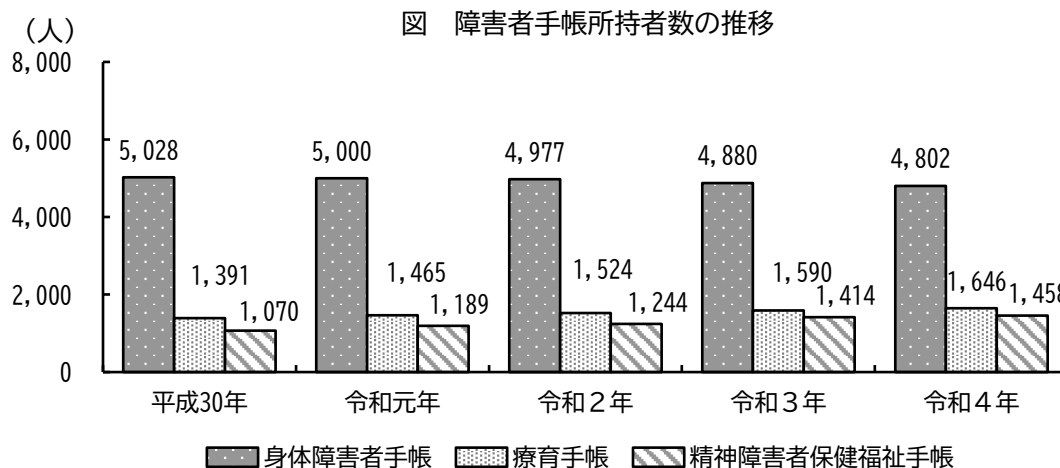
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## ⑥ 障害者手帳所持者数の推移

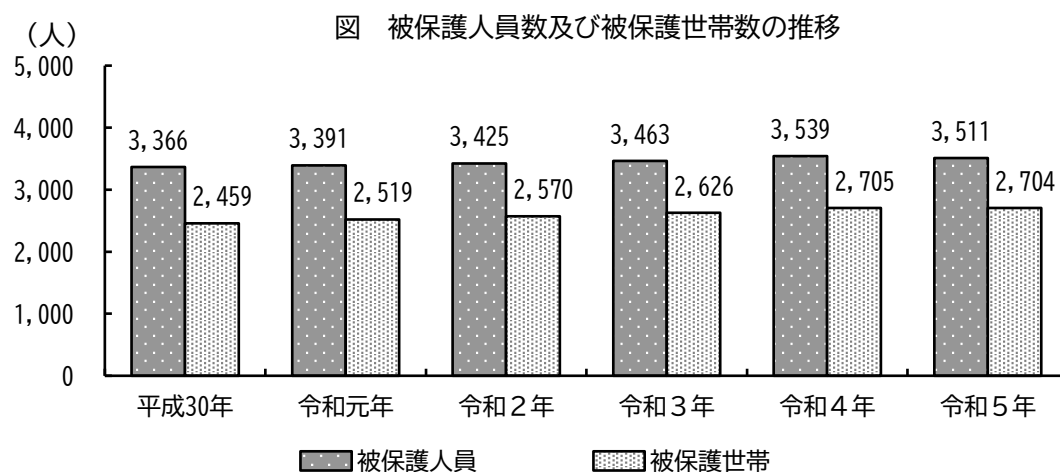
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年には4,802人となっています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。令和4年の所持者数は、療育手帳が1,646人、精神障害者保健福祉手帳が1,458人となっています。



資料：福祉部障害福祉課（各年3月末現在）

## ⑦ 生活保護の状況（被保護人員及び被保護世帯）

被保護人員、被保護世帯ともに年々増加しており、令和5年には被保護人員が3,511人、被保護世帯が2,704世帯となっています。



資料：福祉部福祉総務課（各年4月1日現在）

### ⑧ 保育所の施設定員・入所児童数の推移

入所児童数は、令和2年までは増加傾向となっていますが、令和3年以降は減少傾向へと転じ、令和5年5月1日現在で2,156人となっています。なお、本市では4月時点の待機児童ゼロを継続して達成しています。

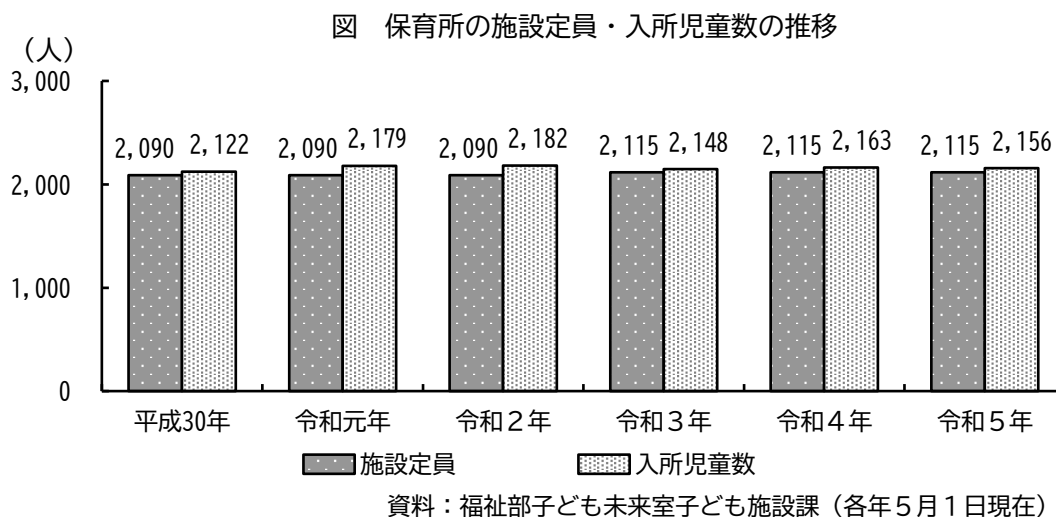


表 保育所の施設定員・入所児童数（公立・私立）の推移

単位：人

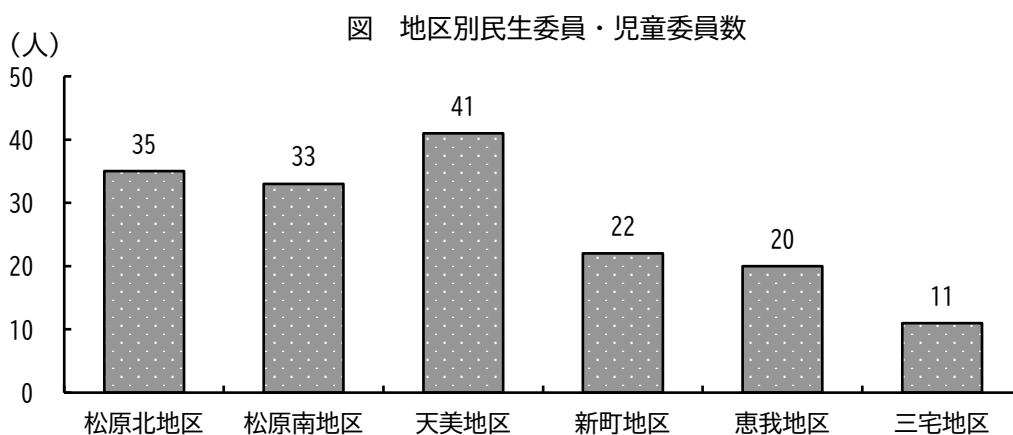
	保育所定員			入所児童数		
	公立	私立	計	公立	私立	計
平成28年	420	1,550	1,970	340	1,664	2,004
平成29年	390	1,670	2,060	359	1,756	2,115
平成30年	390	1,700	2,090	334	1,788	2,122
令和元年	390	1,700	2,090	344	1,835	2,179
令和2年	390	1,700	2,090	319	1,863	2,182
令和3年	390	1,725	2,115	317	1,831	2,148
令和4年	390	1,725	2,115	324	1,839	2,163
令和5年	390	1,725	2,115	338	1,818	2,156

資料：福祉部子ども未来室子ども施設課（各年5月1日現在）

## (2) 地域活動の状況

### ① 地区別民生委員・児童委員数

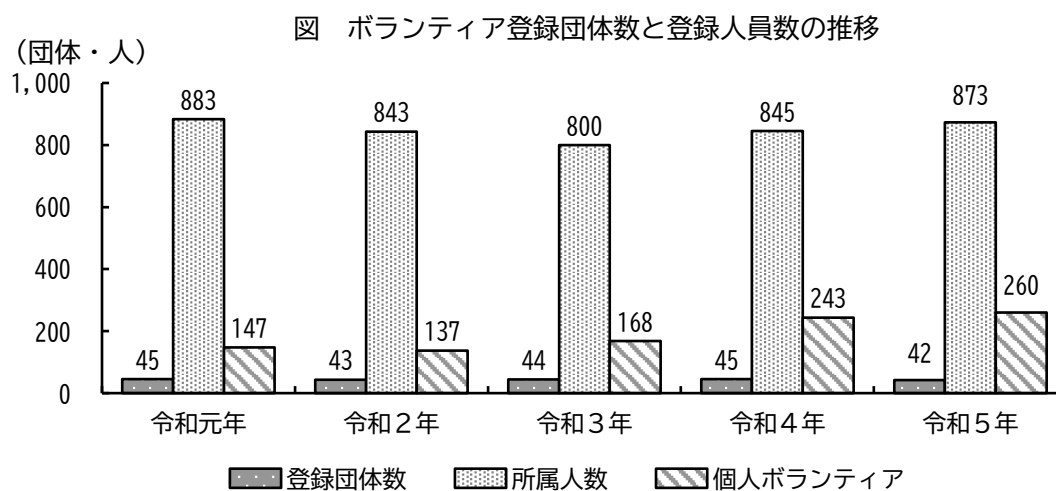
民生委員・児童委員は、令和5年現在162人が活動しています。高齢化・担い手不足により、民生委員・児童委員の活動と連携する地域の取組のさらなる充実が求められます。



資料：福祉部福祉総務課（令和5年10月1日現在）

### ② ボランティア登録団体数と登録人員数の推移

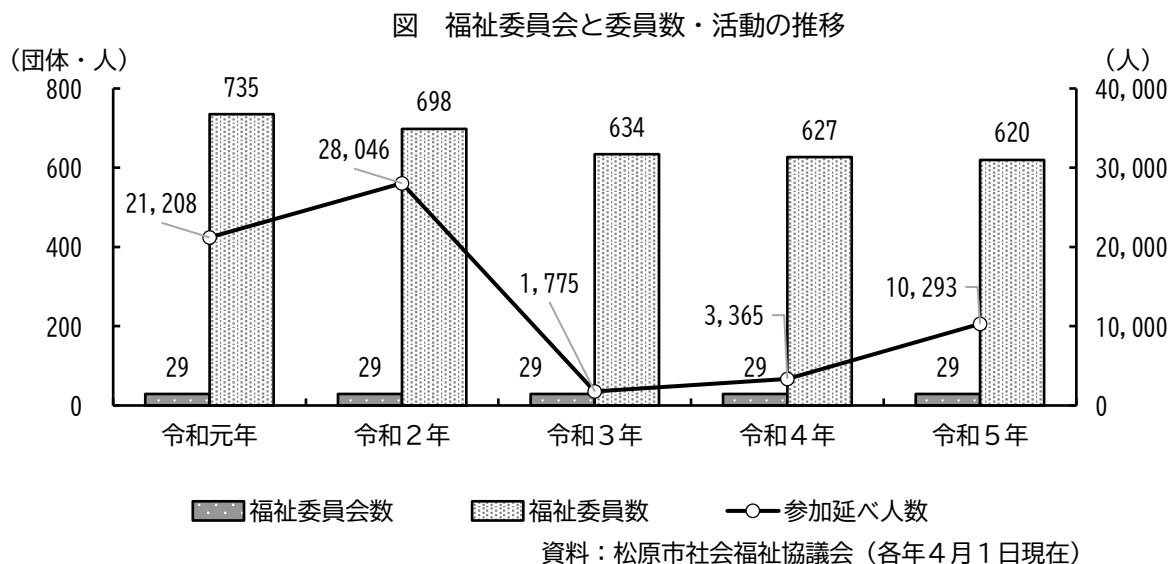
令和元年から令和5年のボランティア登録団体数は、横ばいとなっています。所属人数は、近年は増加傾向にあり、令和5年には873人となっています。個人ボランティアは、令和元年から令和5年にかけて概ね増加しており、令和5年には260人となっています。



資料：松原市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

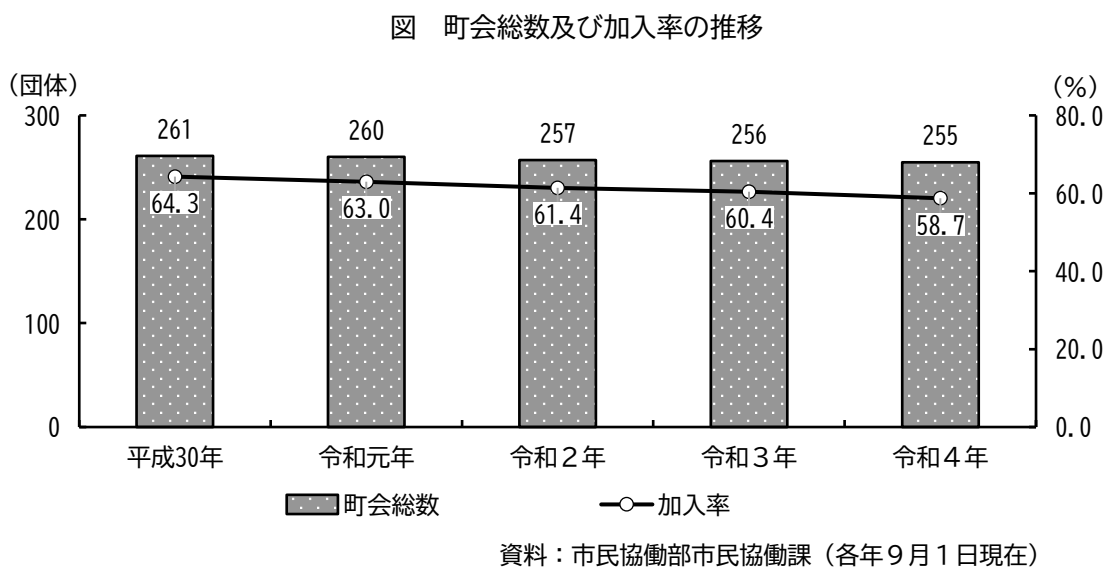
### ③ 福祉委員会の状況

福祉委員会の参加延べ人数は、新型コロナウイルス感染症の影響があり減少しましたが、令和5年には10,293人となっています。



### ④ 町会総数及び加入率の推移

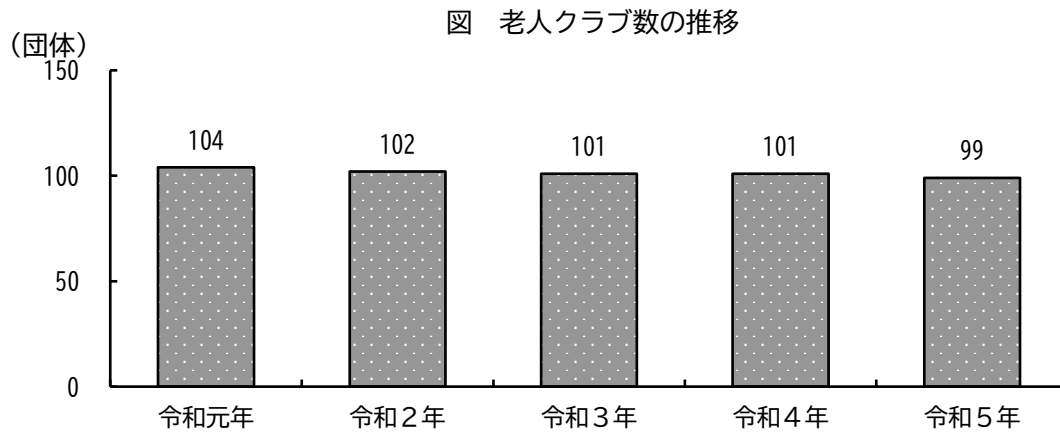
町会総数は減少し続けており、令和4年には255団体となっています。また、令和4年の加入率は58.7%です。



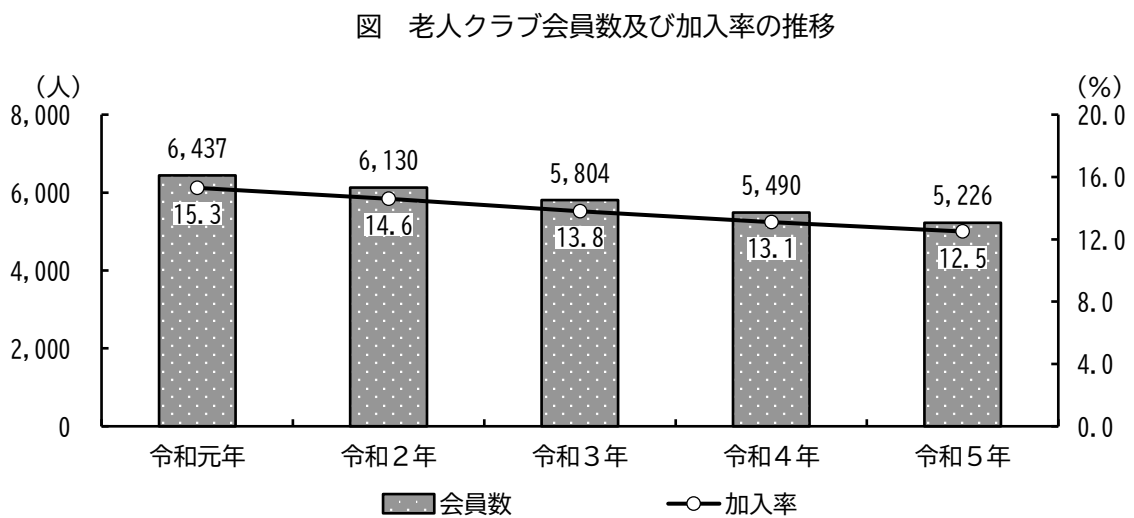
⑤ 老人クラブ数、会員数、加入率の推移

老人クラブ数は、減少傾向にあり、令和5年には99団体となっています。

また、老人クラブ会員数も減少傾向にあり、令和5年には5,226人となっています。  
令和5年の加入率は、12.5%です。



資料：健康部高齢介護課（各年4月1日現在）



資料：健康部高齢介護課（各年4月1日現在）

## 2 アンケート調査結果からみた状況

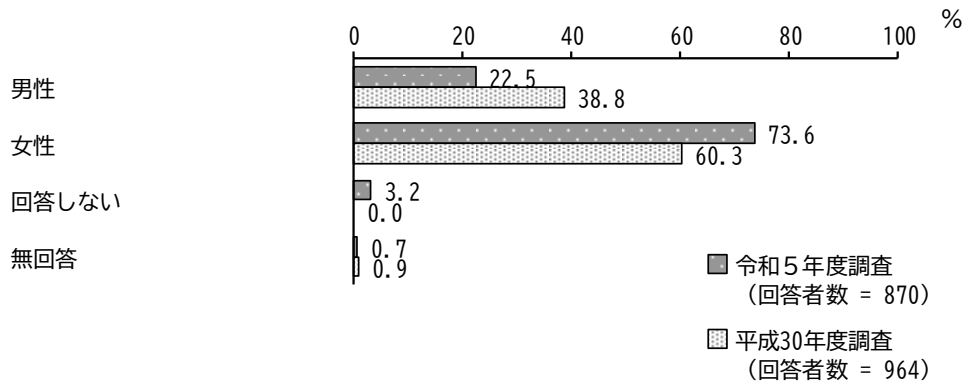
### (1) 調査の結果

#### ① 回答者属性

##### ア 性別

「女性」の割合が73.6%と最も高く、次いで「男性」の割合が22.5%となっています。

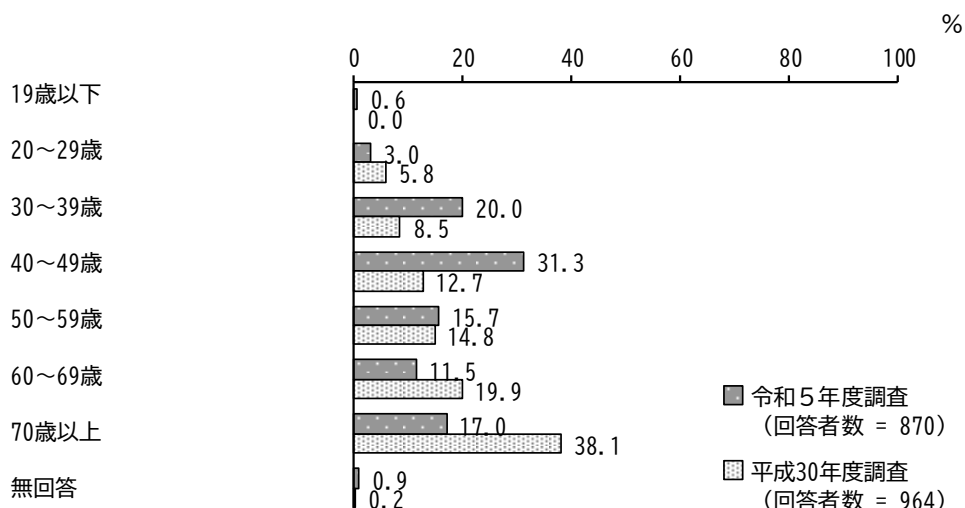
平成30年度調査と比較すると、「女性」の割合が増加しています。一方、「男性」の割合が減少しています。



##### イ 年齢

「40～49歳」の割合が31.3%と最も高く、次いで「30～39歳」の割合が20.0%、「70歳以上」の割合が17.0%となっています。

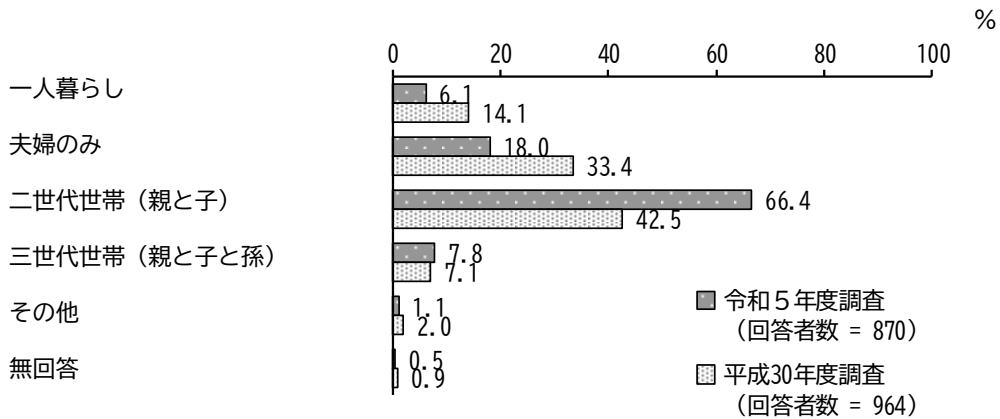
平成30年度調査と比較すると、「30～39歳」「40～49歳」の割合が増加しています。一方、「60～69歳」「70歳以上」の割合が減少しています。



## ウ 家族構成

「二世世代世帯（親と子）」の割合が66.4%と最も高く、次いで「夫婦のみ」の割合が18.0%となっています。

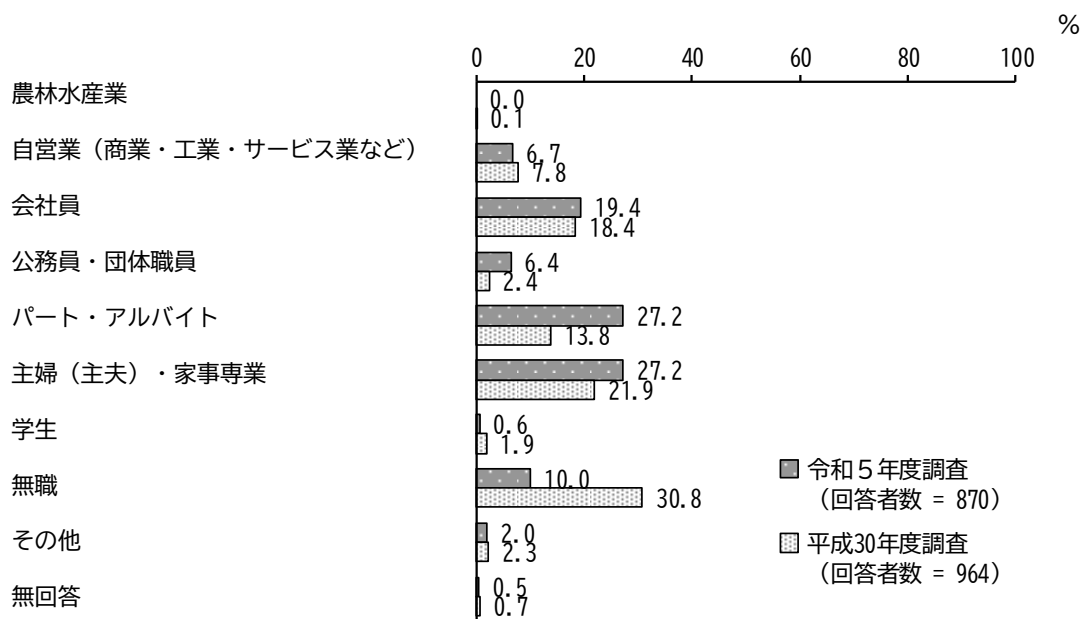
平成30年度調査と比較すると、「二世世代世帯（親と子）」の割合が増加しています。一方、「一人暮らし」「夫婦のみ」の割合が減少しています。



## エ 職業

「パート・アルバイト」、「主婦（主夫）・家事専業」の割合が27.2%と最も高く、次いで「会社員」の割合が19.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト」「主婦（主夫）・家事専業」の割合が増加しています。一方、「無職」の割合が減少しています。

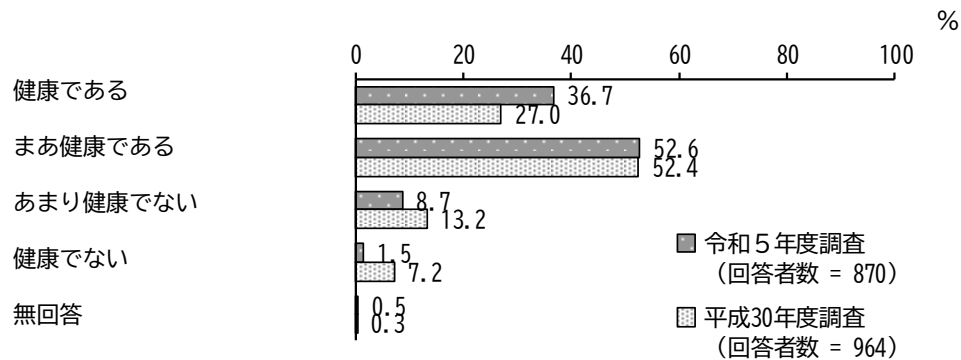




## オ 健康状態

「まあ健康である」の割合が52.6%と最も高く、次いで「健康である」の割合が36.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「健康である」の割合が増加しています。一方、「健康でない」の割合が減少しています。

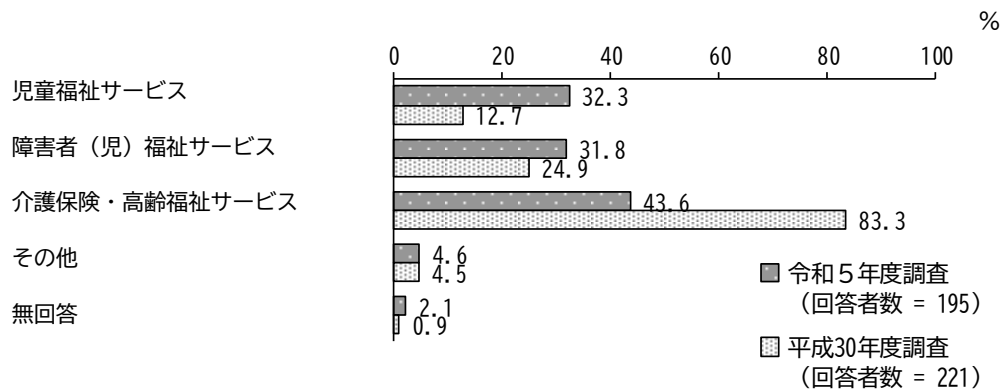


## ② 福祉サービス等について

### ア 利用している福祉サービスの内容

「介護保険・高齢福祉サービス」の割合が43.6%と最も高く、次いで「児童福祉サービス」の割合が32.3%、「障害者（児）福祉サービス」の割合が31.8%となっています。

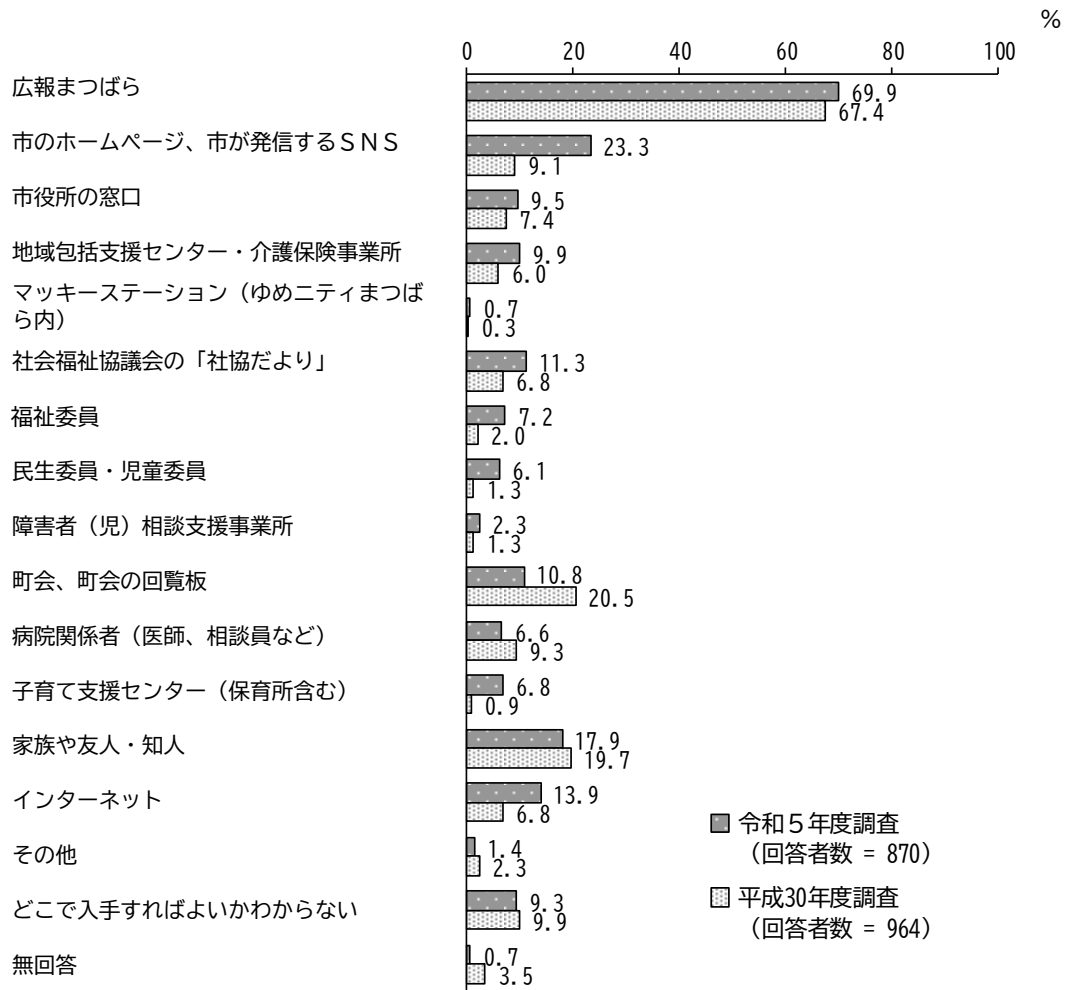
平成30年度調査と比較すると、「児童福祉サービス」「障害者（児）福祉サービス」「介護保険・高齢福祉サービス」の割合が増加しています。



## イ 福祉サービスに関する情報の入手先

「広報まつばら」の割合が69.9%と最も高く、次いで「市のホームページ、市が発信するSNS」の割合が23.3%、「家族や友人・知人」の割合が17.9%となっています。

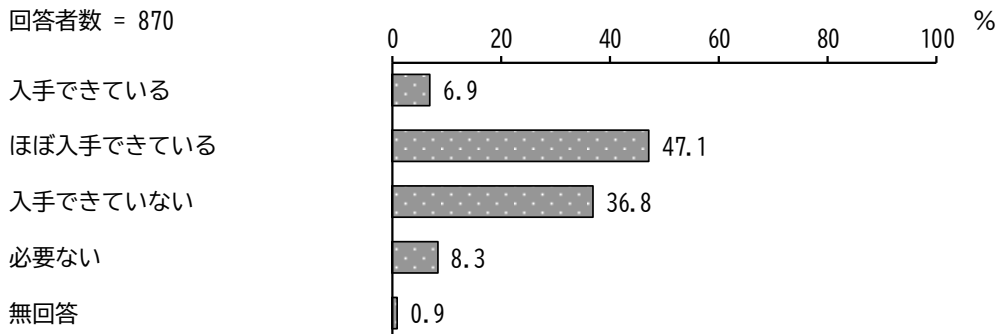
平成30年度調査と比較すると、「市のホームページ、市が発信するSNS」「福祉委員」「子育て支援センター（保育所含む）」「インターネット」の割合が増加しています。



ウ 市の子ども、高齢者、障害のある方などの福祉に関する情報の入手の有無

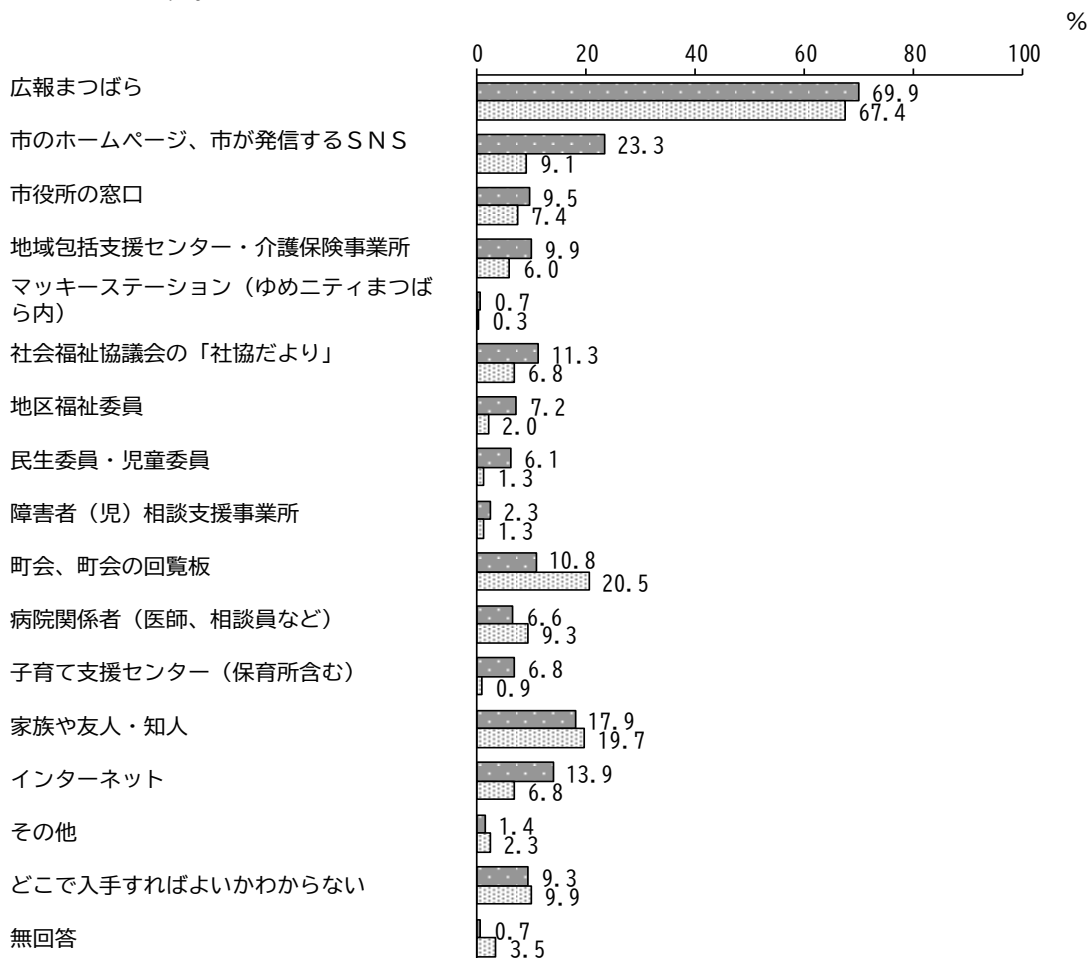
「ほぼ入手できている」の割合が47.1%と最も高く、次いで「入手できていない」の割合が36.8%となっています。

回答者数 = 870



エ 福祉サービスに関する情報の希望する入手手段

「広報まつばら」の割合が74.4%と最も高く、次いで「市のホームページ、市が発信するSNS」の割合が46.4%、「インターネット」の割合が29.4%となっています。

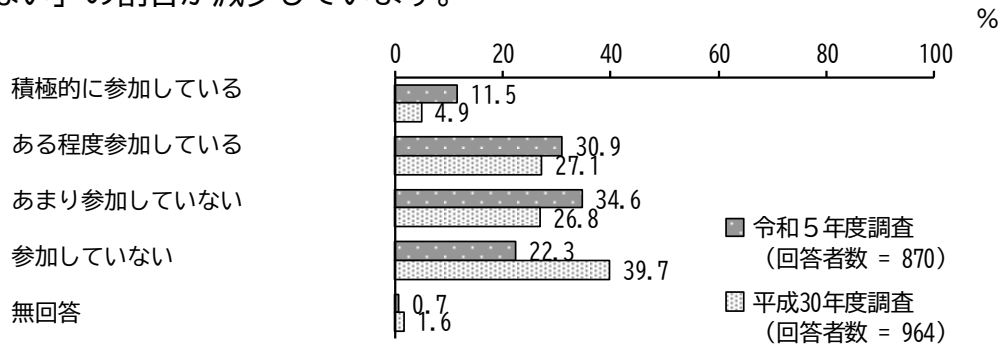


### ③ 地域活動について

#### ア 地域の活動や行事の参加状況

「あまり参加していない」の割合が34.6%と最も高く、次いで「ある程度参加している」の割合が30.9%、「参加していない」の割合が22.3%となっています。

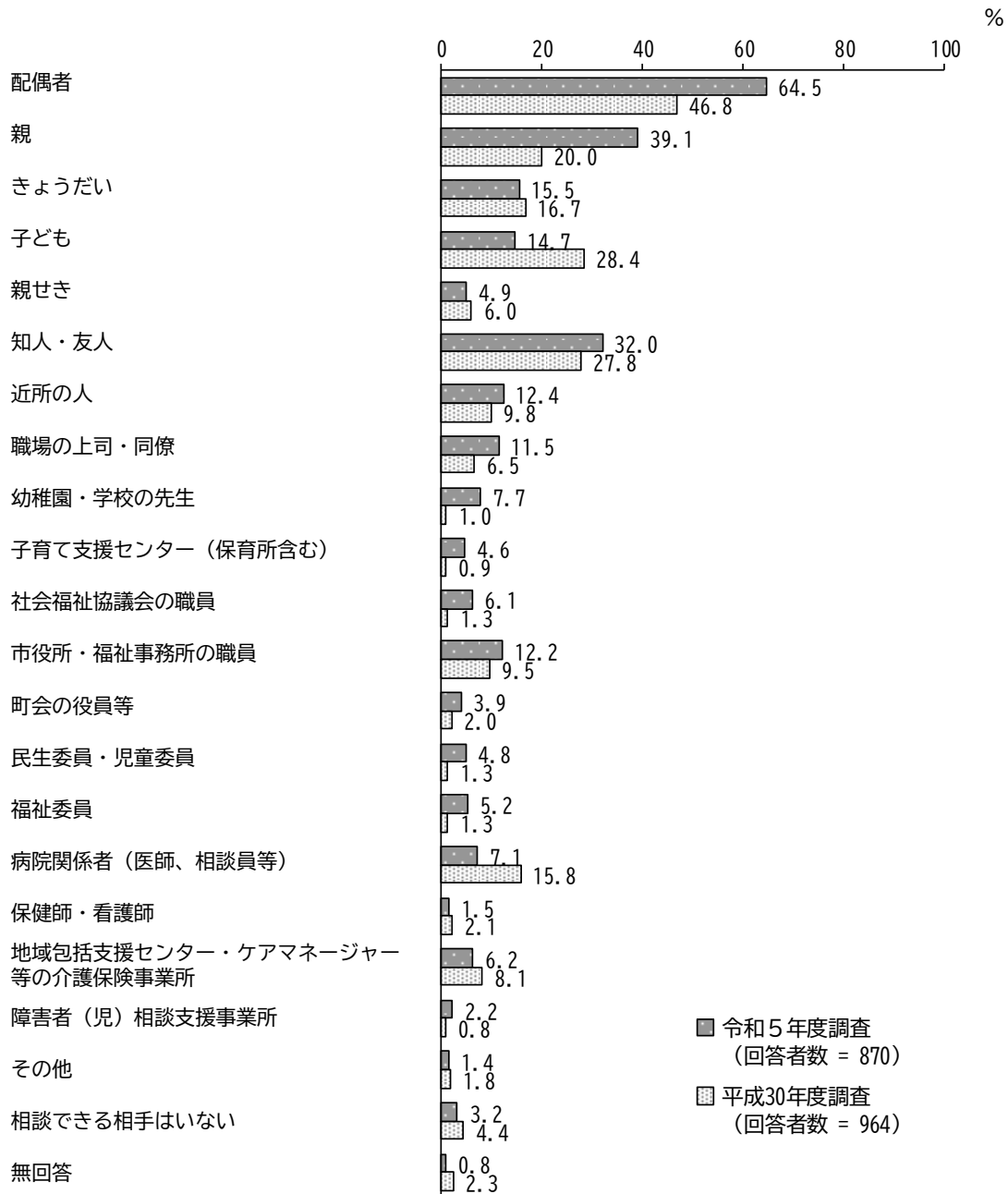
平成30年度調査と比較すると、「積極的に参加している」「ある程度参加している」「あまり参加していない」の割合が増加しています。一方、「参加していない」の割合が減少しています。



## イ 医療・福祉などの相談先

「配偶者」の割合が64.5%と最も高く、次いで「親」の割合が39.1%、「知人・友人」の割合が32.0%となっています。

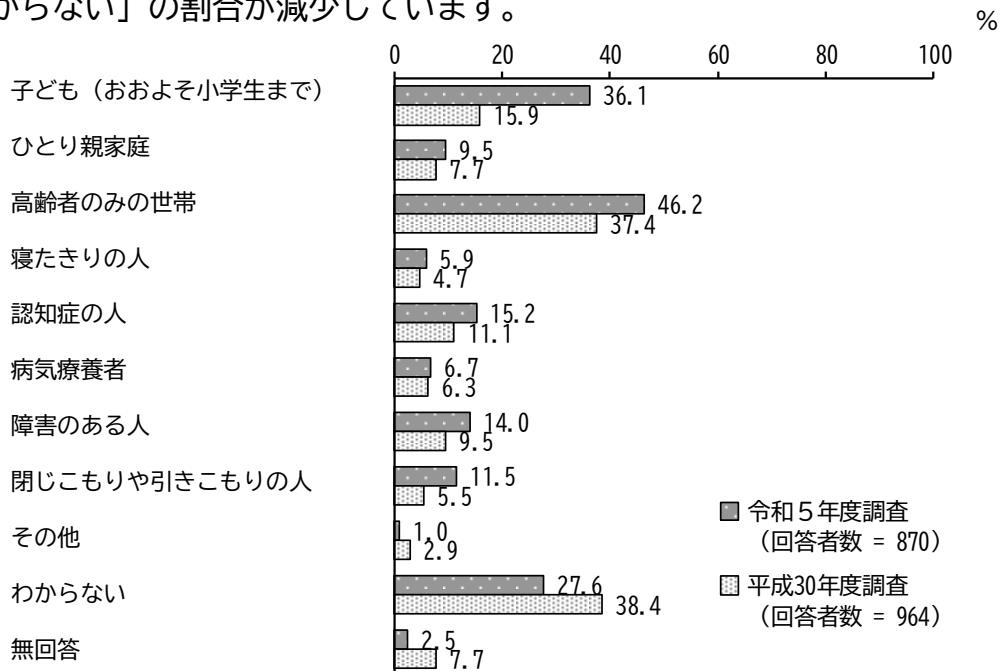
平成30年度調査と比較すると、「配偶者」「親」「幼稚園・学校の先生」の割合が増加しています。一方、「子ども」「病院関係者（医師、相談員等）」の割合が減少しています。



## ウ 見守りを必要とする人の有無

「高齢者のみの世帯」の割合が46.2%と最も高く、次いで「子ども（おおよそ小学生まで）」の割合が36.1%、「わからない」の割合が27.6%となっています。

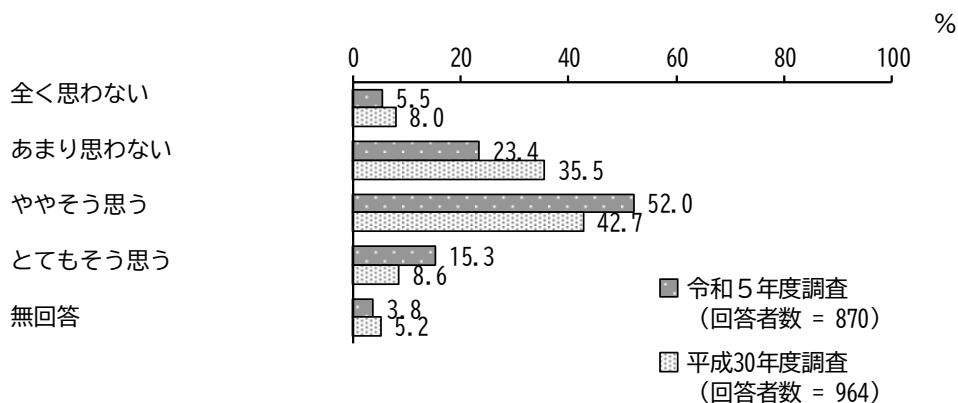
平成30年度調査と比較すると、「子ども（おおよそ小学生まで）」「高齢者のみの世帯」「閉じこもりや引きこもりの人」の割合が増加しています。一方、「わからない」の割合が減少しています。



## エ 地域活動の関心の有無

「ややそう思う」の割合が52.0%と最も高く、次いで「あまり思わない」の割合が23.4%、「とてもそう思う」の割合が15.3%となっています。

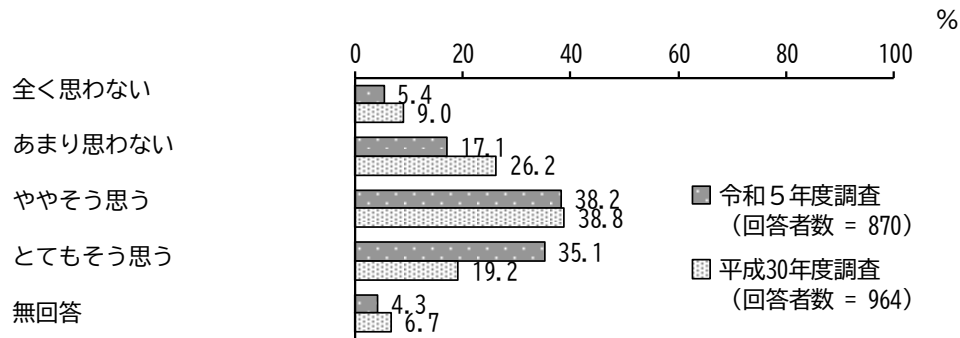
平成30年度調査と比較すると、「ややそう思う」「とてもそう思う」の割合が増加しています。一方、「あまり思わない」の割合が減少しています。



## オ 町会などに行くのは気が重いと感じるか

「ややそう思う」の割合が38.2%と最も高く、次いで「とてもそう思う」の割合が35.1%、「あまり思わない」の割合が17.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「とてもそう思う」の割合が増加しています。一方、「あまり思わない」の割合が減少しています。

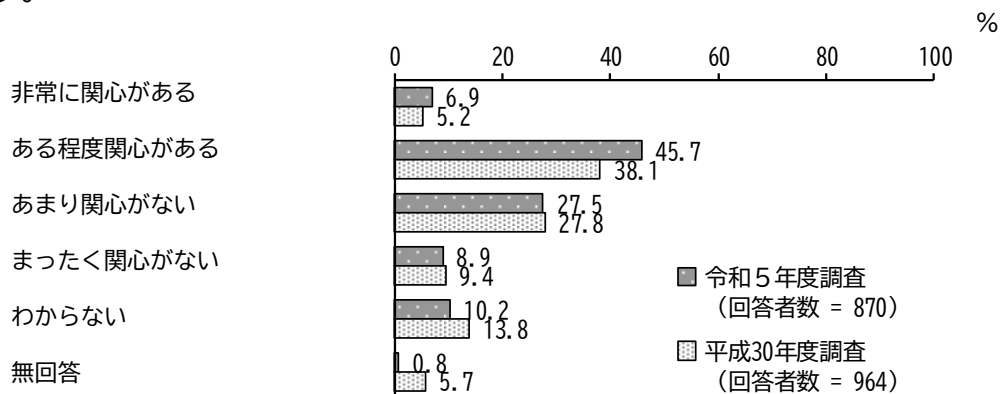


## ④ ボランティアについて

### ア ボランティア活動への関心度

「ある程度関心がある」の割合が45.7%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が27.5%、「わからない」の割合が10.2%となっています。

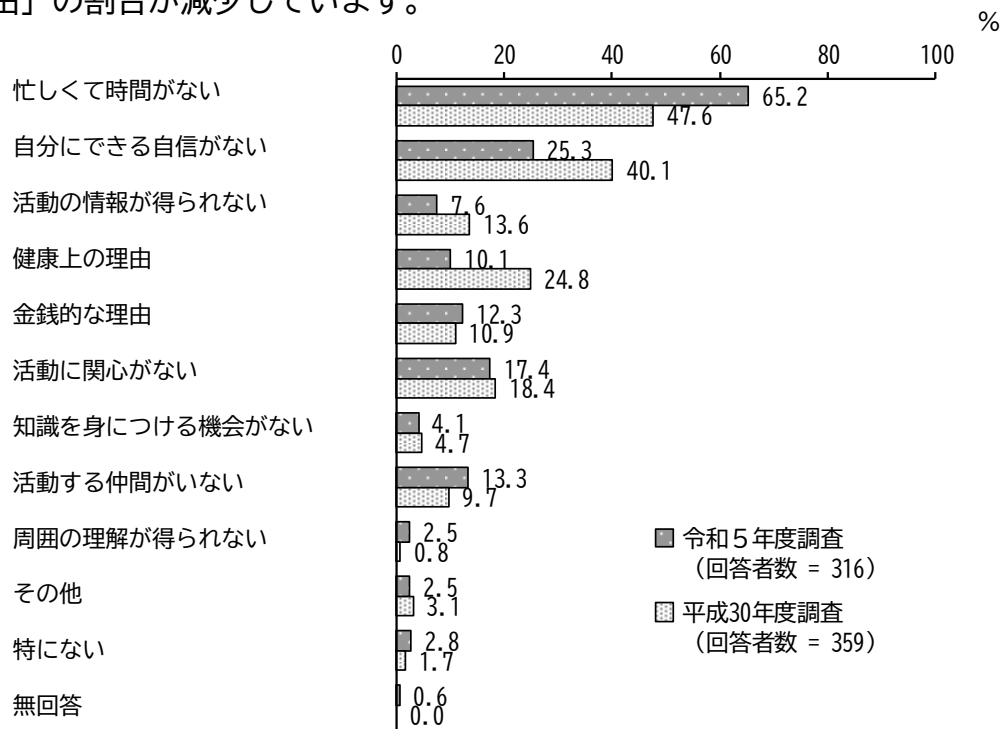
平成30年度調査と比較すると、「ある程度関心がある」の割合が増加しています。



## イ ボランティア活動に関心がない理由

「忙しくて時間がない」の割合が65.2%と最も高く、次いで「自分にできる自信がない」の割合が25.3%、「活動に関心がない」の割合が17.4%となっています。

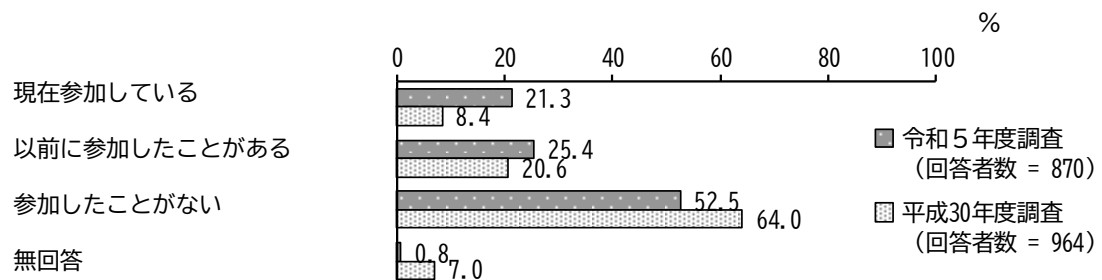
平成30年度調査と比較すると、「忙しくて時間がない」の割合が増加しています。一方、「自分にできる自信がない」「活動の情報が得られない」「健康上の理由」の割合が減少しています。



## ウ ボランティア活動の参加状況

「参加したことがない」の割合が52.5%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」の割合が25.4%、「現在参加している」の割合が21.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「現在参加している」の割合が増加しています。一方、「参加したことがない」の割合が減少しています。

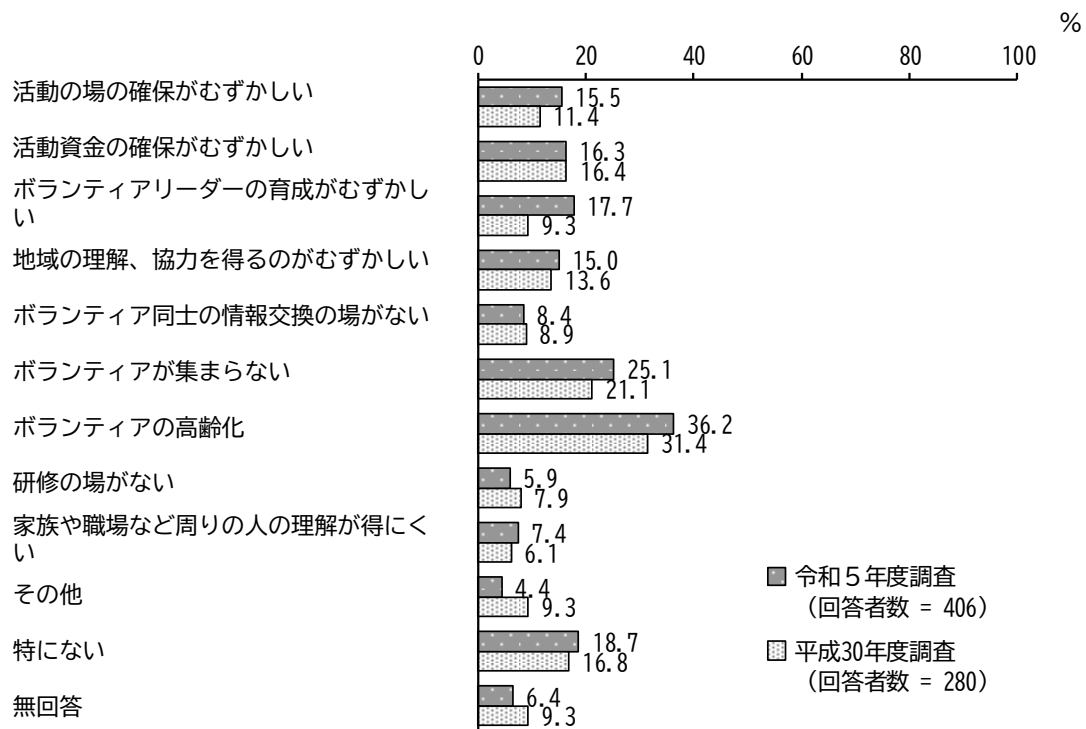




## エ ボランティア活動における問題点

「ボランティアの高齢化」の割合が36.2%と最も高く、次いで「ボランティアが集まらない」の割合が25.1%、「特にない」の割合が18.7%となっています。

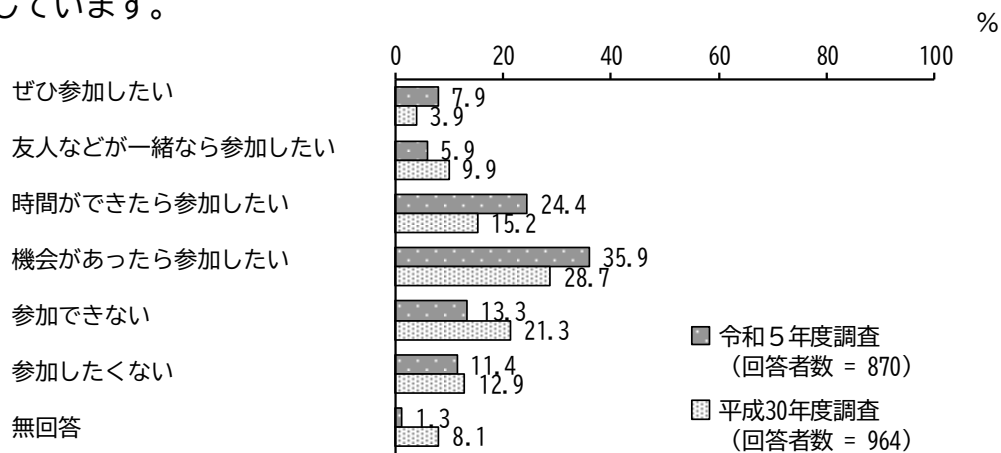
平成30年度調査と比較すると、「ボランティアリーダーの育成がむずかしい」の割合が増加しています。



## オ ボランティア活動への参加意向

「機会があったら参加したい」の割合が35.9%と最も高く、次いで「時間ができたら参加したい」の割合が24.4%、「参加できない」の割合が13.3%となっています。

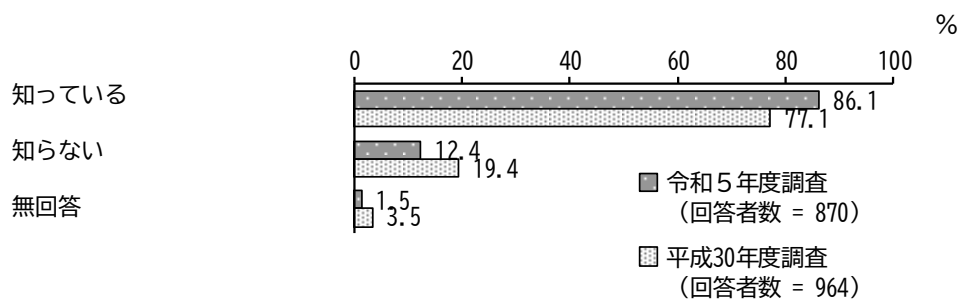
平成30年度調査と比較すると、「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」の割合が増加しています。一方、「参加できない」の割合が減少しています。



## ⑤ 防災について

### ア 災害時の避難場所の認知度

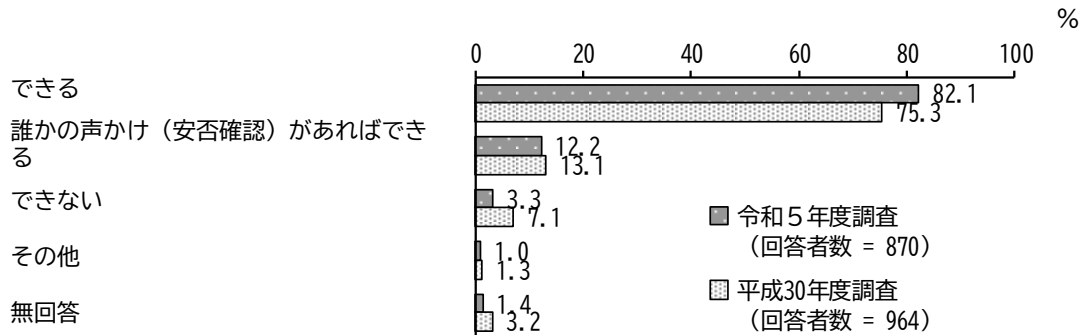
「知っている」の割合が86.1%、「知らない」の割合が12.4%となっています。平成30年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加しています。一方、「知らない」の割合が減少しています。



## イ 災害時に一人で避難できるか

「できる」の割合が82.1%と最も高く、次いで「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」の割合が12.2%となっています。

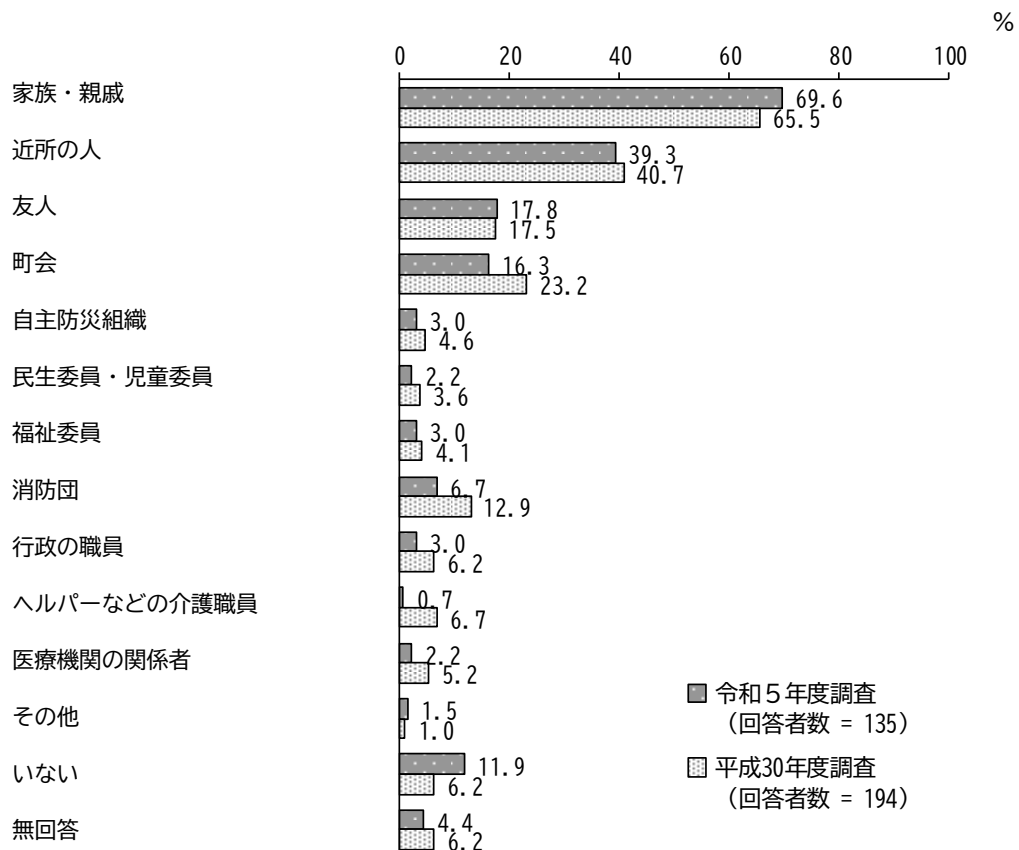
平成30年度調査と比較すると、「できる」の割合が増加しています。



## ウ 誰が避難を手助けしてくれるか

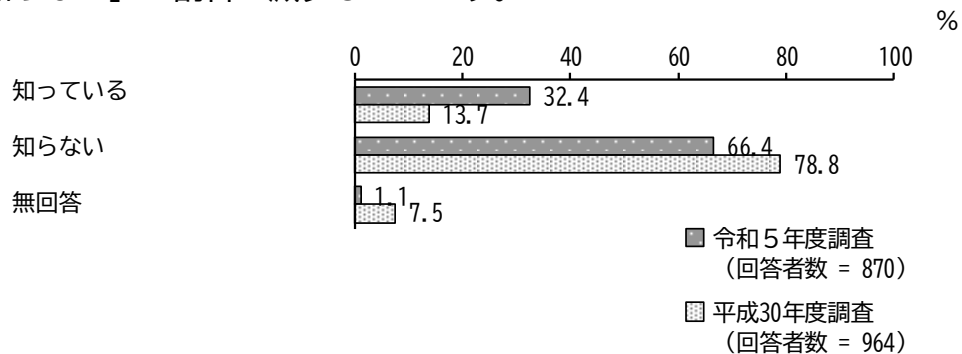
「家族・親戚」の割合が69.6%と最も高く、次いで「近所の人」の割合が39.3%、「友人」の割合が17.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「いない」の割合が増加しています。一方、「消防団」「行政の職員」「ヘルパーなどの介護職員」「医療機関の関係者」の割合が減少しています。



## エ 避難行動要支援者制度の認知度

「知っている」の割合が32.4%、「知らない」の割合が66.4%となっています。平成30年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加しています。一方、「知らない」の割合が減少しています。



## オ 避難行動要支援者名簿の登録希望及び登録状況

「はい」の割合が48.6%と最も高く、次いで「名簿のことを知らない」の割合が37.8%、「いいえ」の割合が11.4%となっています。

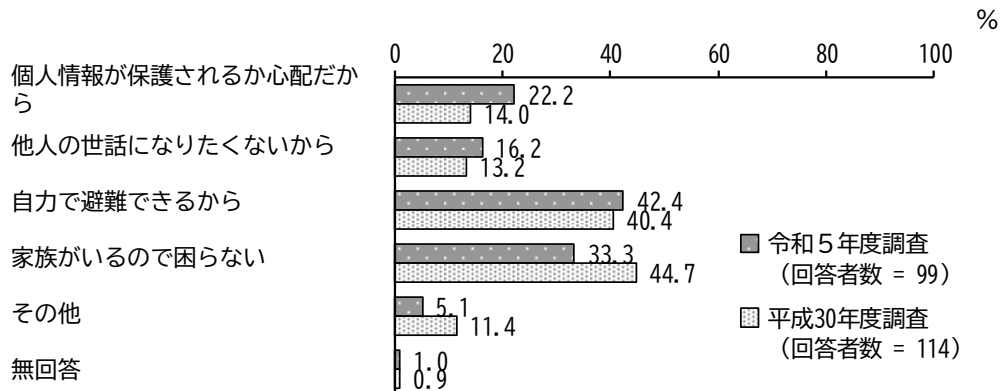
平成30年度調査と比較すると、「はい」の割合が増加しています。



## カ 避難行動要支援者名簿に登録したくない理由

「自力で避難できるから」の割合が42.4%と最も高く、次いで「家族がいるので困らない」の割合が33.3%、「個人情報が保護されるか心配だから」の割合が22.2%となっています。

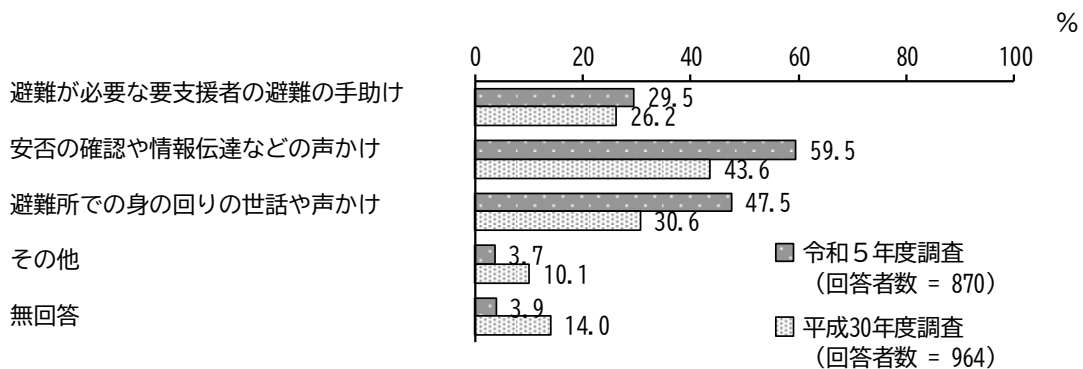
平成30年度調査と比較すると、「個人情報が保護されるか心配だから」の割合が増加しています。一方、「家族がいるので困らない」の割合が減少しています。



## キ 災害時、避難行動要支援者にできる手助けの内容

「安否の確認や情報伝達などの声かけ」の割合が59.5%と最も高く、次いで「避難所での身の回りの世話や声かけ」の割合が47.5%、「避難が必要な要支援者の避難の手助け」の割合が29.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「安否の確認や情報伝達などの声かけ」「避難所での身の回りの世話や声かけ」の割合が増加しています。

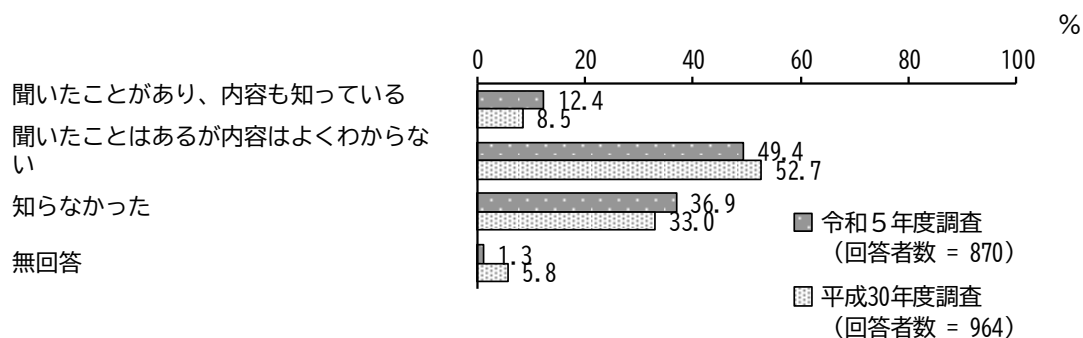


## ⑥ 生活困窮者への自立支援について

### ア 生活困窮者自立支援法（制度）の認知度

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が49.4%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が36.9%、「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合が12.4%となっています。

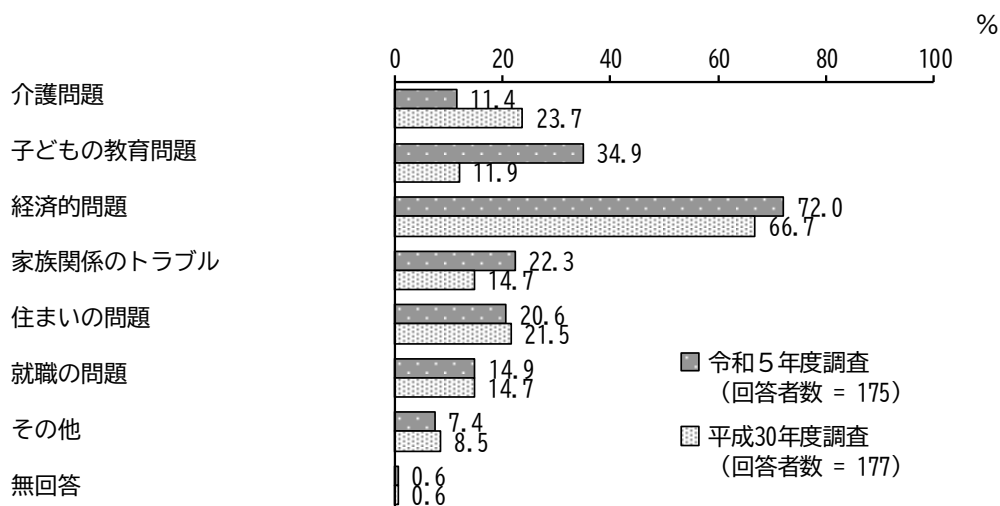
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### イ 生活に困っている原因

「経済的問題」の割合が72.0%と最も高く、次いで「子どもの教育問題」の割合が34.9%、「家族関係のトラブル」の割合が22.3%となっています。

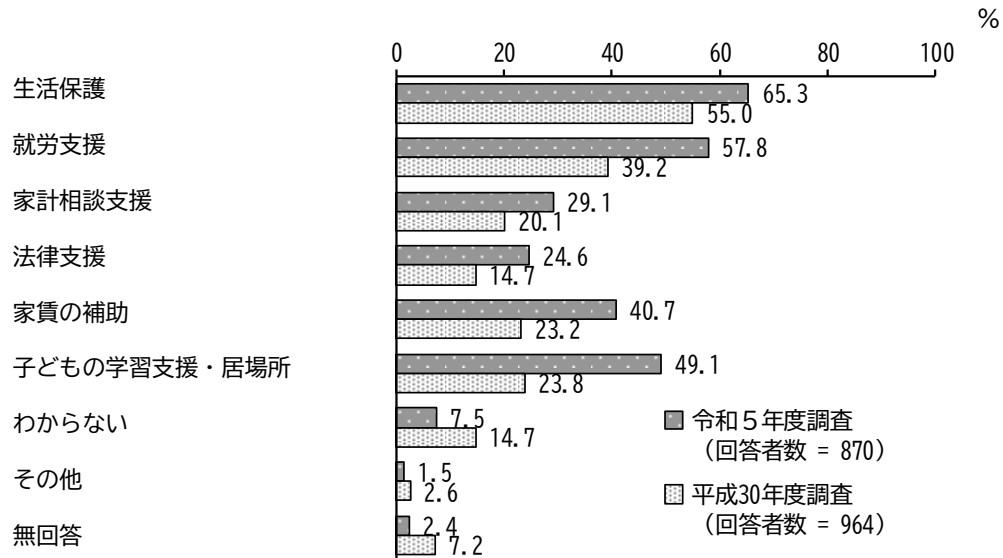
平成30年度調査と比較すると、「子どもの教育問題」「経済的問題」「家族関係のトラブル」の割合が増加しています。一方、「介護問題」の割合が減少しています。



## ウ 生活困窮状態に必要な支援

「生活保護」の割合が65.3%と最も高く、次いで「就労支援」の割合が57.8%、「子どもの学習支援・居場所」の割合が49.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「生活保護」「就労支援」「家賃の補助」「子どもの学習支援・居場所」の割合が増加しています。一方、「わからない」の割合が減少しています。

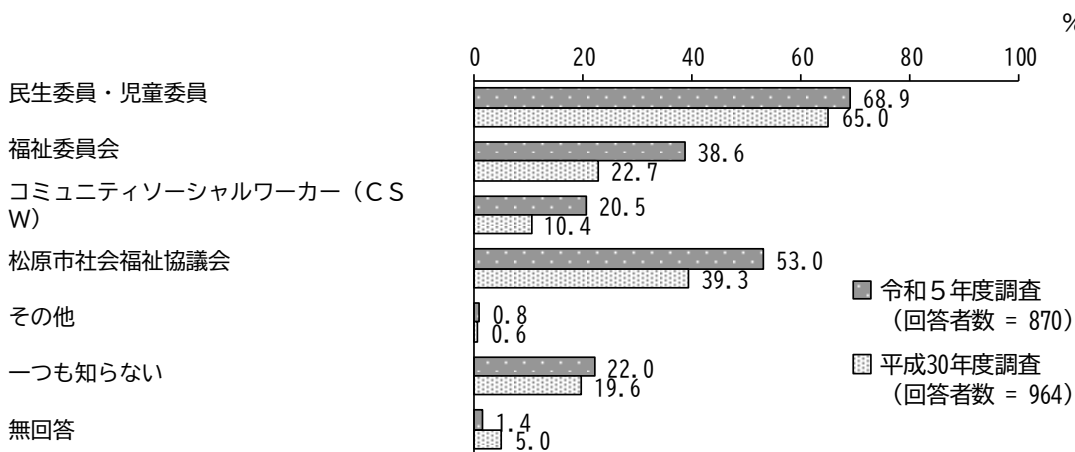


## ⑦ 地域福祉の推進について

### ア 地域活動組織・団体の認知度

「民生委員・児童委員」の割合が68.9%と最も高く、次いで「松原市社会福祉協議会」の割合が53.0%、「福祉委員会」の割合が38.6%となっています。

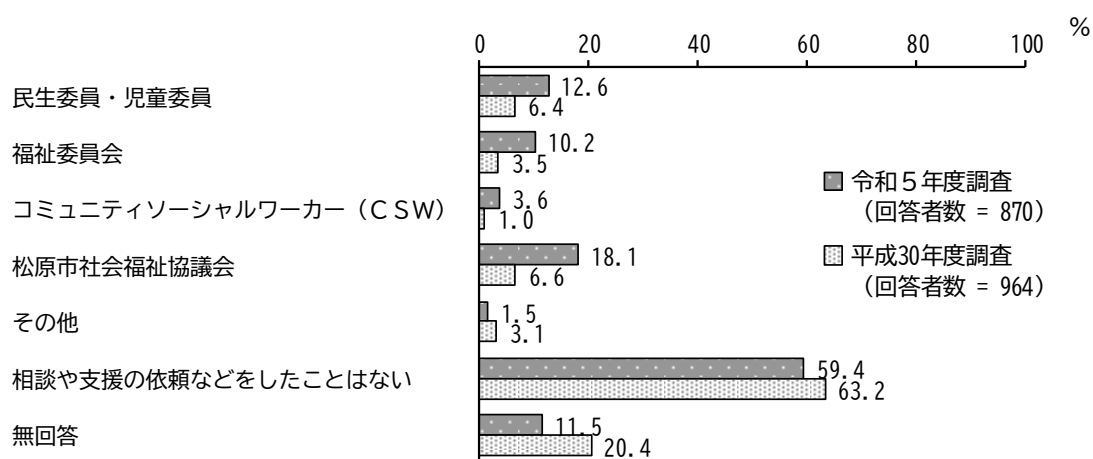
平成30年度調査と比較すると、「福祉委員会」「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」「松原市社会福祉協議会」の割合が増加しています。



## イ 相談や支援の依頼などをした組織・団体

「相談や支援の依頼などをしたことはない」の割合が59.4%と最も高く、次いで「松原市社会福祉協議会」の割合が18.1%、「民生委員・児童委員」の割合が12.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「民生委員・児童委員」「福祉委員会」「松原市社会福祉協議会」の割合が増加しています。

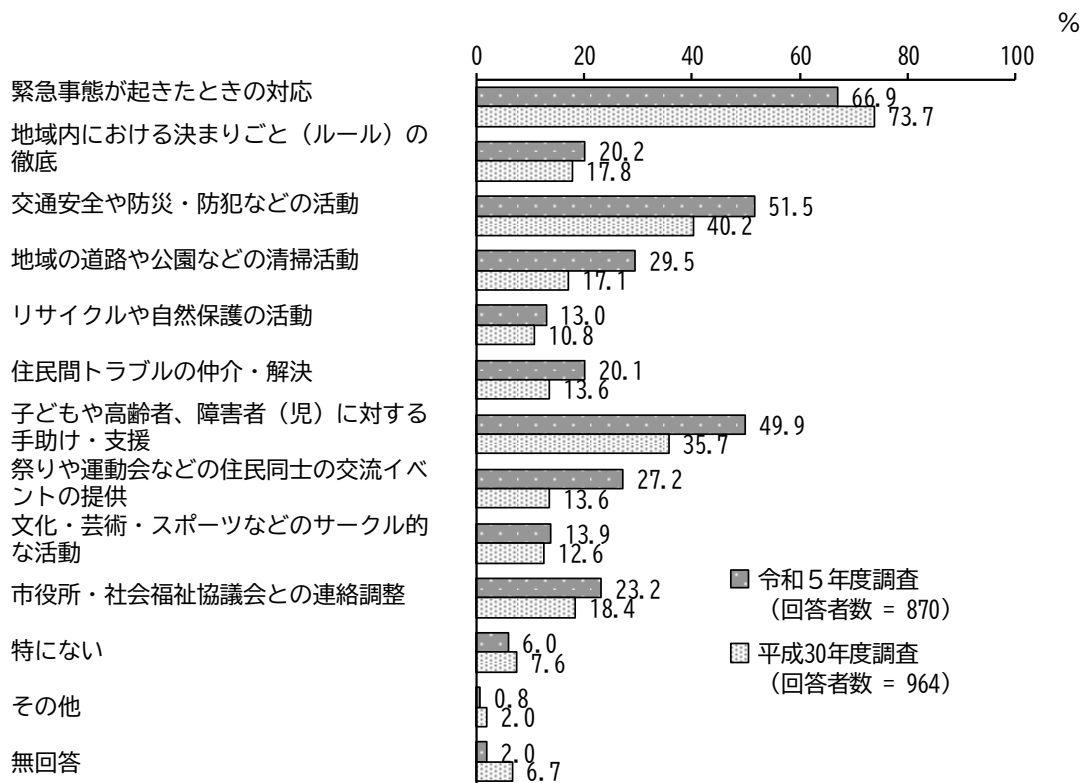




## ウ 地域活動組織・団体に期待する活動内容

「緊急事態が起きたときの対応」の割合が66.9%と最も高く、次いで「交通安全や防災・防犯などの活動」の割合が51.5%、「子どもや高齢者、障害者（児）に対する手助け・支援」の割合が49.9%となっています。

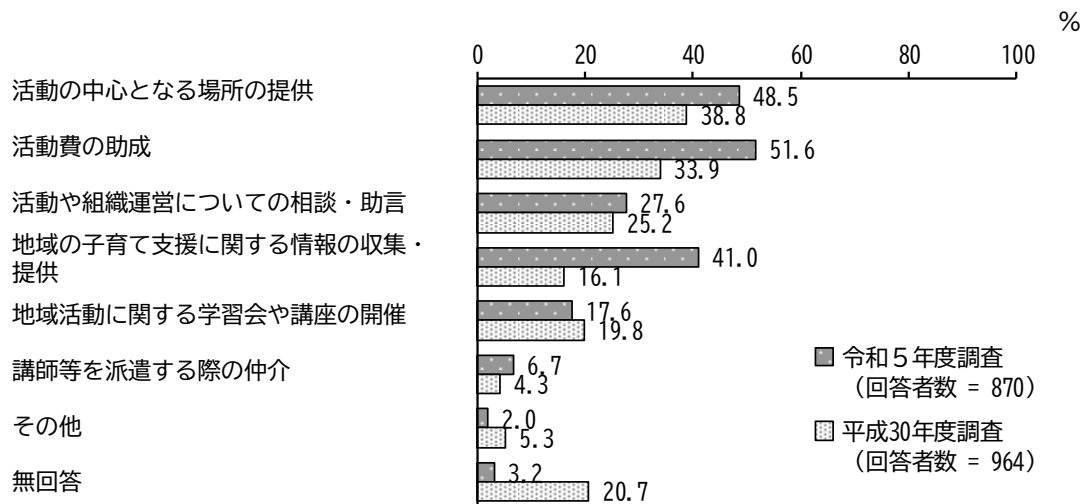
平成30年度調査と比較すると、「交通安全や防災・防犯などの活動」「地域の道路や公園などの清掃活動」「住民間トラブルの仲介・解決」「子どもや高齢者、障害者（児）に対する手助け・支援」「祭りや運動会などの住民同士の交流イベントの提供」の割合が増加しています。一方、「緊急事態が起きたときの対応」の割合が減少しています。



## エ 地域活動がしやすくなるために期待する行政施策

「活動費の助成」の割合が51.6%と最も高く、次いで「活動の中心となる場所の提供」の割合が48.5%、「地域の子育て支援に関する情報の収集・提供」の割合が41.0%となっています。

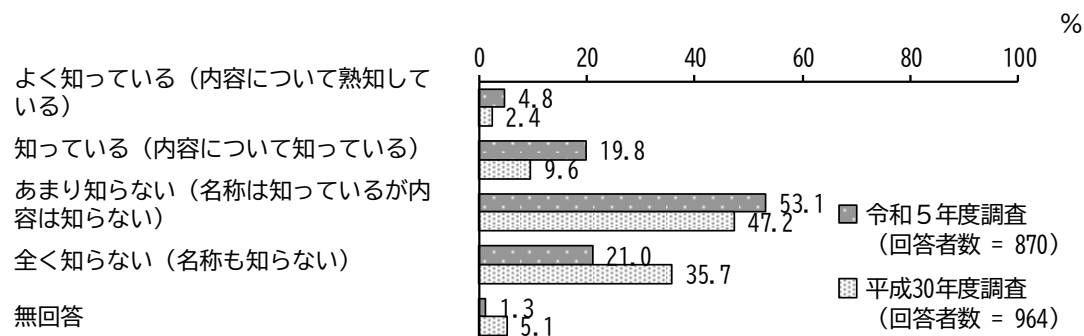
平成30年度調査と比較すると、「活動の中心となる場所の提供」「活動費の助成」「地域の子育て支援に関する情報の収集・提供」の割合が増加しています。



## オ セーフコミュニティ（SC）の認知度

「あまり知らない（名称は知っているが内容は知らない）」の割合が53.1%と最も高く、次いで「全く知らない（名称も知らない）」の割合が21.0%、「知っている（内容について知っている）」の割合が19.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「知っている（内容について知っている）」の割合が増加しています。一方、「全く知らない（名称も知らない）」の割合が減少しており、松原市のインターナショナルセーフスクール（ISS）の取組を含めセーフコミュニティの取組が全世代に浸透していることが分かりました。



### 3 第3期計画の評価と課題

本項では、第3期計画の基本目標ごとの目標値の達成状況を確認しつつ、次期計画への課題と方向性を示しています。

評価基準	目標値達成:◎、目標値未達成・数値改善:○、横ばい:□、やや悪化:△
------	------------------------------------

#### 基本目標1 ささえあいの地域づくり

	指標	第3期策定時	令和5年度目標値	令和5年度速報値	達成状況
数値目標	1a 認知症サポーターの数	6,654人	12,000人	11,664人	○
	1b 行政と住民の協働がよりよい関係になったと感じる市民の割合【問48】	12.7%	15%	16.1%	◎
	1c 小地域ネットワーク活動等における地域交流の場の開催数	89回	120回	50回	△
	1d ふだん近所の人とつきあいがある市民の割合【問15】	87.3%	90%	91.2%	◎

※指標の【 】内は、令和5年度アンケートにおける質問番号。また、【 】がある指標の速報値及び達成状況は令和5年度アンケート結果によるもの

「認知症サポーターの数」は、第3期計画策定時に比べ増加はしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により講座の開催が制限されたため目標値を上回っていない状況です。引き続き、認知症の理解や支援を充実させていくことが必要です。

「行政と住民の協働がよりよい関係になったと感じる市民の割合」及び「ふだん近所の人とつきあいがある市民の割合」については、目標値を上回っています。基本目標として掲げる「ささえあいの地域づくり」を進めていくためには、園庭開放やまつばらテラス等の活用により住民同士のコミュニケーションを図る機会を充実させていくことが重要です。

「小地域ネットワーク活動等における地域交流の場の開催数」は、第3期計画策定時に比べ開催数が減少し、目標値を下回りました。新型コロナウイルス感染症による影響が大きいものの、地域組織・団体の活動支援と連携の強化を図るため、コロナ禍前までの水準まで戻していくことが必要です。

## 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

		指標	第3期 策定時	令和5年度 目標値	令和5年度 速報値	達成状況
数値目標	2a	ゲートキーパー養成研修受講者数	2,145人	4,000人	2,780人	○
	2b	避難行動要支援者制度の認知度【問33】	13.7%	20%	32.4%	◎
	2c	自分の避難場所を知っている市民の割合【問29】	77.1%	85%	86.1%	◎
	2d	ふだん健康と思っている市民の割合【問7】	79.4%	85%	89.3%	◎

※指標の【 】内は、令和5年度アンケートにおける質問番号。また、速報値及び達成状況は令和5年度アンケート結果によるもの。

「ゲートキーパー養成研修受講者数」は、第3期計画策定時に比べ増加はしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により講座の開催が制限されたため目標値を上回っていない状況です。自殺予防対策を取り組むにあたり、困難を抱えている人を救うためには、身近な地域の中で、気づき、傾聴、つなぎ、見守りにより、安心できる地域づくり・仕組みづくりが必要です。

「避難行動要支援者制度の認知度」及び「自分の避難場所を知っている市民の割合」の数値目標については、目標値を上回っています。非常時にはお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、防災訓練等、地域での防災活動を支援することが必要です。災害時に備え、今後、さらなる安心・安全で暮らしやすい生活の基盤づくりの推進が求められます。

「ふだん健康と思っている市民の割合」は、目標値を達成することができました。引き続き、健康診査や健康相談等を充実し地域での健康づくりや介護予防を推進し、市民の健康に対する意識の改善を図っていきます。

## 基本目標3 地域活動の担い手づくり

		指標	第3期 策定時	令和5年度 目標値	令和5年度 速報値	達成状況
数値目標	3a	地域の活動に関心がある市民の割合【問22-(1)】	51.3%	60%	67.3%	◎
	3b	地域の活動や行事に参加している市民の割合【問16】	32.0%	40%	42.4%	◎
	3c	ボランティア活動に関心がある市民の割合【問23】	43.3%	50%	52.6%	◎
	3d	ボランティアの登録人数	129人	200人	260人	◎

※指標の【 】内は、令和5年度アンケートにおける質問番号。また、速報値及び達成状況は令和5年度アンケート結果によるもの。

「地域の活動に関心がある市民の割合」及び「地域の活動や行事に参加している市民の割合」の数値目標については、目標を達成していますが、今後も、子どもから高齢者、障害のある人等すべての人が親しく交流できる機会・場づくりを進め、地域における活動の実践者の継続的な確保と育成につなげていくことが重要です。特に、「地域の活動に関心がある市民の割合」は増加していることから、将来を見据えて、今後担い手となる人を新たに確保するための取組が必要です。

「ボランティア活動に関心がある市民の割合」及び「ボランティアの登録人数」については、目標を達成していますが、引き続き、ボランティア活動の担い手を増やし、各活動のさらなる広がり促進のための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、ボランティア活動の機会を提供することにより、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつなげることが必要です。

## 基本目標4 地域とともにつくる福祉サービス

		指標	第3期 策定時	令和5年度 目標値	令和5年度 速報値	達成状況
数値目標	4a	福祉委員交流会・学習会の実施回数 (地域住民学習会を含む)	64回(H29)	90回	22回	△
	4b	民生委員・児童委員の認知度【問42】	65.0%	70%	68.9%	○
	4c	C SW (コミュニティソーシャルワーカー) の認知度【問42】	10.4%	15%	20.5%	◎
	4d	高齢者等見まもりチームの数	15	27	21	○

※指標の【 】内は、令和5年度アンケートにおける質問番号。また、速報値及び達成状況は令和5年度アンケート結果によるもの。

「福祉委員交流会・学習会の実施回数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により交流会等の開催が制限されたため目標値を下回りました。実施回数を増やすことにより、福祉委員における交流を深め、福祉委員のスキルアップや地域における活動の活性化を図ることが重要です。

「民生委員・児童委員の認知度」は、改善されているもののコロナ禍の影響により民生委員・児童委員の活動が縮小されたことにより、目標の達成には至りませんでした。しかし、「C SW (コミュニティソーシャルワーカー) の認知度」は改善されました。引き続き、地域福祉の重要な役割を担い、市民にとって身近な存在である民生委員・児童委員及びC SWの認知度の改善を図っていくことが必要です。

「高齢者等見まもりチームの数」は、コロナ禍における活動が制限されチーム数の増加が伸び悩み、目標値を下回っているものの、第3期計画策定時に比べ増加しています。引き続き、支援が必要な人に対して、地域活動に関わる町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉委員が協働して、地域の見守り活動を充実させていくことが必要です。

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

本市の将来像は「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を掲げ、安心・安全で移動や生活の利便性が高い良好な住環境や、充実した子育て支援等、これまで築いてきた本市の魅力をさらに高め、未来に引き継いでいくまちづくりについて市民との協働を推進し、みんなで取り組んでいくことを目指しています。

この将来像の実現に向けて、地域福祉分野では、高齢者福祉だけでなく障害者福祉など、分野を超えたネットワークを構築することで、誰もが安心して住み慣れた地域での暮らしを続けながら、必要な支援を受けることができるしくみをつくとともに、地域における支え合い、助け合いの担い手となる人づくりを進めています。

また、新たに盛り込むべき視点として、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

本市では、これまで地域福祉活動団体、関係機関、地域住民の方々との協働を強め、「助け合い」・「共生」を理念とする福祉のまちづくりに向けて、地域福祉を推進してきました。さらに、3度目となるセーフコミュニティの国際認証を取得したことを踏まえ、本計画の基本理念については、これまでの地域福祉の取組との連続性、整合性から第3期計画の理念 地域で支えあい、ともにいきいきと暮らせる「安心・安全のまち まつばら」を引き継ぎ、計画を推進します。

### 【 基 本 理 念 】

地域で支えあい、ともにいきいきと暮らせる  
「安心・安全のまち まつばら」

## 2 基本目標

### (1) ささえあいの地域づくり

地域福祉を進めていくには地域で支え合う地域づくりが基礎になります。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による地域での活動が制限された状況の中、多世代が交流できる場所を積極的に提供することにより、コロナ禍前の水準まで、地域における人とつながり・コミュニケーションを活性化させることが必要です。

「認知症サポーターの数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により現時点では目標を達成していませんが、小学校等の教育機関をはじめ、医療機関など様々な場所で幅広い年代を対象に養成講座を開催し、認知症に関する理解や支援の充実を図っていきます。高齢者の認知症に係る事故等を予防するため、身近な存在として周りからサポートができる「認知症サポーターの数」を、引き続き、基本目標の指標として設定します。

松原市ではセーフコミュニティの取組により、市民と行政による「協働」の取組を推進しています。「行政と住民の協働がよりよい関係になったと感じる市民の割合」は改善しているものの、「わからない」と回答した人の割合は依然高く、将来的な改善の余地はあります。また、今後、地域福祉を推進していくにあたり、「協働」の取組は大変重要であるため、「行政と住民の協働がよりよい関係になったと感じる市民の割合」を引き続き、基本目標の指標として設定します。

「小地域ネットワーク活動等における地域交流の場の開催数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第3期計画の数値目標を達成することができませんでしたが、ささえあいの地域づくりを推進するためには、地域組織・団体の活動支援と連携の強化を図っていくことが重要であるため、第3期計画の数値目標（89回）を参考にし、数値目標を設定するものです。

アンケート結果より、若い世代について近所の人とのつきあいが希薄であることが分かりました。地域福祉を推進する上で、「近所づきあい」「人づきあい」は、ささえあいの地域づくりのために必要不可欠です。近所の人と顔なじみで、声掛けをし合える関係性を構築し、近所づきあいの充実を図るため、引き続き、「ふだん近所の人とつきあいがある市民の割合」を新たな指標として関連する施策に取り組みます。

これらの指標を掲げ、町会や民生委員・児童委員など地域を構成する様々な組織・団体による地域活動と連携を図り、ささえあいの地域づくりを進めます。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
認知症サポーターの数	11,664人	14,000人
行政と住民の協働がよりよい関係になったと感じる市民の割合	16.1%	18%
小地域ネットワーク活動等における地域交流の場の開催数	50回	90回
ふだん近所の人とつきあいがある市民の割合	91.2%	92%

## (2) 安心して暮らせる地域づくり

大規模な災害が起きた時、地域において犯罪が起きた時など、行政の力だけでは十分な対応ができないことがあります。これらの災害や犯罪はいつ発生するかわからないので日々備えておく必要があります。

「ゲートキーパー養成研修受講者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により講座の開催が制限されたため、目標値を下回っており、自殺予防対策に大きく貢献できる人材育成を図ることが必要であるため、引き続き、数値目標として設定します。自殺予防対策を推進するため、ゲートキーパー養成研修の実施を積極的に進めていきます。

2011年の東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法が改正され、避難について、特に支援が必要な方の名簿をあらかじめ作成することが義務付けられました。災害が起きた時のことを想定し、地域の支援者と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援をスムーズに行うことができます。アンケート結果より、高齢の世代と比較して若い世代の認知度が低いことが分かりました。引き続き、避難行動要支援者制度の周知啓発活動を行っていくため、「避難行動要支援者制度の認知度」を指標として関連する施策に取り組みます。

災害時に自分の身の安全は自分で守るという自助の観点を高めることは非常に重要です。また、アンケート結果より、自分の避難場所を知らない人の割合は、高齢の世代と比較して若い世代の方が高い傾向にあることが分かりました。全世代の市民が安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するため、引き続き、「自分の避難場所を知っている市民の割合」を指標として設定します。

安心して暮らしていくためには、自身や家族の健康は必要不可欠です。日頃から健康問題に意識を持ち健康に暮らしていくため、引き続き、「ふだん健康と思っている市民の割合」を指標として関連する施策に取り組みます。

これらの指標を掲げ、他人のことも自分のことのように受け入れて理解し助け合える「我が事」・「丸ごと」の地域共生社会をめざし、誰もが認め合え、互いの人権を尊重できる差別や暴力のない社会づくりに努めます。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
ゲートキーパー養成研修受講者数	2,780人	4,000人
避難行動要支援者制度の認知度	32.4%	35%
自分の避難場所を知っている市民の割合	86.1%	90%
ふだん健康と思っている市民の割合	89.3%	90%



### (3) 地域活動の担い手づくり

地域活動を充実させるためには、住民が主体的に地域活動に関わっていくことが重要となります。

アンケート結果より、「地域の活動に関心がある市民の割合」及び「地域の活動や行事に参加している市民の割合」は、改善しているものの、参加したことのない人の割合は、高齢の世代と比較して若い世代の方が高い傾向にあることが分かりました。関心はあるが参加したことのない人に対して積極的に声掛けをし、地域活動の担い手として育成していく必要があります。そのため、「地域の活動に関心がある市民の割合」及び「地域の活動や行事に参加している市民の割合」を指標として設定します。

また、ボランティア活動の取組について、「ボランティア活動に関心がある市民の割合」及び「ボランティアの登録人数」は、いずれも改善しています。ボランティア情報の発信や、ボランティア活動の機会を積極的に提供することにより、地域福祉の担い手の確保と育成を図るため、引き続き、「ボランティア活動に関心がある市民の割合」及び「ボランティアの登録人数」を指標として設定します。

これらの指標を掲げ、地域活動の担い手を増やすべく、地域における住民同士の「つながり」を大切にし、一人ひとりの福祉意欲を高めることで地域活動への参加の促しを図ります。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
地域の活動に関心がある市民の割合	67.3%	70%
地域の活動や行事に参加している市民の割合	42.4%	45%
ボランティア活動に関心がある市民の割合	52.6%	55%
ボランティアの登録人数	260人	300人

#### (4) 地域とともにつくる福祉サービス

地域共生社会の実現に向けて福祉総合相談のほか、地域包括支援センター、家庭児童相談、子育て相談、障害者相談、消費生活相談など、さまざまな分野にわたる相談機関や相談窓口を設けているため、こうした相談機関が、相談が必要な人に周知され、円滑に支援機関につながる仕組みづくりが求められています。

地域で活動する福祉委員は住民とのつながりを持ち、地域に密着した福祉サービスにつなげるという重要な役割を担っています。そのため、「福祉委員交流会・学習会の実施回数」を基本目標の指標として、引き続き指標とし、福祉委員の知識のスキルアップや活動の活性化を図っていきます。

民生委員・児童委員は地域に密着した相談窓口として、住民の身近な相談相手となっています。民生委員・児童委員の認知度は年々増加し、地域福祉の相談窓口として大きな役割を担っています。そのため、「民生委員・児童委員の認知度」を引き続き指標として設定します。

C SW（コミュニティソーシャルワーカー）は地域に密着した相談窓口として活動しています。あらゆる分野の相談窓口として、各関係機関につなぐことで相談者が相談先に困ることのないように取組を推進します。C SWの認知度は向上しているものの、多様化・複雑化する地域福祉の課題を解決していくためにはC SWと各相談機関との連携は必要不可欠です。そのため、「C SW（コミュニティソーシャルワーカー）の認知度」を引き続き、指標として設定します。

高齢者等見まもりチーム活動は、地域活動に関わる町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉委員が協働して、地域における要援護者の見守り活動を実施しています。地域から高齢者が孤立するのを防止し、安全確認をすることで地域福祉の向上に努めています。そのため、「高齢者等見まもりチームの数」を引き続き、指標として関連する施策に取り組みます。

これらの指標を掲げ、福祉サービスを利用する上で身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができない人に対し、地域住民、地域の各種団体が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりを進めていきます。

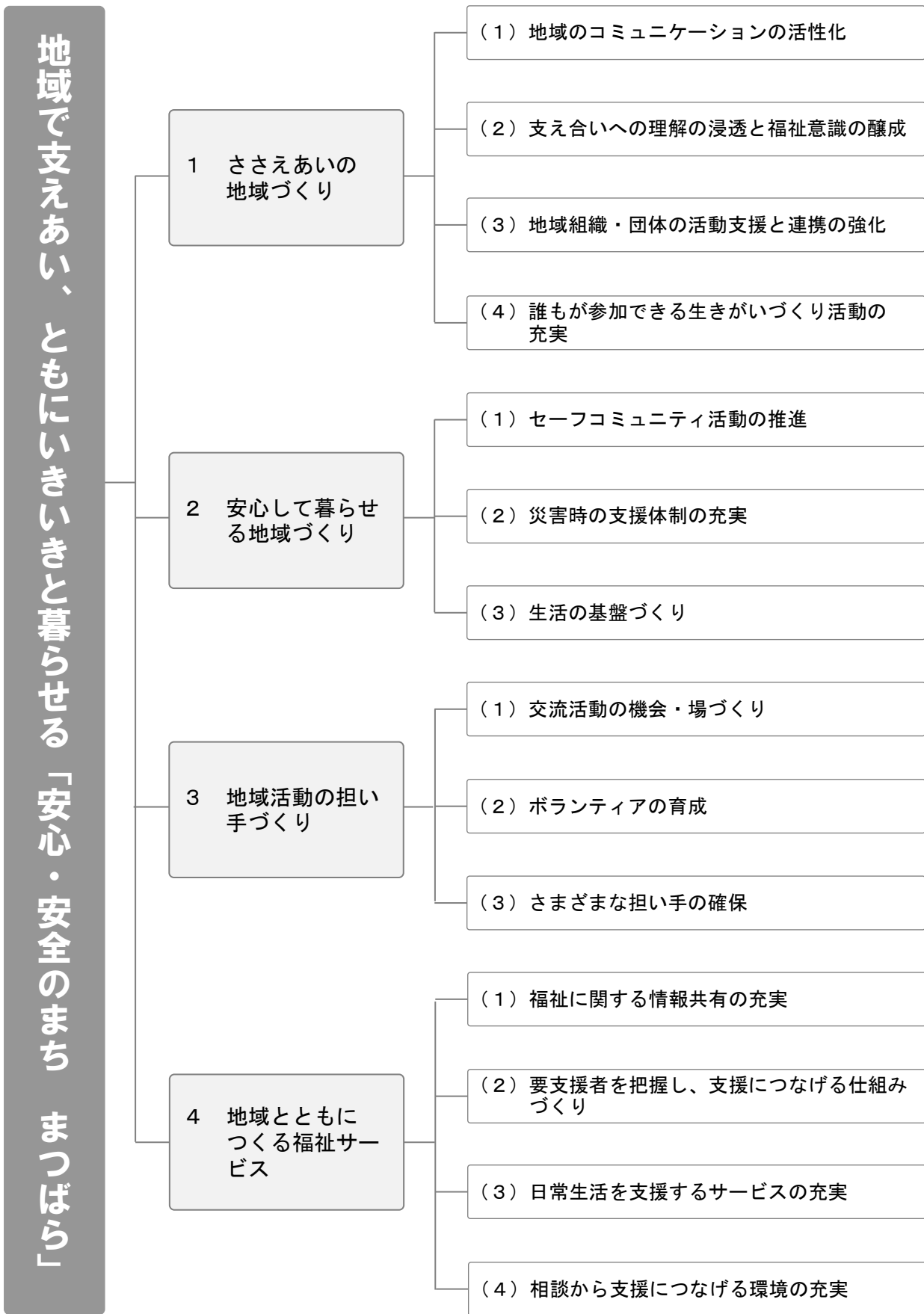
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
福祉委員交流会・学習会の実施回数 (地域住民学習会を含む)	22回	65回
民生委員・児童委員の認知度	68.9%	70%
C SW（コミュニティソーシャルワーカー）の認知度	20.5%	25%
高齢者等見まもりチームの数	21	27

### 3 施策体系

[ 基本目標 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]



## 第4章 施策の展開

指標	現状値	目標値 令和10年度
認知症サポーターの数	11,664人	14,000人
行政と住民の協働がよりよい関係になったと感じる市民の割合	16.1%	18%
小地域ネットワーク活動等における地域交流の場の開催数	50回	90回
ふだん近所の人とつきあいがある市民の割合	91.2%	92%

### 基本目標Ⅰ ささえあいの地域づくり

将来 イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近所同士で声かけをする人が増え、地域でのサロン活動や世代間交流などが活発に行われるまちになっています。</li> <li>●市民の支え合いへの意識が醸成されるとともに、行政と住民の協働がひろがっています。</li> </ul>
------------	---

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そのため、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、誰もが、地域で安心・安全に暮らせるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域づくりを進めます。

#### 基本施策Ⅰ-1 地域のコミュニケーションの活性化

##### ①コミュニケーション機会の充実

###### ■行政・社会福祉協議会などの取組

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所付き合いの中で声かけや見守り、サロン活動、介護予防の通いの場などへの参加を通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めます。

- 園庭開放
- 公共施設の開放
- まつばらテラス（輝）
- 子どもの学習支援
- ちびっこひろば
- いきいきサロン・ふれあい食事会
- 世代間交流
- 子どもの居場所づくり
- ・子ども食堂、ちいき食堂、子どもサロン会など

●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・日頃から近所の人とあいさつを交わしましょう。
・地域の行事や活動に参加しましょう。
・地域の中で困っている人がいれば手を差し伸べましょう。

●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・あいさつ・声かけ運動により、地域での顔の見える関係をつくりましょう。
・地域全体で日常の声かけや見守りなどができる雰囲気づくりに努めましょう。
・近隣で、気軽に集まれる場・機会をつくりましょう

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
園庭開放	<p>保育所や幼稚園、認定こども園に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や幼稚園、認定こども園とも季節に応じた工作や絵本の読み聞かせや体操など親子で一緒に楽しめるような遊びの提供をし、施設内で安心して遊ばせることができ、職員への子育ての相談をすることで子育ての負担感の軽減を図りました。</li> <li>・保育所や幼稚園、認定こども園の特色が保護者に伝わるようにさらに園庭開放の内容の工夫を考える必要があります。</li> </ul>	<p>●市の広報やまつばら子育てネット、子育て応援メール等を活用し各施設の場所や実施内容を広く周知していきます。またすすくポイントの対象であることを周知し、参加者を増やしていきます。</p>	<p>子育て支援課 子ども施設課</p>
公共施設の開放	<p>小・中学校の施設を、地域の人との交流の場の拠点として、有効に活用します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育に支障のない可能な範囲で開放し、地域のコミュニティづくりの場を提供できました。</li> </ul>	<p>●地域のコミュニティの場として提供していくため、今後も継続していきます。</p>	<p>地域教育課</p>

活動名	概要	今後の展開	担当課
まつばら テラス (輝)	<p>さまざまな世代の人が利用し、にぎわいのある施設になるように取り組みます。子どもから高齢者まで利用できるように高齢者の生きがい対策のため工芸工作室や介護予防室、音楽室等でさまざまな事業を実施し、キラキラひろばでは親子で同世代の人との交流を図ります</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度からミズノスポーツ株式会社の指定管理者による運営となり、運動・文化プログラムを、感染症対策を十分に行いながら約180講座開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度より指定管理者制度を導入しており、子どもから高齢者まで様々な年代が触れ合える交流の拠点施設として、指定管理者による民間のノウハウを活かした各種講座の実施や貸室業務などを行います。</li> <li>子育て支援拠点事業の中心的役割を担うとともに、子育て世代にとどまらない多世代との交流事業の取組を増やしていきます。</li> </ul>	<p>高齢介護課 子育て支援課</p>
子どもの 学習支援	<p>子どもの学習支援は、生活に困っている家庭の子どもに対し訪問型と集合型による学習支援を行うとともに、居場所の提供、進路相談、保護者の方に対する養育支援など様々な支援を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型支援は3人の利用があり目標は達成しました。集合型の利用者は目標より少ないです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習支援は貧困の連鎖をなくすことも視野に入れ進めていきます。</li> <li>新たに親も対象として含めた、子どもの学習についての相談支援を行っていきます。</li> </ul>	<p>福祉総務課</p>

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
ちびっこひろば	<p>「親と子と友達のふれあい」をテーマに、民生委員・児童委員協議会の各地区や主任児童委員連絡会がいろいろな遊びを集めた広場を設置して、子ども同士の交流を支援促進します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の周知も進み、参加者も年1回の開催を期待されていることが伺えますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度まで開催できませんでした。</li> <li>・更に新しいコーナー内容の検討を図ることで参加者の増大も考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員の事業の大きな柱として今後も継続して実施します。</li> <li>●テーマである「親と子と友達のふれあい」ができるようにテーマに沿った研修などを経て支援していきます。</li> <li>●参加者の増加を目指し、広報活動を積極的に行いつつ、新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しながら事業内容を検討していきます。</li> </ul>	福祉総務課
いきいきサロン・ふれあい食事会	<p>みんなで一緒に健康体操やゲームをしたり、歌を歌ったり、おしゃべりや余興、茶話会や食事などを楽しむことで、健康づくりや仲間づくり、親睦や交流を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を休止せざるを得なくなり、活動が減少しましたが、三密対策を行いながら、事業を継続することができました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食事会の開催は難しいが、サロン後に自宅に持ち帰り食べていただくなど、出来る事を行っていきます。</li> </ul>	社会福祉協議会
世代間交流	<p>高齢者と子ども、学生と園児など、異なる世代が集い、一緒にレクリエーションや食事、昔の遊びなどを通じ交流を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる事が多い中、常に感染対策を講じながら、事業を展開してきました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍前までの水準まで開催数を増やし、運営の充実を図っていきます。</li> <li>●地域の団体との連携を強化するべく、連携するための場づくりを図ります。</li> </ul>	社会福祉協議会

活動名	概要	今後の展開	担当課
<p>子どもの居場所づくり</p>	<p>「こども食堂」では、NPO法人 やんちゃまファミリーwithが実施主体となり、平成 27 年 12 月から開始しました。夕食を一人で過ごしたり、友人との関係を上手く築けず孤独を抱えたりしている子どもたちを支援します。夕食を中心とした会を開き、地域との繋がり、心がやすまる居場所を目指します。</p> <p>「ちいき食堂」では、社会福祉協議会が実施主体となり、ボランティア連絡会・NPOなどと協働して、子どもからひとり暮らし高齢者等を対象とした、多世代が交流することを目的とした地域の居場所を目指します。</p> <p>「子どもサロン会」では、恵我地域の福祉委員・民生委員が実施主体となり、平成 29 年 6 月より地域内の会館 2 か所で開始しました。両親や親戚だけではなく地域の民生委員や福祉委員が子どもへの愛情を注ぐことができる居場所を目指します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により対面の活動が制限された中、お弁当の配達や食材の配達等を代替の事業として行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CSWや生活困窮者自立支援員などの関連する専門職種や学校等との連携強化を進め、居場所が必要な子どもへの対応を図ります。</li> <li>●コロナ禍の影響により希薄になった繋がりを取り戻すために、地域の団体との協働のもと、地域の居場所づくりを支援します。</li> </ul>	<p>社会福祉協議会</p>



①地域福祉の理解の促進

■行政・社会福祉協議会などの取組

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。

また、あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、様々な関係機関の取組の支援及び連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

- 認知症キャラバンメイト・サポーター等養成事業
- 家族介護教室
- おたがいさんのまちづくりセミナー

●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・地域での交流などを通じ、地域で支え合うための、積極的で自発的な行動を増やしていきましょう。
・支援が必要な人に対しては手を差し伸べ、助けてほしいことは発信しましょう。
・子どもの福祉教育のため、学校などの取組に協力しましょう。

●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・子ども・高齢者・障害者など、多世代が参加できるサロンを設け、積極的に参加しましょう。
・住民相互がふれあう場や交流機会を確保しましょう。
・地域でお互いに助け合う意識を醸成し、行動しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
認知症キャラバンメイト・サポーター等養成事業	<p>認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者及びその家族に対して身近な理解者や見守りの担い手となる「認知症サポーター」を養成します。また「認知症サポーター養成講座」で講師役となる「認知症キャラバンメイト」を養成します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、市内全小学校の3年生を対象に実施しました。今後も引き続き養成者数の増加を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間1,000人のサポーター養成を目標とし、定期開催を引き続き実施していきます。</li> <li>●外部施設等でのサポーター養成講座を積極的に行う事で、より多くの年齢層の人にサポーターとなってもらう機会をつくります。</li> </ul>	高齢介護課
家族介護教室	<p>介護している家族を対象に、介護方法や介護者の健康づくり等の知識及び技術を習得させるための講話や実習、介護に関する相談等を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護離職をしないために知っておきたい介護保険制度」をテーマに実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、開催回数が減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症拡大前の開催回数への回復を目指し、事業所に開催協力依頼を行います。</li> </ul>	高齢介護課

<社会福祉協議会等、地域の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
おたがいさんのまちづくりセミナー	<p>地域での取組に役立つプログラムや社会資源などの情報収集の場として、地域福祉の実践に欠かせない「おたがいさん」の気持ちを広く市民に醸成するための学習会を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催時にはアンケートを実施し、参加者から要望を聞き、市民が興味のあるテーマを考えて行きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も参加者が興味を持ったり、役に立つようなセミナーを継続して実施していきます。</li> </ul>	社会福祉協議会

①市民活動への支援の充実

■行政・社会福祉協議会などの取組

町会、老人クラブ、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉を推進する様々な団体が、円滑に活動を行うことができるよう情報提供や情報共有を推進し、活動を支援します。また、各団体との連携や協力を図り、複雑化する地域生活課題やニーズに対応します。

- 市民との協働推進事業
- 見守りネットワーク会議
- 地域子育て支援拠点事業（ひろば）
- 子ども会育成連絡協議会
- 小地域ネットワーク活動

●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・介護が必要な人に対して、近隣者や地域が協力して支援しましょう。
・近くに住む子育て中の家庭や高齢者を見守り、声をかけましょう。
・地域の活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・退職期のシニア世代の方が地域活動に参加しやすい環境をつくりましょう。
・町会、老人クラブ、民生委員・児童委員、福祉委員会、子ども会など地域の団体が連携し、交流を深めましょう。
・地域福祉に関する人材の発掘と育成に努めましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
市民との協働推進事業	<p>地域活動のネットワークづくりやリーダー育成を図るため「市民活動サポートサロン（マツサポ）」の事業を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、多様化する問題に対しボランティア団体同士のコラボなど活動の拡充が課題として挙げられています。</li> <li>・令和4年度においては、ボランティア交流会を含めボランティアフェスタを対面で実施し、団体同士のネットワーク作りや、活動の周知を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアフェスタに向けた交流会などにより、団体同士の活動など情報共有の場を進めます。</li> </ul>	市民協働課
地域子育て支援拠点事業（ひろば）	<p>常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場の提供、子育てに関する相談及び援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設のひろばのほか、近くに常設のひろばがない丹南の公民館において、丹南ニコひろばを週1回開設し、延べ145世帯の参加がありました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近くにひろばがない地域での公民館等を活用したひろばや講習会を実施していきます。</li> </ul>	子育て支援課

<社会福祉協議会等、地域の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
見守りネットワーク会議	<p>福祉委員、民生委員・児童委員、その他見守り活動を展開しているそれぞれの主体同士が連携しながら活動する環境づくりのために、見守り活動の報告をする会議を定期的に開催します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域により、福祉委員、民生委員・児童委員、町会など各団体と連携が取れない地区があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種団体と協働を図り、顔の見える関係を作っていきます。</li> </ul>	社会福祉協議会

活動名	概要	今後の展開	担当課
子ども会育成連絡協議会	<p>地域の児童の健全育成を目的に、こどもスポーツ中央大会、こどもフェスタの開催、市民まつりなどへの参加を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化による会員数の減少や指導者の高齢化、後継者不足等により、こども会数の減少が見られるが、各単位こども会同士との交流及び児童の健全育成に努めることができました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会員数の増加、指導者層の育成に努めます。</li> </ul>	地域教育課
小地域ネットワーク活動	<p>町会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア活動団体など、それぞれの地域で活動している担い手が集まり、事例検討や勉強会などを実施し、地域活動の支援を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、19地区の福祉委員会（24地域）で実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の課題を発見し、引き続き、課題を解決していくための活動を支援していきます。</li> </ul>	社会福祉協議会

## 基本施策 I-4 誰もが参加できる生きがいづくり活動の充実

### ①趣味や生きがいのある生活づくり

#### ■行政・社会福祉協議会などの取組

障害者や高齢者をはじめ年代、理由を問わず、誰もが生きがいをもって生活できるよう、人との関わりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくれます。

- 老人クラブ活動運営助成事業
- 福祉農園管理事業
- 生活支援体制整備事業（元希者カフェ）
- 元希者の集い事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 松原市子育て応援ポイント事業
- NPO法人やんちゃまファミリーwith

#### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・市や地域の活動団体が開催している講座などの情報を収集し、参加しましょう。
・生き生きと元気に暮らしていくため、講座や交流会を活用して、地域での交流を図りましょう。

#### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・さまざまなテーマの講座を開催し、市民が参加できる生きがい活動の場を充実しましょう。
・誰もが参加しやすい、身近で気軽なふれあいと交流の場づくりに努めましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
老人クラブ活動運営助成事業	<p>高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図ります。また、市内各老人クラブの連絡調整とクラブ活動の充実を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等の中止など活動の制限から会員獲得に向けた運動が実施しにくい状況だったことに加え、会員数が減少しています。</li> </ul>	<p>●感染拡大前の活動を目指し、持続しての実施可能な事業を行い、魅力ある老人クラブ活動に取り組んでいきます。</p>	高齡介護課
福祉農園管理事業	<p>土を通じて高齢者及び障害者の相互親睦と健康増進に寄与し、高齢者及び障害者の生きがいを高めます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与期間は2年間となっていますが、期間の途中で利用を辞退する人が出てきたため、空き区画が発生しています。</li> <li>・利用者は農園を通して親睦を深め、健康増進に寄与し生きがいを高めています。</li> </ul>	<p>●空き区画を出さないために複数区画の貸出を実施する等、検討が必要です。</p>	高齡介護課
生活支援体制整備事業（元希者カフェ）	<p>高齢者が、気軽に集える居場所を作り、楽しいひとときを過ごしてもらうことで、外出の機会を増やし、いきがいづくりを行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者にとって気軽に集える居場所。元気で活動的な高齢者が参加しています。コロナ禍で活動が制限されていましたが、参加者は増加しています。</li> </ul>	<p>●感染防止対策緩和を受け、身近な居場所づくりを目指し、開催数及び参加者数増加を図ります。</p>	高齡介護課
いきいき高齢者（元希者）の集いの開催事業	<p>高齢者福祉月間等に、演芸を開催し、高齢者に笑いのある楽しいひとときを過ごしてもらい、外出の機会を増やします。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を継続しながらコロナ禍前の開催数を実施しました。</li> </ul>	<p>●介護予防の普及啓発、社会参加の充実のため、コロナ禍前の参加者数を目指します。</p>	高齡介護課

活動名	概要	今後の展開	担当課
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	子育てサークル支援や、子育てに関する講習会を実施します。 <b>【現状・課題】</b> ・各センターで概ね月1回以上の講習会を開催し、延べ1,539世帯の参加がありました。新規の参加者や、妊娠中の世帯の参加を促進することが課題です。	●子育ての不安や負担を軽減し、楽しい子育てにつながる内容の講習会を実施しています。子育て世帯のニーズを把握し、講習会を企画します。	子育て支援課
松原市子育て応援ポイント事業	保育所や幼稚園、認定こども園の保育サービスを利用することなく児童を養育している保護者及び対象児童に対し、子育て支援センター事業やひろば事業などへの参加によってポイントがたまるポイントカードを発行します。それにより、在宅で子育てを行う保護者の子育てに対する社会的孤立感と不安の解消を図り、子どもの健全育成につながることを目指します。 <b>【現状・課題】</b> ・周知のためにチラシを配布したり、児童手当の手続き等で窓口に来た保護者に案内を続けていきます。	●引き続き周知のためにチラシを配布したり、児童手当の手続き等で窓口に来た保護者に案内を続けていきます。 ●ポイントの交換商品について子育て世帯に役立つ商品を幅広く検討していきます。	子育て支援課



< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
<p>NPO法人 やんちゃ ファミリー with</p>	<p>孤立せず皆で子育てができ、誰もが気軽に集まれる拠点づくりとして、親子のふれあいや地域参加型のイベントの開催や子育てサークルの支援活動をはじめ、保育、子育てに関する講座、情報提供なども行います。地域で支える子育て、子育てしやすいまちまづばらを目指し、NPOでしかできない迅速かつ、多様な活動をしています。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時間外での相談件数が多かったため、実施時間や回数、実施方法の変更などが課題となり、月4回から8回へと増加し参加人数も増加となりました。</li> </ul>	<p>●今後も月8回の実施とし現状維持とします。</p>	<p>人権交流室 (人権交流センター) 社会福祉協議会</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)</p>	<p>子育て世代の親子の仲間づくりや保育、子育てに関する講座、子育てにまつわる情報提供などを行うため、子育て支援センター3ヶ所を民間の保育所、NPO法人に委託しています。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用世帯への周知訪問で近くの施設を紹介し、利用を促しました。</li> </ul>	<p>●それぞれの施設から、地域に出向いて事業を実施し、これまで利用しにくかった市民の参加を促します。</p>	<p>子育て支援課</p>

指標	現状値	目標値 令和10年度
ゲートキーパー養成研修受講者数	2,780人	4,000人
避難行動要支援者制度の認知度	32.4%	35%
自分の避難場所を知っている市民の割合	86.1%	90%
ふだん健康と思っている市民の割合	89.3%	90%

## 基本目標Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり

将来 イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・防災に関する意識が高まり、危険な箇所の把握とその情報共有、地域での見守りやパトロールが活発に行われ、安心して暮らせるまちになっています。</li> <li>●自殺予防に理解があり、悩みや苦しみのある人を発見したり、話を聞いたり、適正な対応や必要な支援につなげる人が増えています。</li> <li>●災害時や緊急時に近隣で助け合いができるような、互いに協力・支援し合えるまちになっています。</li> <li>●健康づくり活動が広がり、病気や要介護状態になりにくい、心身ともに健康的な市民が増えています。</li> </ul>
------------	--

市民一人ひとりが安心と安全を感じる地域づくりを目指すため、セーフコミュニティ活動を一層推進し、防災、防犯対策など、市民が地域で安心して、安全に暮らせる地域づくりに努めます。

また、市民がいきいきと生活できるように、健康づくり活動の推進、市内におけるバリアフリー化の推進により、安全で暮らしやすい生活の基盤づくりに努めます。

### ①地域でのセーフコミュニティ活動の推進

#### ■行政・社会福祉協議会などの取組

地域でのセーフコミュニティ活動を促進するため、活動の担い手の確保と育成を図り、地域福祉の対象となる高齢者や児童の見守りなどの取組を進め、安心・安全なまちづくりとそのための人づくりを推進します。

- ゲートキーパー養成講座
- こころの健康促進講座
- 緊急通報装置事業
- 児童虐待防止研修
- 自転車の交通ルール、マナーの周知
- 早期発見、対応ネットワーク
- 校内安全マップづくり・校内安全対策活動

#### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・安心・安全な暮らしに関心を持ち、理解を深めましょう。
・地域で危険な箇所を把握するなど、情報を共有して、注意しましょう。

#### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・安全マップなどを活用し、地域の危険箇所を把握し、みんなで情報を共有しましょう。
・子どもや高齢者などの安全のため、見守りネットワーク活動を実施しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
ゲートキーパー養成講座	<p>自殺を未然に防ぐことができるよう「ゲートキーパーの養成」を目的に講座を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染対策をしながら、予定通り実施することができました。</li> <li>・毎年、再受講される方も増え、定着した講座となってきています。</li> <li>・さらに教育従事者や支援員対象の講座の実施を進めていく必要があります。</li> </ul>	<p>●今後もゲートキーパーの役割が重要となることから、講座を継続して実施していきます。</p>	人権交流室
こころの健康促進講座	<p>自分の心に向き合う講座です。ストレスとうまくつきあうためのセルフコントロールについて深めます。また、ひとりで抱え込まずSOSを出すことの大切さも伝えています。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の実施はできなかったが、講座テキスト絵本を小学校6年生（卒業生）に配布しました。</li> <li>・また、新たにクリアファイルを2,000枚作成し、パネル展等で配布しました。</li> </ul>	<p>●今後も積極的に、講座を行う予定です。</p>	人権交流室
緊急通報装置事業	<p>在宅で生活しているひとり暮らしの高齢者などで、持病などにより家であることが不安な人が、緊急の事態に備えて直接相談支援センター及び消防署に連絡できる緊急通報装置を貸与します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報装置の利用にあたり、アナログ回線以外でも設置可能とし、利便性が向上したことで新規申請者数が増加しました。</li> <li>・また、有料の付加サービスとして、鍵預かりや見守りセンサー、携帯型緊急通報装置の利用も増加しました。</li> </ul>	<p>●引き続き、普及啓発を行い在宅で安心して生活できる体制の維持向上を目指します。</p>	高齢介護課

活動名	概要	今後の展開	担当課
児童虐待防止研修	<p>児童に関わる諸問題への理解を深め、虐待の早期発見、早期対応につなげることを目的に、研修を実施しています。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、虐待防止月間である11月の研修会は、市民も対象としていますが、関係機関（学校、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等）の参加者が大半であり、市民の参加が少ないことが課題です。</li> </ul>	<p>●周知徹底の期間を長めにすることや、土曜日や日曜日に開催することで働いている市民の方たちへも広く呼びかけます。</p>	子育て支援課

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
校内安全マップづくり・校内安全対策活動	<p>児童がけがをした際、校内地図のけがをした場所に印を付け、けがをした場所が分かるようなマップを作成・活用し、児童会で注意喚起を行います。また、危険箇所の整備を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内安全マップづくりで確認された危険箇所や施設を修繕した件数が増えてきており、施設改善の結果、校内でのけが防止に対する児童の意識が向上しています。</li> </ul>	<p>●市内全小学校において児童会を中心にした児童が主体となる校内安全マップづくりの取組を継続し、実施していきます。</p>	教育総務課 教育推進課 地域教育課
自転車の交通ルール、マナーの周知	<p>幼稚園や小学校、老人施設等、自転車の交通ルールやマナーに関する講習を実施します。また、最も自転車事故が多い高校生が啓発する側に参加したキャンペーンを実施し、ルール・マナーの周知を図っています。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の終息につれ、対面での交通安全教室を希望する施設が増えました。オンラインでは伝えきれない対面での交通安全指導の大切さを改めて感じました。</li> </ul>	<p>●交通安全教室や「土曜子ども体験」などを活用した子どもと親を一堂に集めた交通安全講習や市内の高校生等と一緒に街頭啓発活動を行い、引き続き交通ルール、マナーの啓発を実施していきます。</p>	市民協働課
早期発見、対応ネットワーク	<p>支援が必要な高齢者をサポートする各団体が情報を共有し、見守り活動を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍においても通常どおり活動を継続できました。</li> </ul>	<p>●実施地区を増やすよう声掛けをしていきます。</p>	高齢介護課 福祉総務課 社会福祉協議会

## ②地域での防犯体制の強化

### ■行政・社会福祉協議会などの取組

高齢者や障害者、子どもなどが犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭などの連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

- 防犯活動事業
- 防犯カメラ補助事業
- 防犯灯補助事業
- 「こども110番の家」の推進
- 一戸一灯運動
- 青色防犯パトロール

### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・日頃からお互いの「顔の見える関係」を築きましょう。
・自主防犯の意識を持ちましょう。
・不審な人に気をつけ、情報を共有しましょう。

### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・子どもの通学路など、地域での見守り活動を広げましょう。
・地域での見回り活動により、犯罪を防ぐまちづくりを目指しましょう。
・防犯の普及や啓発に協力しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
防犯活動事業 防犯カメラ補助事業 防犯灯補助事業	<p>市内4駅周辺に防犯カメラを設置し、街頭犯罪の抑止を図ります。また、地域防犯カメラ、防犯灯などの設置及び維持管理費の補助を行い、安心安全なまちづくりを推進します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラや防犯灯の設置が進むにつれ、犯罪の発生件数は年々減少する傾向にあります。</li> <li>・設置年数が経過している防犯カメラや防犯灯の更新などが必要です。</li> </ul>	<p>●街頭犯罪の抑止を図るため、町会等との協働により防犯カメラと防犯灯の設置を推進し、安心安全なまちづくりを進めていきます。</p>	市民協働課
「こども110番の家」の推進	<p>地域ぐるみで子どもを守るため、地域住民の協力を得て、通学路にある民家などを緊急時に助けを求めて駆け込める場所として「こども110番の家」を設置し、子どもの安全確保に努めます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の中で、登録が困難な家庭等もありながら継続して登録に協力を得て、子どもの安全確保に努めてきました。</li> </ul>	<p>●今後は、現状維持をしながら登録数の増加を見込んでいきます。</p>	地域教育課

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
一戸一灯運動	<p>夜間に住宅の外灯を点灯し、自宅の防犯及び犯罪が発生しやすい夜間の環境改善を図ります。また、重点地域を決め、推進ステッカーなどの配布を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市全体で一戸一灯の実施世帯は広がりを見せていますが、犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組むことが重要であり、さらなる周知、啓発をおこなっていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル地域において、取組の実施、検証を行うとともに、市全体での周知を図り、実施世帯を増加するように努め、地域の犯罪抑止力を高めていきます。</li> </ul>	市民協働課
青色防犯パトロール	<p>警察から一定の要件を満たし、証明を受けた町会や防犯協議会などの各種団体が、地域の子どもの見守り活動やその他さまざまな自主防犯パトロールを行い、安心・安全なまちづくりの強化を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動年数が長い団体の車両が古くなってきていることから、車両の更新が必要となってきています。市内23台（令和5年11月現在）で、青色防犯パトロール活動を実施しており、市内全域に広がりを見せています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色防犯パトロールを運行し、下校時の子どもおよび高齢者が関心を持つメッセージや災害時においては緊急でアナウンスするなど地域の安心安全につなげていきます。</li> <li>また、青色防犯パトロール活動実施団体の経済的負担を軽減できるよう、活動に対する補助を継続して実施していきます。</li> </ul>	市民協働課



### ①地域福祉の理解の促進

#### ■行政・社会福祉協議会などの取組

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めると共に、地域での自主防災体制の強化を図ります。

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 火災等情報提供事業
- 自主防災組織
- 地域の見守り活動

#### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・日頃から要援護者の把握に努めましょう。
・災害時に、近隣の要援護者の支援ができる関係を築きましょう。
・対象となる要援護者は、名簿登録への協力やお薬手帳を持ち、災害時に備えましょう。

#### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・災害時の安否確認、避難誘導が円滑に行えるよう、地域の支援体制を整えましょう。
・地域の福祉施設や団体は、災害時の援助活動への支援に努めましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	<p>高齢者や障害者等の「災害時要援護者」を災害から保護するため、避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や地域の支援者との間で情報共有するための体制を構築します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿提供の同意をいただき、平時から地域の支援者へ提供していますが、今後、新規の避難行動要支援者（要介護3以上他）は増えていく傾向であり、指標の見直しを検討する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実効性の強化としては、令和3年度から個別避難計画が努力義務となったことから、そちらで確保するとし、要支援者名簿としては、地域の支援者への制度説明を行うことはもちろん、名簿提供の対象者を増やすことで、平時からの防災体制の強化を図ることを目的とします。</li> <li>●具体的には、同意・不同意の意思確認がとれていない方に対して、さらにアクションをかけることで、意思確認を行っていきます。</li> </ul>	危機管理課
火災等情報提供事業	<p>高齢者や障害者等が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、火災及び大規模水害発生時、システムと連動して、対象者に電話やファックス、電子メールなどで情報を発信します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災等情報提供事業の制度についての周知が不足しているため、より一層制度の周知を促進させる必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度周知を行うための具体策が必要です。</li> <li>●火災等情報提供事業としての対象者は、避難行動要支援者と同一であるため、同意確認書を送付するタイミングで、本事業についても周知を行うようにしていきます。</li> </ul>	危機管理課

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
自主防災組織	<p>町会をもとに自主的に結成された一番身近な防災活動組織で、火災に対する消火活動やけが人の救助などの被害を最小限に抑えるため、初期段階での地域住民による活動の大きな役割を担います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の防災力向上を図る必要があることから地区防災計画の作成や防災訓練の促進を行う必要があります。また、構成員が高齢であるため、若い世代の参加が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織連絡協議会の補助金、必要資機材の補助金、地区防災計画の策定の補助金など市で可能な限り補助し、自主防災組織団体の設立や必要資機材の購入、地区防災計画策定などを促進し、防災力の向上を図ります。</li> </ul>	危機管理課
地域の見守り活動	<p>災害時の助け合いに備えるため、町会や福祉委員会などの地域組織が連携し、地域内の高齢者や障害者、子育て中の親子など、見守りが必要な方を把握します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内で対象者や方法を決め、見守り活動を実施しています。</li> <li>・コロナ禍のために、対面がかなわない際は、ポスティングや電話などを活用して、見守りを実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見守りが必要な対象者を確実に見守りができるように把握をしていきます。</li> </ul>	社会福祉協議会

## ②災害時の要援護者支援体制の構築

### ■行政・社会福祉協議会などの取組

災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、普段からの防災訓練の実施や、支援ネットワークを形成し、緊急時における支援体制の強化を図ります。

○婦人防火クラブの育成事業 ○幼年消防クラブの育成事業

○市民参加型防災訓練 ○聴覚障害者と共に考える防災ネットワーク

### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・ 普段から防災意識を高めましょう。
・ 防災訓練に積極的に参加しましょう。
・ 災害が起こった時のために、備蓄や避難場所の確認などを行いましょう。

### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・ 災害ボランティアの育成に努めましょう。
・ 地域の自主防災組織を活性化し、連携を強化しましょう。
・ 防災に関する情報を共有し発信しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
<p>婦人防火クラブの育成事業</p>	<p>「家庭防火は主婦の手で」を合言葉に、婦人防火クラブ員として、市内巡回広報、各種防火防災訓練、消防出初式等に参加し、地域に密着した防火・防災意識の啓発活動を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種訓練での非常炊き出し訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止となりました。しかし、市内巡回や消防出初式等の広報活動を実施し、防火・防災意識の啓発を行いました。</li> </ul>	<p>●住宅火災予防のため、婦人防火クラブ員による活動は必要不可欠です。そのため、市内巡回や消防出初式等の広報活動を継続して、実施します。</p>	<p>消防本部／ 予防課</p>
<p>幼年消防クラブの育成事業</p>	<p>市内幼稚園の年長組を対象に消防研修を行い、火に対する正しい知識を身につけることで、園及び家庭からの火災の減少を図るとともに、将来、人命を尊重し財産の保全を図る社会人としての素地を育成します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼年消防クラブ員に対し、発会式、花火教室、写生会、防火パレード、防火豆まきを実施し、火遊びをしない等、活動を通して防火意識の芽生えを促しました。</li> </ul>	<p>●幼少期における火に対する正しい知識は、火災を予防するために重要であるため、引き続き育成事業等を行っていきます。</p>	<p>消防本部／ 予防課</p>

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
市民参加型防災組織	<p>町会や自主防災組織をはじめとする各種団体、消防、警察、自衛隊、医療機関などの各機関と市が協働し、さまざまな被害を想定した訓練を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在において、避難所運営ネットワークを構築している段階であり、今後ネットワークをすべての小中学校で構築した後、避難所の開設から継続的な運営方法などを考える必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時の命を守る行動から避難所への避難、地域主体の避難所開設から避難所の運営にかけての一連の流れの理解と訓練や勉強会などによる習熟を図ります。</li> </ul>	危機管理課
聴覚障害者と共に考える防災ネットワーク	<p>当事者、ボランティア団体、関係機関などで、災害時の要援護者を支援するための会を立ち上げ、地域住民を含めて連携を行うためのきっかけづくりを実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で対面での取組が難しい状況ですが、防災への意識が低下しないように、堺市総合防災センターの見学や防災講演を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各小中学校区の地域訓練への自主参加を促し、それぞれが避難ルート等を確認します。</li> <li>●要援護者と支援者の顔合わせの意味も含めて学習会等を行い、意識を高めていきます。</li> <li>●要援護者と隣人等の支援者をつなぐために、家庭訪問を引き続き実施していきます。</li> </ul>	社会福祉協議会

①安心・安全で移動しやすい環境整備

■行政・社会福祉協議会などの取組

だれにとっても暮らしやすい地域社会となるよう、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

また、移動が困難な人のための移動手段の充実、移動しやすい歩道、子ども連れや高齢者に配慮した施設の整備、福祉有償運送やその他の移動支援サービスなどの外出・移動支援を行うことにより、誰もが外出したくなるような環境づくりを進めます。

○バリアフリー推進事業

○公共施設循環バス運行事業

○高齢者福祉タクシー料金助成事業

○障害者等タクシー料金助成事業

○障害者団体等社会貢献促進事業

●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・近隣で危険な箇所を把握し、情報を共有し、安全確保に努めましょう。
・歩行や移動で困っている人には、手を差し伸べましょう。
・移動に不便や困難を抱えている人を積極的に手助けしましょう。
・支援が必要な人は、行政の取組やサービスを活用しましょう。

●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・バリアフリー化の推進を支援しましょう。
・ユニバーサルデザインの考え方を普及しましょう。
・高齢者や障害者にとって、使いやすい移動手段の提供に努めましょう。
・移動支援についての情報が必要な人に届くように発信しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
バリアフリー推進事業	<p>バリアフリー化を推進するための特定事業が、重点的かつ一体的に効果を発揮できるよう、各事業者と連携して事業の進捗管理を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー事業の推進にあたって、関係者等との協議、調整が必要です。</li> </ul>	<p>●引き続き、バリアフリー推進事業の進捗管理を行います。</p>	まちづくり推進課
公共施設循環バス運行事業	<p>市内公共施設利用者の利便向上を図り、それにより高齢者、障害者をはじめ、市民の社会参加促進を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における外出自粛や緊急事態宣言による影響はあったものの、広報紙やホームページ等により、感染予防対策を徹底した上で運行の周知や運行ルートの拡充によって、さらなる利便性の向上を図り、安心・安全な移動手段を提供することができました。</li> </ul>	<p>●引き続き、市内の状況等を踏まえ、利用者の利便性向上を図るとともに、安心・安全な運行に努めます。</p>	まちづくり推進課
高齢者福祉タクシー料金助成事業	<p>在宅の要介護等高齢者に対し、タクシーの利用料金の一部助成を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者等認定者の増加に伴い、利用者数が年々増加傾向にあります。</li> </ul>	<p>●対象者の見直し等の検討を行います。</p>	高齢介護課
障害者等タクシー料金助成事業	<p>在宅重度障害者・児に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の利用が困難な障害者の移動の支援として、通院等に多く利用されています。</li> </ul>	<p>●公共交通機関の利用が困難な重度の障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、今後も継続し、より利用しやすい制度にしていきます。</p>	障害福祉課



< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
<p>障害者団体等社会貢献促進事業</p>	<p>障害者が自ら地域において、積極的な社会参加を行い、かつ、障害者が自らの活動により、社会に貢献します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体がそれぞれ地域において積極的に活動し、地域活動などにも参加することで社会貢献を行いました。</li> <li>・障害当事者、保護者についても高齢化が進んでおり、活動できる人が減ってきています。また、新規加入者の獲得が困難です。</li> </ul>	<p>●引き続き障害者が自ら地域において、積極的な社会参加を行い、各障害者団体同士の交流を促進し、相互理解に努めるとともに、障害特性に応じた配慮をしながら活動を行っています。</p>	<p>障害福祉課</p>

## ②健康づくりの推進

### ■行政・社会福祉協議会などの取組

地域での健康づくりや介護予防を推進するため、地域の身近な場所を活用し、住民主体の通いの場の充実や地域との協働をさらに進めます。

また、各種健康診査の受診や健康相談、訪問による保健指導等を進め、市民一人ひとりが長期的に健康づくりに取り組むことができるよう支援を実施します。

- 健康教育事業
- 食生活改善推進員養成・育成講座
- 各種健康診査
- 食生活改善推進協議会

### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・自分の健康に関心を持ち、健康づくりのための運動や食生活等、生活習慣を整えましょう。
・それぞれのライフスタイルに応じた健康づくり活動を実践しましょう。
・定期健診やがん検診を受診し、健康維持を図りましょう。

### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・健康に関する教室や講座、運動機会の提供など、実践の機会や場を提供したり、周知しましょう。
・定期健診やがん検診などの受診を呼びかけ、地域や職場での健康管理を充実しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
健康教育事業	<p>健康知識の普及を図るとともに、自分の生活習慣を見直す機会を提供します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で回数、人数が減少傾向にあったが、徐々に増加傾向にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も感染予防に努めながら、市民ニーズに合わせて正しい知識の普及ができるよう、教育の内容や対象者を検討し、参加しやすい体制づくり等に努めていきます。</li> </ul>	地域保健課
食生活改善推進員養成・育成講座	<p>地域における食生活改善を基本とした活動を行う食生活改善推進員を養成し、市民が主体的に活動を行えるよう育成・支援することで地域の健康づくりの活性化を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数が増加しておらず、今後も取組が必要です。健康づくり及び疾病予防を目的とした食生活改善への関心が高まっており、食生活改善推進協議会を支援することで、より広く市民への食生活の啓発を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●より地域に根ざした活動が推進され、また、幼稚園や小学校での食育活動が展開されるように食生活改善推進員を支援し、資質向上や会員数の増員を図っていきます。</li> </ul>	地域保健課
各種健康診査	<p>特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、胃がん・大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん・乳がん検診、前立腺がん検診などを実施し、自身の健康管理に役立てます。また、妊婦健康診査、乳幼児健康診査などの実施により、母子の健康管理に努めます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、受診数が低下傾向ですが、令和4年度からは、個別医療機関での肺がん検診を実施し、受診者の拡大を図りました。</li> <li>・妊婦健康診査では、新規事業である個別妊婦歯科健診を実施し、受診率の更なる向上に努めました。乳幼児健診では、必要性について周知を図り、未受診児の把握を行うことで、虐待予防、虐待の早期発見に努め、受診率向上に繋がりました。</li> <li>・生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、医療費抑制につながる、特定健診の受診率向上のための事業として、集団健診の休日実施並びに現役世代に対する優先予約券の送付、未受診者に対する勧奨通知、電話勧奨、並びに未受診者全員に対する勧奨通知の送付を実施しました。令和3年度と比較し受診率は増加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たに胃がん検診と特定健診を同時に受診できるようにし、受診率の向上を図るとともに、感染対策を徹底して各種がん検診を実施していきます。</li> <li>●疾病の早期発見や適切な育児支援に繋げるため、受診しやすい健診体制の充実を図ります。</li> <li>●過去のレセプトや特定健診の受診結果から、医療の必要性が高いと思われる被保険者を抽出し、個々の状況に合わせた受診勧奨通知及び電話による勧奨を行います。また、松原市医師会等関係機関等への協力連携し、未受診者へのアプローチを強化していきます。</li> <li>●事業周知の情報発信に努め、受診率の向上を目指します。</li> </ul>	地域保健課 保険年金課 医療支援課

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
食生活改善推進協議会	<p>「私達の健康は私達の手で」をモットーに、地域に出向いて子どもから高齢者まで、食生活改善を中心とする健康づくり活動や食育活動を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域での料理教室等の活動は大幅に回数を減らしましたが、市のホームページを通してメニューの紹介を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の健康づくりへの関心がますます高くなるように、あらゆる機会を捉えて啓発を推進します。食を切り口とした健康づくりの支援の輪を広げていくとともに、食育活動を行います。</li> <li>●今後は、料理教室以外の手法として、様々な媒体を使用した幼稚園での食育や、働き世代へのメタボやフレイル予防についてのミニ講座等も広げて実施していきます。</li> </ul>	地域保健課

指標	現状値	目標値 令和10年度
地域の活動に関心がある市民の割合	67.3%	70%
地域の活動や行事に参加している市民の割合	42.4%	45%
ボランティア活動に関心がある市民の割合	52.6%	55%
ボランティアの登録人数	260人	300人

## 基本目標Ⅲ 地域活動の担い手づくり

将来 イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域でのイベント、サロン、交流会などに参加している市民が増え、地域活動や福祉活動が活発に行われています。</li> <li>●町会やボランティアの担い手が増え、買い物や介護、子育てなど、地域ぐるみの支援が進められています。</li> <li>●さまざまな困りごとについて助け合える人間の輪が広がり、日常の地域生活課題への対応が進んでいます。</li> </ul>
------------	---

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そのため、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、地域福祉を支えるひとづくりに取り組めます。

また、地域福祉の基盤として、少子高齢化の中で深刻化する担い手問題の解決を目指すため、意欲的な市民や参加意向のある企業など新しい担い手を掘り起こし、地域福祉を支える担い手の育成・確保に努めるとともに、様々な活動のさらなる広がりにより活動者が活躍できる場の充実を図ります。

①地域福祉の担い手の育成

■行政・社会福祉協議会などの取組

支援を必要とする人と支援する人の交流機会を充実し、地域福祉の担い手の確保と育成を推進します。

- 世代間交流会事業
- おでかけおしゃべりサロン
- 子育てサロン
- ふれあい交流運動会
- ボランティア市民活動フェスタ
- 中学校区ふれあいフェスタ

●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・自分の培ってきた経験を地域に還元し、趣味や関心事を地域で活かしましょう。
・地域の学校の取組に協力し、子どもたちの福祉教育を支えましょう。
・若い世代に地域活動への参加を呼びかけ、あたたかく迎え入れましょう。

●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・多世代が集えるサロンの開催など、地域住民のふれあいの場づくりに努めましょう。
・幅広い世代が地域福祉に関心を持ち、気軽に参加できる機会をつくりましょう。
・身近な地域活動をPRし、参加を広く呼びかけましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
世代間交流会事業	<p>体験を通じて、高齢者と子どもの交流を推進します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者と子どもの交流だけでなく、児童の登下校の安全を見守る活動として定着しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も、現状維持となるよう継続していきます。</li> </ul>	地域教育課
おでかけおしゃべりサロン	<p>子育て支援センターが家から遠く利用が難しい在宅で子育て中の親子を対象に、支援センターの職員が地域の老人センターや公民館等に出向き、遊びの提供や子育ての相談にのります。また、近隣同士が集うことで相互に助け合える関係づくりを目指します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城連寺コミュニティセンター等での定期的な開催ができ、地域の保護者同士のつながりができました。セブンパーク天美での開催を引き続き取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域との連携を深め、定期的な開催、ひろばが空白の地域での開催をめざします。</li> </ul>	子育て支援課

<社会福祉協議会等、地域の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
子育てサロン	<p>親子が集まって集団遊びをしたり、おしゃべりや情報交換を行うなど、子育て世代の孤立を防ぎ、友達づくりを支援し、子育てを楽しむことを応援するサロンを開催します。</p> <p>民生委員・児童委員が各地区で就学前の子どもとその保護者を対象にサロンを開催しています。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍では、交流の回り方を再検討し、安全に楽しめるよう取り組みを行ってきました。</li> <li>・地域の就学前の子どもとその保護者と民生委員・児童委員がつながることが重要です。今後も自ら集えない親子への働きかけへの工夫を行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参加対象者を2グループに分けて、少人数で交流を行ったり、プリントを持ち帰って、時間を短くして行うなどの工夫を行います。</li> <li>●若い世代が多い地区にアプローチを図っていきます。</li> </ul>	社会福祉協議会 福祉総務課

活動名	概要	今後の展開	担当課
ふれあい交流運動会	<p>障害のある方・ボランティア・市民のふれあい交流を目的に、ふれあい交流運動会を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設でボランティアを招いて実施しました。</li> <li>クリスマスリースのクラフトキットを渡して、交流を行いました。</li> </ul>	<p>●参加者自体が高齢化する傾向にあり、運動会の競技を行うことが難しくなりつつあるため、交流を中心としたイベントを実施していきます。</p>	社会福祉協議会
ボランティア市民活動フェスタ	<p>ボランティアセンター、市民活動サポートサロン、ボランティア連絡会、松原公民館、市が協力し、市民活動団体の紹介、ネットワークづくり、社会参加の機会の提供などを目的に、市民ロビーや総合福祉会館、ゆめニティプラザなど市内でフェスタを実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各団体が協働を図ることで、ボランティアの見える化を図ることができています。また、パネル展示に加えボランティア団体の紹介映像の上映や参加団体からのメッセージ掲示、手作り体験コーナーの拡充により、ボランティア活動に興味をお持ちの方に対し周知・勧誘を行いました。</li> </ul>	<p>●広く市民への周知に努めます。</p>	市民協働課 社会福祉協議会
中学校区ふれあいフェスタ	<p>生徒、教職員、PTA、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体、地域住民などが協力し、各中学校区内の学校などを利用したフェスタを開催します。また、さまざまなイベントを通して地域の交流を促進します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校区フェスタでは食品を扱うことが多く、コロナ禍の中で実施することが難しい状況でした。食品を扱わないフェスタも検討しましたが、人が集まらないなどの理由で見送りとなり、コロナ禍でも無理なく安全に開催できる形で継続していくことが課題となりました。</li> </ul>	<p>●新型コロナウイルス感染症が終息し、食品を扱うフェスタを再開することとなりましたが、様々な状況に柔軟に対応できるように努めていきます。</p>	地域教育課



## 基本施策Ⅲ-2 ボランティアの育成

### ①ボランティア活動への支援の充実

#### ■行政・社会福祉協議会などの取組

地域で手助けが必要な人に対する声掛け、簡単な買い物の手伝い、病院通院の乗り合わせなど、身近な助け合い活動について普及と啓発を行います。

また、ボランティアセンターを通じて、ボランティアや市民活動を支援するとともに、ボランティア養成講座等の担い手の育成につながる事業を展開しさまざまな分野のボランティアを育成します。

○子育てサポーターの活用

○まつばらボランティアセンター（活動支援・環境整備）

#### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・日頃の地域生活の中で、ボランティアとしてできることがあれば、活動してみましょう。
・活動の仕方がわからなければ、身近な人に聞いたり、ボランティアセンターに問い合わせましょう。

#### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・ミドル～シニア世代を対象とした研修会の開催により活動参加を促しましょう。
・地域や各団体が協力し合い、ボランティアの発掘と育成に努めましょう。
・ボランティアセンターを核に、情報提供や普及啓発、ネットワークを充実させましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
子育てサポーターの活用	<p>子ども家庭サポーターがボランティアとして参加することにより、子育てに関する不安や悩みについて、身近で気軽に支援を受けられる体制づくりを進めます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設で協力しながら、感染対策をして活動します。</li> <li>・初めての参加者には安心して参加してもらえるように声をかけます。</li> <li>・複数の協力員がいる施設では連携をとり安全確認を進めました。</li> <li>・子どもや保護者の言動などから、子育ての悩みや相談のニーズをキャッチし虐待防止の一助としていくことが課題です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講習会等を通して知識を深めます。</li> <li>●親子の身近な相談相手として、職員と連携していきます。</li> </ul>	子育て支援課

<社会福祉協議会等、地域の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
まつばらボランティアセンター（活動支援・環境整備）	<p>ボランティアセンターでボランティア活動をしたい人・してほしい人の相談やマッチング業務、活動団体への支援、講座や交流会などの実施、ネットワーク作りや情報発信などを行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来てほしいという相談が減少傾向でしたが、少しずつ回復しつつあります。</li> <li>・また、Zoomを活用したオンラインサロンを月1回実施し、新たなつながりを構築しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者などがICT機器を使えるような体制作りのために、ICT機器を教えるボランティアを養成したり、災害時のボランティアセンターの立ち上げを前提としたボランティアを育成するなど、従来の福祉施設等へのボランティアだけではない多様なニーズに対応できるようなボランティアセンターを目指していきます。</li> <li>●交流に関してはZoomを活用したオンラインサロンなどを継続していきます。</li> </ul>	社会福祉協議会

## ②活動団体のネットワーク化

### ■行政・社会福祉協議会などの取組

ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や市民活動団体と、町会やボランティア、民生委員・児童委員のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。

○生涯学習地域サポーター（まっc o m）

○松原市ボランティア連絡会

### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・市民団体やボランティア団体の活動に興味を持ちましょう。
・ボランティアグループの活動を見学したり、実際に参加してみましょう。

### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・ボランティアグループの活動を見学したり、実際に参加してみましょう。
・町会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設け、地域における活動内容を話し合ひましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
生涯学習 地域 サポーター (まっ com)	<p>仕事や趣味で培ってきたさまざまな知識・技術・経験などをボランティアとして活かせる人を募集、登録し、地域や学校などのあらゆる生涯学習の場で、指導者・支援者として市民の生涯学習活動を支援します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度より始まった事業で、登録者の高齢化が課題でしたが、令和4年度は少しずつではあるが、30・40歳代の登録者が増えてきました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページでの案内を充実させ、市民が利用しやすいシステムにしていきます。</li> </ul>	いきがい学習課

<社会福祉協議会等、地域の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
松原市ボランティア連絡会	<p>ボランティア団体のネットワークとして連絡会を組織し、ボランティア関係者・団体間の交流や情報交換、学習会を中心に、ボランティア活動をより面白く活発にしていくなための取組を企画実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種取組の中止が多い中でも、開催される取組（市民活動フェスタや傾聴ボランティア養成講座など）については積極的に協働を図って来ました。</li> <li>また、フードドライブなどについては、積極的に協力しています。令和4年度は、連絡会設立30周年の記念行事を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広く市民の方に呼びかけるなど世代間の交流を図るとともに、ボランティアの多様性を認め、福祉、防災、リモートなどの分野でボランティアの育成に努めます。</li> </ul>	社会福祉協議会

①地域活動やボランティアなどへの参加促進

■行政・社会福祉協議会などの取組

ボランティアに関する情報を幅広い層の人々に発信し、興味や参加意欲を高めるとともに、子育てを終えた人や、退職された人など、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材を地域福祉活動に活かせる環境づくりを進めるため、多くの分野と連携し、市民が地域で活躍する機会の充実と、ボランティア活動の活性化を図ります。

また、地域の福祉施設や企業・事業所・商業施設などにも地域福祉活動への参加を促します。

- 介護予防支援きらり活動事業
- ファミリーサポートセンター事業の充実
- 意思疎通支援者養成事業
- 認知症サポーター養成講座
- 元希者カフェスタッフ養成講座
- 生活支援サービス従事者の養成

●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・ボランティア活動の情報を収集しましょう。
・時間に余裕があれば地域貢献のため、ボランティアセンターに登録してみましょう。
・地域で役立つ活動機会があれば参加してみましょう。

●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・研修会の開催やボランティアの発掘・育成に努めましょう。
・福祉活動団体の情報交換により地域での連携に努めましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
介護予防支援さらり活動事業	<p>事前研修を受講してもらい、受入機関における社会参加等の活動に従事された時間に応じてポイントを付与し、介護予防の推進を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大以降、活動の依頼が減少しており、活動の場が減少しています。</li> <li>・また、新規登録者数も減少傾向にあります。</li> </ul>	<p>●新規登録者数の増加を目指し、周知活動を行うとともに、受入機関と協議し、活動の場が広がる方法を検討していきます。</p>	高齢介護課
ファミリーサポートセンター事業の充実	<p>仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実させます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償ボランティア養成講座とすることで市民のみなさんが興味を示し、子育ての手助けをしようと受講者人数が増えつつあります。</li> <li>・今後、講座内容や実施時間帯、講座中の保育についても工夫すると共に、啓発方法を再考し、さらに広く知らせていくことが課題です。</li> </ul>	<p>●多様化する依頼会員のニーズに幅広く対応できるように休止中の援助会員の状況を把握し、復帰を促したり、新たに援助会員を増やせるよう働きかけたりして、よりよいサポートができる環境を整えていきます。</p>	子育て支援課
意思疎通支援者養成事業	<p>障害のある人の福祉に理解と熱意のある人を対象に各種講習を実施し、意思疎通支援者の養成を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の方への障害者理解、コミュニケーション方法の習得ができました。</li> <li>・手話教室では新型コロナウイルス感染対策として一時期オンライン形式も取り入れました。</li> <li>・年々受講希望者が減っているのので、広報まつばらや市ホームページなどでの周知の方法等を工夫する必要があります。</li> </ul>	<p>●引き続き各種講習の受講者を増やすべく周知を図り、教室終了後には手話や点字が学べる場としてボランティアサークルの紹介をするなど、障害福祉の啓発に努めます。</p>	障害福祉課

活動名	概要	今後の展開	担当課
認知症サポーター養成講座	<p>認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者及びその家族に対して身近な理解者や見守りの担い手となる「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、市内全小学校の3年生を対象に実施しました。今後も引き続き養成者数の増加を図ることが課題です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間1,000人のサポーター養成を目標とし、定期開催を引き続き実施していきます。</li> <li>●外部施設等でのサポーター養成講座を積極的に行う事で、より多くの年齢層の人にサポーターとなってもらう機会をつくります。</li> </ul>	高齢介護課
元希者カフェスタッフ養成講座	<p>元希者カフェで活動するカフェスタッフを養成し、地域で活躍してもらえるリーダーを育てます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お茶やコーヒーのいれ方を通して集いの場でのボランティアを養成する取組を実施しました。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、開催を中止しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアの養成を実施するにあたり、感染防止対策を講じながら再開していきます。</li> </ul>	高齢介護課
生活支援サービス従事者の養成	<p>介護予防・日常生活支援総合事業にて訪問型サービスA（緩和した基準）において、資格がなくても一定の研修を修了した者が同サービスの業務に従事できるように、従事者研修を実施することにより従事者を養成します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に参加する人が高齢化しています。</li> <li>・また実際の訪問型サービスAの仕事が少なく、雇用する事業所も少ないため、研修を受けても仕事につながりにくいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若い世代が介護の仕事に関心を持てるよう、総合事業と生活支援サービス従事者について周知を行います。また、要介護に移行しないよう、事業対象者等に訪問型サービスAの利用を促進することにより需要を高め、事業所数の増加を目指します。</li> </ul>	高齢介護課

指標	現状値	目標値 令和10年度
福祉委員交流会・学習会の実施回数 (地域住民学習会を含む)	22回	65回
民生委員・児童委員の認知度	68.9%	70%
C SW (コミュニティソーシャルワーカー) の認知度	20.5%	25%
高齢者等見まもりチームの数	21	27

## 基本目標Ⅳ 地域とともにつくる福祉サービス

将来 イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護や子育て支援、障害福祉に関する制度やサービスの情報が、市民にわかりやすく伝えられ、入手しやすい地域社会になっています。</li> <li>●地域で支援が必要になった人は、円滑に必要なサービスが受けられるよう、安心できる福祉の行き届いたまちになっています。</li> <li>●身近な場所で、気軽に相談ができる体制が整い、大きな問題や悩みは専門機関につないで迅速な対応ができる地域社会になっています。</li> </ul>
------------	--

支援を必要としている人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、「断らない相談支援」に取り組み、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりを構築します。

また、市と多様な主体のネットワーク化を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めます。



## 基本施策Ⅳ-1 福祉に関する情報共有の充実

### ①情報提供の充実

#### ■行政・社会福祉協議会などの取組

支援を必要とする人が適切なサービスを利用することができるよう、各種福祉情報について、地域や関係機関と連携を図りながら、各種冊子・リーフレットに加えホームページ・SNSなど、市民のニーズを捉えた多様な方法によって広く届けます。

また、視覚障害者や聴覚障害者に向けた情報伝達手段の充実や行政からの配達物、配付物や公共の表示・案内への配慮を重ねていきます。

- 広報等発行事業・市政情報提供事業
- 市民との協働推進事業
- 福祉委員交流会、学習会
- 広報・啓発

#### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・福祉制度やサービスに関する情報を収集し、地域の人同士で共有しましょう。
・回覧板、広報、ホームページなどで市や社協の福祉に関する情報を確認しましょう。
・情報が行き届いていないと思われる市民には伝達したり、必要な機関につないであげましょう。

#### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・地域に密着した回覧板や掲示板などを活用し、地域福祉活動の情報を提供しましょう。
・市や社協のホームページなど情報伝達手段を駆使し、市民への細やかな情報発信を拡充しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
<p>広報等発行事業・市政情報提供事業</p>	<p>「広報まつばら」を配布するとともに、ホームページやメール配信サービス、LINEやX(旧ツイッター)などSNSを用いた情報などを用いて、市政の情報を広く発信します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙を中心に情報発信に取り組んでいますが、SNSの普及など、媒体の多様化にあわせて情報発信を行っていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報発信媒体の多様化へ対応します。</li> <li>●市民の皆さんに市政へ興味を持ってもらうための発信方法・内容の工夫をします。</li> </ul>	<p>観光・シティプロモーション課</p>
<p>市民との協働推進事業</p>	<p>市内の公共施設において開催するマツサポ出張講座を通じて、さまざまな分野の地域課題やニーズ及び、その対策に取り組む市民公益活動団体等についての情報を発信します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマを設定し講座を展開することで、参加者に講座内容を分かりやすくし、参加を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権や福祉、防災等のテーマ設定型の講座を展開します。</li> <li>●企画・運営を担う公益活動団体の発掘を行います。</li> </ul>	<p>市民協働課</p>

<社会福祉協議会等、地域の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
福祉委員 交流会、 学習会	<p>福祉委員同士の交流のみならず、市民との交流を目的に活動紹介パネル展を開催します。また、ボランティア・福祉委員を対象に、福祉委員会活動の意義や配食・会食活動などをテーマに学習会を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で必要な学習会を企画しましたが、定員の問題や広報が不十分であったこともあり、参加者数が減少しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報、社協まつばら、チラシ、メール、LINEなどを利用し、広報していきます。</li> <li>● より参加者が集まるような内容についても検討していきます。</li> </ul>	社会福祉協議会
広報・啓発	<p>「社協まつばら」、「マッピー通信」などを発行し、広く市民に福祉に関する情報を発信します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く市民に福祉に関する情報を伝達でき、福祉の意識の啓発につながりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙媒体以外にも、PDF化をしたり、ICTツールを活用して、幅広い層へ福祉に関する情報を発信していきます。</li> </ul>	社会福祉協議会

### ①相談支援のネットワークづくり

#### ■行政・社会福祉協議会などの取組

様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による重層的な総合的な支援体制の充実に努めます。さらに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や地域包括支援センターを中心に、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施します。

- 福祉総合相談窓口事業
- 見守り声かけ訪問
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 高齢者等見まもりチーム活動
- 高齢者の総合相談窓口
- 民生委員・児童委員

#### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・近隣同士で顔の見える関係を築き、身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。
・悩みごとや問題は、一人で抱え込まず、相談しましょう。
・相談を受けたら気持ちに寄り添い傾聴し、専門家への相談を勧めましょう。

#### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・地域住民の参加と協力により、支え合い、助け合い活動を推進しましょう。
・高齢、障害、子育てなど各分野の相談員、民生委員・児童委員が市と連携し、相談対応のネットワーク体制を整えましょう。
・問題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携・協力して解決にあたきましょう。
・回覧板、掲示板、インターネットを駆使して、地域での活動を周知しましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
福祉総合相談窓口事業	<p>高齢者、障害者、ひとり親家庭等を問わず、既存の福祉サービスでは対応困難である相談について、「福祉総合相談窓口」を開設し、相談業務を行います。市内に配置するCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を統括するとともに、関係機関と連携し、福祉総合相談窓口として市に1名、CSWを市内に2名配置して実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、さらに隣人とのつながりが少なくなったり、独居世帯が増えてきている中、困りごとや心配事を抱え、ひとりで苦しい思いを抱えながら生活することを余儀なくされている人が増えてきています。</li> <li>・必要な支援を的確に把握することが課題となっています。</li> <li>・また、アウトリーチを行い、多様なニーズに対応できるよう関係機関との連携強化を図ることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活することに困難さを抱えていても、相談機関への相談を思いつかない人や相談できない人に対し、見守りや関係機関につなぐなど、きめ細やかな支援を行います。</li> <li>●今後はCSWの認知度を高め、地域からの発信による利用もできることを広めていくことが必要です。</li> </ul>	福祉総務課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	<p>地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助産師、看護師、調理師、保育士がそれぞれの専門性をいかして相談にあたりました。</li> <li>・公立6か所ではどこの施設でも気軽に相談できるようにそれぞれの専門職員が出向いて事業を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設に来所しての相談の実施とともに、来所が困難な家庭に対しては、家庭への訪問や電話、オンラインでの相談の充実をめざします。</li> </ul>	子育て支援課

活動名	概要	今後の展開	担当課
高齢者の総合相談窓口	<p>市内に2ヶ所設置した地域包括支援センターにおいて相談を受け付け、介護、健康、福祉、医療などさまざまな面から総合的に高齢者を支えます。また、高齢者及び介護者が困った時にすぐに相談できる高齢者110番事業所の登録を進めることにより、相談体制を充実させます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待等の困難事例が増加しているため、関係機関と連携し、活動していく必要があります。</li> <li>・また、高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加が見込まれるため、地域包括支援センターの人員体制の充実を図るなど、相談体制の強化が必要です。</li> </ul>	<p>●地域や事業所、認知症初期集中支援チームなどの関係機関と連携し、複合的な問題に対応できる体制づくりをすすめる。また高齢者110番事業所を拡充し、地域包括支援センターの体制強化に努めます。</p>	高齢介護課

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
見守り声かけ訪問	<p>町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉委員などが、援助の必要な人、訪問を希望する人の居宅を定期的に訪問し、見守りや安否確認を実施するとともに、話し相手などの活動を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り対象者に毎月コロナ関連の情報や詐欺予防のチラシなどのポスティングを行いました。</li> <li>・対面が難しい場合は電話による安否確認を行いました。</li> </ul>	<p>●地域でできる見守り活動を継続していきます。</p>	社会福祉協議会
高齢者等見まもりチーム活動	<p>町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉委員が協働して、地域の要援護者の見守り活動を実施します。また、地域包括支援センター、社会福祉協議会、CSWなどの機関が連携して、見守りチームの活動を支援します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域により、福祉委員、民生委員・児童委員、町会など各団体等と連携が取れない地区があります。</li> </ul>	<p>●地域住民団体と福祉関係者が協働し、高齢者を支援していくための会議を行っていくなかで、お互い顔の見える関係ができ、気軽に相談しやすい体制を構築していきます。</p>	社会福祉協議会

活動名	概要	今後の展開	担当課
民生委員・ 児童委員	<p>関係機関や各種団体とのパイプ役として、希薄になりつつある地域でのつながりを再構築することで、地域福祉の向上を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の高齢者の支援ニーズが複雑多様化し、必要性が高まっていくなかで、閉じこもりがちになる高齢者の事業参加が課題です。しかし、何度も訪問するうちに、一緒にサロン会に参加する高齢者も増えてきました。歩行困難等で外出しにくい人も訪問を心待ちにされるようになり、地域での横のつながりを活用し声掛けを進めてきました。</li> <li>高齢者世帯を対象に声掛け訪問を通し、毎月相談活動を行っています。</li> <li>一人暮らし高齢者を対象にサロン活動等を実施し、地域とのつながりを持つ取組を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員の相談対応のスキルアップを図るため、関係機関と連携しながら研修を開催し、実態に即応できるようにしていきます。</li> <li>●さらに、地域での様々な福祉・地域団体等との横のつながりを増やすことを図ります。</li> </ul>	福祉総務課

## ②生活困窮者への支援

### ■行政・社会福祉協議会などの取組

生活困窮者自立支援法に基づいて適正な生活困窮者自立支援事業を行い、相談者個人の状況に応じた支援を実施し、離職者や住宅喪失者、就労困難者などの自立を手助けしていきます。

- 生活困窮者自立支援制度
- 雇用就労支援事業
- 生活保護事業
- 消費生活相談
- 民生委員・児童委員

### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・生活に困っている人がいれば、民生委員・児童委員や相談窓口の活用を勧めましょう。
・生活設計が困難な場合は、行政等への相談を試みましょう。

### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・生活困窮者に関する福祉制度やサービスの情報を共有し、相談機関へつなげましょう。
・民生委員・児童委員、福祉委員などの地域における相談窓口を活用しましょう。



<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
生活困窮者自立支援制度	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。(平成27年4月施行)。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の影響により、失業者・休業者の増加にともない生活困窮者自立支援制度の利用が国の示している水準を大きく超えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍後においても、今までどおりの生活ができなくなり、生活困窮者自立支援制度の利用がさらに見込まれるため、制度の周知を引き続き行っていきます。</li> <li>●まだ十分に今までの生活状態に戻れていない世帯への新たな相談や支援を引き続き行っていきます。</li> </ul>	福祉総務課
雇用就労支援事業	<p>就労困難者に対して、就労相談のほか、就労に役立つ講座を開講し、雇用就労の実現に努めます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労相談者は中高年齢層や持病のある方が多く、就労に対する阻害要因を抱えているため、就職へ結びつきにくいです。</li> <li>・就労相談者の状況によりC-STEPへの推薦を行い3件が就職に結びつきました。</li> <li>・また、フォークリフト運転技能講習・医療事務講座を開催することにより、合計7名の就労につながりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労希望者への支援として、引き続きフォークリフト運転技能講習や医療事務講座などの開催を行い、就労に結びつけていきます。</li> <li>●また、ハローワーク等の関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	産業振興課
生活保護事業	<p>暮らしに困っている人に対して困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働年齢層であっても、様々な就労阻害要因により、仕事に就けていない方が多いです。</li> <li>・単身の高齢者世帯の占める割合が大きい傾向があります。定期的な安否確認が必要で、ケースワーカーの訪問に加え、年2回熱中症予防(7月)インフルエンザ予防(11月)のチラシを作成し、民生委員と連携し見守りを兼ねた訪問を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労支援事業及び就労準備支援事業の活用により、就労者数の増加及び就労自立の促進を図るなど、生活困窮者自立支援制度との連携に努めます。</li> <li>●引き続き、関係機関等と連携し見守りを兼ねた訪問を実施していきます。</li> </ul>	福祉総務課

活動名	概要	今後の展開	担当課
消費生活相談	<p>市民の消費生活の安定・消費者知識の向上のため、市役所内に消費生活センターを設置し、専門相談員による相談業務を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の相談件数は令和3年度より40件増加しました。その中でも、近年複雑化する悪質商法等に係る相談や、物品の定期購入に関する相談などが多い状況です。</li> <li>・研修や研究会での事例検討により、悪質商法の手口や消費生活問題関連の法的知識の蓄積ができ、最新の手口に関わる市民からの相談に対応できました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手口が多岐にわたる特殊詐欺などに係る被害を防ぐため、様々なケースや事例検討、研修を通じて法的知識を深め、市民の消費生活の安定を図っていきます。</li> <li>●また、事前に予防ができるように大型モニターを用いて情報発信にも努めていきます。</li> </ul>	産業振興課

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
民生委員・児童委員	<p>生活に困窮している人を発見し、相談を受けるとともに行政を含めた関係機関の相談窓口へ繋がめます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「心配ごと相談」により相談者を必要な機関へ繋いでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員は身近な地域の相談窓口として気軽に相談できるところということを周知するため、引き続き、広報活動を推進していきます。</li> <li>●なお、「共同募金たすけあい資金」を活用した給付事業が中止となり、即座に現金を給付することができなくなったため、相談者を迅速に必要な機関へ繋ぐ必要があります。</li> </ul>	社会福祉協議会

### ①福祉サービスの向上

#### ■行政・社会福祉協議会などの取組

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるように、事業者や医療機関、学校など関係機関の連携による個別ニーズに応じた生活支援サービス・活動の充実を図ります。

また、福祉サービスに携わる職員等に対して、研修会などへの参加を促し、資質の向上を図ります。

- 地域包括支援センター
- 職員講習事業
- 生活支援体制整備事業（地域診断）
- 福祉総合相談窓口事業
- 福祉制度等に関する研修や講習の実施

#### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・福祉サービスに関する情報を収集しましょう。
・サービスの適正な利用に努めましょう。

#### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・在宅での高齢者・障害者支援体制を強化しましょう。
・サービス利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努めましょう。
・福祉サービス利用に係る要望を聞き、人材やサービスの質、環境の改善に努めましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
地域包括支援センター	<p>高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待等の困難事例が増加しているため、関係機関と連携し、活動していく必要があります。</li> <li>・また、高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加が見込まれるため、地域包括支援センターの人員体制の充実を図るなど、相談体制の強化が必要です。</li> </ul>	<p>●地域や事業所、認知症初期集中支援チームなどの関係機関と連携し、複合的な問題に対応できる体制づくりをすすめる。また、地域包括支援センターの体制化に努めます。</p>	高齡介護課
職員講習事業	<p>市の職員として、様々な人権問題・認知症について正しい理解と認識ができるようになることを目的に認知症サポーター講習等を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象職員及び希望職員に受講をおこなう形で今後も継続して実施します。</li> </ul>	<p>●継続して、今後も実施します。</p>	人権交流室 高齡介護課
生活支援体制整備事業（地域診断）	<p>多職種・住民参加型地域診断を行い、地域住民と地域について考えます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度から中止しています。</li> </ul>	<p>●新型コロナウイルス感染症が終息するもとの、年間4か所以上の実施を目標として、事業の再開に向け、各地区の特徴や地域の課題の抽出を行います。</p>	高齡介護課
福祉総合相談窓口事業	<p>福祉サービスの利用に際して、利用者への周知を図り、必要に応じてその利用を支援し、市民がより安心してサービスを利用できるように努めます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣人とのつながりが少なくなったり、独居世帯が増えてきている中、困りごと、心配事を抱え、苦しい生活をしている人が増えてきています。その人を相談機関に導く工夫が必要になってきました。</li> </ul>	<p>●困りごとや心配事を受け入れる相談体制を見える化する工夫や相談支援のアウトリーチなども考えていく必要があります。</p>	福祉総務課

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
福祉制度等に関する研修や講習の実施	<p>さまざまな福祉課題に対する意識向上のため、研修会や講習会を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を休止せざるを得なくなり、活動が減少しました。</li> </ul>	<p>●新型コロナウイルス感染症が終息するもとの、福祉委員として必要な知識を習得できるような研修（防災などを再開し、福祉課題に幅広く対応できるようにします。</p>	社会福祉協議会

## ②権利擁護の充実

### ■行政・社会福祉協議会などの取組

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し支援するため、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。また、相談支援の強化や問題を早期に共有できるネットワークづくりを進め、高齢者や障害者、子どもなどの虐待防止や性的暴力などの防止に向けた啓発活動、支援する取組を行います。

- 成年後見制度利用支援事業
- 日常生活自立支援事業
- 障害者相談支援事業
- NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO
- NPO法人介護支援の会松原ファミリー

### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・判断能力が不十分な人が近隣にいれば、相談機関に知らせるなど、配慮しましょう。
・地域で、虐待や暴力などを受けている様子があれば、通報等をしましょう。

### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・認知症高齢者など判断力の低下にともなう人を早期発見し、支援につなげましょう。
・高齢者や障害者、子どもなどのいる家庭の見守りにより、地域での虐待防止に努めましょう。
・暴力やストーカー行為等を許さない意識を持ち、早期発見対応に努めましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度による保護を受けることにより、自立した地域生活をおくることができるよう支援します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府が成年後見制度の利用促進を課題として挙げているが、高齢化により制度の必要性が高まっていき、現場の申立て事務などが追いつかなくなることが懸念されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化に伴い認知症高齢者の増加が見込まれるため、制度の周知に努めます。</li> </ul>	<p>高齢介護課</p>
<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の方への制度周知を引き続き継続し、委託相談事業所との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の高齢化により必要性が高まることで、後見等の業務を適正に行うことが出来る担い手の確保に努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>障害者相談支援事業</p>	<p>障害のある人や保護者または介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供など便宜の供与、権利擁護に必要な補助など、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所と障害福祉課のみならず、庁内各課や地域の関係機関やボランティアなどと連携します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●より多様化し複雑化する相談に対応できるよう、相談支援事業所のスキルアップを図り、また、相談支援事業所同士の連携の強化を図るとともに、地域の関係機関やボランティアなどとの連携を図っていきます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
日常生活自立支援事業	<p>判断能力が不十分な高齢者等が、自立した生活をおくることができるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここ数年、新規契約と解約（転出、入所、死去、後見人への移行など）が同程度の件数で推移し、契約待機者はいない状況です。</li> <li>・必要な対象者に支援ができるように、適宜周知を行っており、申し込みが随時あります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度のさらなる周知を図り、必要な人が制度を利用できるようにします。</li> </ul>	社会福祉協議会
NPO 法人 性暴力救済センター・大阪 SACHICO	<p>性暴力の被害にあってもいない女性への被害直後からの総合的支援（24時間ホットライン、産婦人科救急医療体制と継続的医療支援によるサポート、必要な機関との連携など）を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初診人数が過去最高の人数となり、緊急対応や、中長期支援の充実を図ってきました。しかし、徐々に医師不足等による医療体制の変化があり、徐々にこれまでと同様に緊急診療できない状況となりました。支援員や精神科医師による面談対応や法的支援に繋げたり、24時間のホットラインでの相談対応を続け、協力医療機関との連携を図りながら努力してきました。協力医療機関のスキルアップが図れるよう働きかけていく必要があります。</li> <li>・被害者が医療機関を探す際に、たらいまわしにならず、二次被害を受けないよう、安心して支援を受けられるシステムの再構築が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●24時間体制でのホットラインや面談は継続するが、医師の確保が難しく、産婦人科救急医療体制の維持が困難な状況にあります。協力病院との連携を強化し、被害者支援の充実を図れるよう努力します。</li> <li>●公的支援、緊急対応を安定して行う事が出来、また、男性被害者支援もできる新しい救済センターの基盤づくりにむけての働きかけを行います。</li> <li>●支援員・医師の更なるスキルアップを行います。</li> </ul>	人権交流室（人権交流センター）



活動名	概要	今後の展開	担当課
NPO 法人 介護支援 の会松原 ファミリ ー	<p>要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、意思及び人格を尊重し、認知症高齢者の自立支援、自己決定を基本理念として、住み慣れた場所で安心して快適に暮らせる地域づくりの実現を図ります。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年 2 月より、会場をまつばらテラス（輝）に変更し、集いの場の支援をしています。令和 2 年より社会資源マップにも掲載し、広報しています。</li> </ul>	<p>●集いの場の継続を支援します。</p>	<p>高齢介護課</p>

①相談窓口の周知

■行政・社会福祉協議会などの取組

各種相談窓口に関する情報が住民に届くよう、市・社協のホームページや広報、SNSなど多様な媒体を活用して、情報発信の充実を図ります。

- 地域子育て支援拠点事業      ○小地域ネットワーク推進会議

●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・身近な相談窓口の情報について、地域の人々と共有しましょう。

●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・様々な福祉情報を地域の住民に提供し、各種相談窓口の周知と利用を呼びかけましょう。
・小地域ネットワーク推進会議の開催により、関係機関との情報共有を図りましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
地域子育て支援拠点事業	<p>既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、子育てに悩みや不安を持つ子育て家庭などに対して育児相談・育児教育・育児講座を実施します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報まつばら、子育て応援メール、子育てネットを活用して利用の拡大を図りました。</li> <li>・妊娠期からの利用をひろげることが今後の課題です。</li> </ul>	<p>●地域子育て支援事業未利用の世帯への訪問、1歳誕生月のハガキ送付を行って、利用案内をすすめるとともに、「まつばらっ子ナビ」を活用し、妊娠期からの支援を行っていきます。</p>	子育て支援課

<社会福祉協議会等、地域の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
小地域ネットワーク推進会議	<p>市と社会福祉協議会が中心となり、地域包括支援センターや福祉委員会などとの情報交換を実施する。また、福祉委員会が実施するインフォーマルサービスの相互補完などについても検討します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の各団体と情報の共有を図り、地域の支援を行っていきます。</li> </ul>	<p>●継続して実施し、情報の共有を行います。</p>	社会福祉協議会

## ②身近な相談場所の充実

### ■行政・社会福祉協議会などの取組

民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、地域に身近な相談窓口において相談を受け止め、複合化・複雑化した課題については必要に応じて関係機関につなぎ、連携を図ります。また、どのような相談にも対応できるような相談支援体制の構築を目指します。

- CSW（コミュニティソーシャルワーカー）
- 民生委員・児童委員
- 若者自立支援事業
- 保護司会
- 学校等における教育相談の充実
- 認知症初期集中支援事業
- 地域包括支援センター
- 総合相談事業

### ●市民一人ひとりにできること（自助）

取組内容
・一人で悩まず、誰かに相談しましょう。
・家族や友人・知人が問題を抱えている場合、相談機関への訪問を勧めましょう。

### ●地域みんなのできること（共助）

取組内容
・民生委員・児童委員や町会、福祉施設などが連携し、相談体制を強化しましょう。
・多様化する地域での相談ごとに対応するため、ケースの蓄積と支援機関へのつなぎや対応に努めましょう。

<市の主な事業>

活動名	概要	今後の展開	担当課
CSW (コミュニティソーシャルワーカー)	<p>地域の身近な相談窓口として、高齢者、障害者、子育て中の親など援護を要する人に対して、見守り・発見・相談・福祉サービスへのつなぎなどの役割を担います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の身近な相談窓口として、利用が増えている中で、見守りを続け、必要なサービスにつなぎ、孤立や孤独死を防いでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な相談に対し、見守りや関係機関につなぐなど、きめ細やかな支援をしていきます。</li> </ul>	福祉総務課
若者自立支援事業	<p>不登校・ニート・ひきこもり等の生きづらさを抱えた若者とその家族を対象に、人権交流センターの職員や臨床心理士による若者の自立に関する悩み等の個別相談・支援や、同じように悩む仲間等との交流、家庭以外の居場所の提供、また社会参加や就労にむけたさまざまな情報提供・就労体験を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権交流センターでは、生きづらさを抱えた若者に対する自立支援を行ってきました。ケースが多様化、複雑化している中、来所や電話による相談だけでなく、継続的な面談や状況に応じて臨床心理士によるカウンセリングにつなげるなどの支援を行ってきました。その中で、他者と交流したり、外出したりする機会が不足するなど、生きづらさを抱えた若者は社会の中で孤立しがちであるという課題が見えてきました。そこで、相談事業だけでなく、他者と共に活動できる様々な居場所事業を行うことで、小集団での支援につなげることができるようになってきています。新規の相談から個別の面談へ、さらに小集団での居場所につなげていくという支援の流れが確立されてきています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若者の自己選択を尊重しつつ、個別の状況に応じて、外部で行われているセミナーへの参加の促進やボランティア、就労移行支援などの情報提供を行っていくことで、若者が少しずつ社会とつながるきっかけを得られるように支援します。</li> <li>●また、公的な関係機関に加え、民間の事業所等とも連携を深めることで、相談者（若者やその家族）のニーズに合わせた多様な支援を行っていくように、さらなるネットワークを構築していきます。</li> </ul>	人権交流室 (人権交流センター)

活動名	概要	今後の展開	担当課
学校等における教育相談の充実	<p>スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や教育支援センターに派遣し、児童、生徒、保護者、教職員を対象とする教育相談を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児、児童、生徒、保護者、教職員のそれぞれのケースに合わせた丁寧なカウンセリングの実施により、学校復帰や進路選択、悩みの解消につながるケースが見られました。</li> <li>・新型コロナウイルスによる影響は市内小中学生の問題行動等を増加させる一因となりました。客観的なアセスメントを行い計画性をもった、より専門性の高い活動が求められています。校内の定期的な支援会議等への参加を通じて、効果的に活動することが今後の課題です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールカウンセラー連絡会の内容を充実させます。教育支援センター支援員からの研修実施等、他機関との連携も視野に入れた計画的・効果的な運用を図り、教育相談活動の活性化をめざすことで、事業内容の充実を図ります。</li> </ul>	教育研修センター
認知症初期集中支援事業	<p>認知症の人や家族支援など初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スムーズに介護サービスや医療につながらない困難ケースが多いが、様々な機関と連携してケースの課題解決へと支援しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談ケースの振り分けや各機関での役割分担などを明確化し、支援体制を整えます。</li> </ul>	高齢介護課
地域包括支援センター	<p>高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待等の困難事例が増加しているため、関係機関と連携し、活動していく必要があります。また、高齢者人口の増加に伴い、相談件数の増加が見込まれるため、地域包括支援センターの人員増など、相談体制の充実が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や事業所、認知症初期集中支援チームなどの関係機関と連携し、複合的な問題に対応できる体制づくりをすすめます。</li> <li>●また、地域包括支援センターの増員を図り、相談体制の充実に努めます。</li> </ul>	高齢介護課
総合相談事業	<p>市民を対象に日常生活上の様々な問題に対して相談者に寄り添いつつ、問題解決のための相談事業をはーとビュー（人権交流センター）で展開し、市民の生活の向上に資するものとします。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活総合相談では、高齢者からの相談が多く内容も多様化しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な相談に対応するべく、さらなる相談の質の向上と、各関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	人権交流室（人権交流センター）

< 社会福祉協議会等、地域の主な事業 >

活動名	概要	今後の展開	担当課
民生委員・児童委員	<p>常に住民の立場に立った身近な者として相談に応じ、安心して暮らせる地域社会づくりのために活動を行います。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「心配ごと相談」により相談者を必要な機関へつないでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員は身近な地域の相談窓口として気軽に相談できるところということを周知するため、引き続き、広報活動を推進していきます。</li> <li>●「共同募金たすけあい資金」を活用した給付事業が中止となり、即座に現金を給付することができなくなったため、相談者を迅速に必要な機関へ繋ぐ必要があります。</li> </ul>	福祉総務課
保護司会	<p>松原地区保護司会が主体となり犯罪や非行を犯した者が社会復帰できるように改善及び更生を援助するとともに犯罪の予防に努め、更生保護サポートセンターや地域で犯罪を犯した者の相談に応じます。</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松原地区保護司会の保護司定数は50名となっているが、保護司の担い手が不足しており46名となっています。(令和4年度末時点)引き続き、保護司の担い手を確保する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護司の安定的な確保及び相談業務を行うための更生保護サポートセンターの運営管理を支援していきます。</li> <li>●社会を明るくする運動を通して更生保護事業の広報活動を行っています。</li> </ul>	福祉総務課

## 第5章 計画の推進体制

### 1 地域住民を主体にした体制づくり

地域生活課題が複雑化する中で、福祉の多様化するニーズに対応していくためには、地域住民をはじめ、地域を構成するさまざまな主体と行政の連携が求められています。

これからの地域福祉において「地域住民」は、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられています。地域住民一人ひとりが、行政や事業者や社会福祉に関するボランティアや市民活動団体等と連携・協力し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会を目指した体制づくりを推進していきます。

### 2 地域力の強化による包括的な支援体制の構築

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年が目前に迫る中で、人口構造の変化による少子高齢化や単独世帯の増加、近隣関係や家族関係の希薄化などを背景に、自分を中心に家族で支え合う「自助」の機能は低下しています。こうした現状を補うため、隣近所での助け合いや見守り活動等による支え合いにより、地域で活動するグループや団体が支援していく「共助」のまちづくり、行政を中心に公的な福祉サービスを提供する「公助」での対応を進めていくことが、一層重要となっています。

地域福祉の対象となる子ども、障害者、高齢者だけでなく、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱えた人も含め、すべての市民が地域生活課題を「他人事」でなく「我が事」として助け合い、支え合えるような地域全体のパワーを強化し、包括的な支援体制を築きます。



### 3 多職種連携による地域福祉の推進

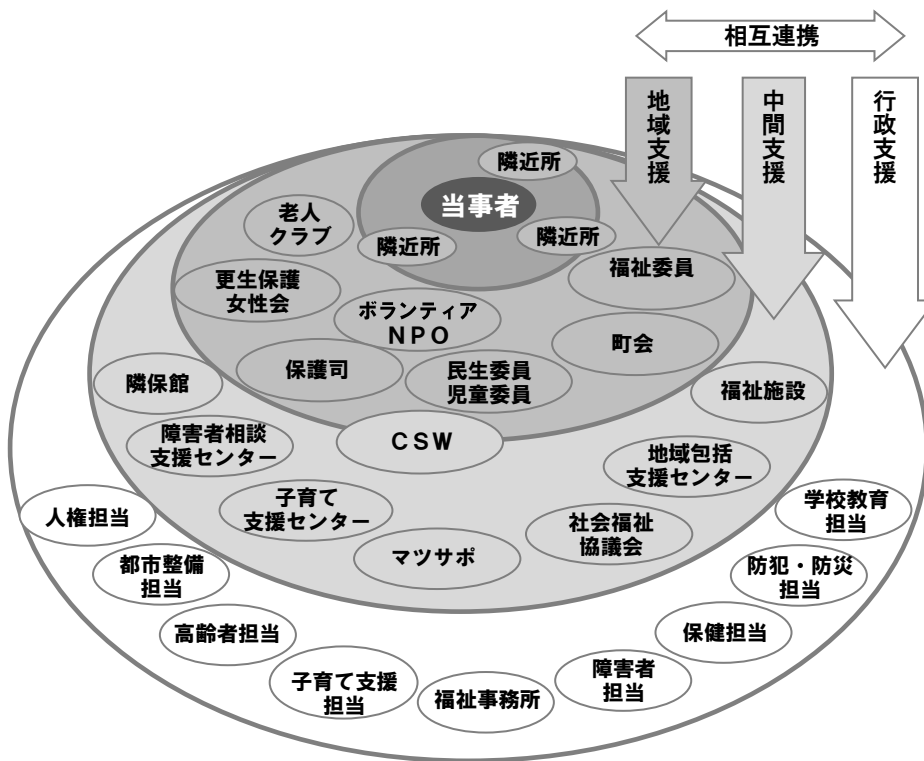
地域住民が、住み慣れた地域で支え合い、ともにいきいきと暮らせる安心・安全な地域の福祉コミュニティの充実に向け、高齢、障害、子育て支援など各分野の支援関係機関等の連携を推進します。CSW(コミュニティソーシャルワーカー)、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、福祉委員や町会、老人クラブ等、地域福祉に携わる多職種のネットワークづくりを進め、それぞれが適切な役割を担いながらも、同じ目線をもった「協働」のもとに本計画の推進を図ります。

地域福祉の主体は地域住民ですが、地域福祉の対象としての「当事者」の考え方も進化し、サービスや支援を受ける側と支え合う側が互いに助け合える地域共生社会の実現を目指します。つまり、誰もが支え手にも受け手にもなり得る主体であることを念頭に、一人ひとりの暮らしを「我が事」として「丸ごと」受け入れる包括的な支援体制のもと、福祉のネットワークを充実していきます。

また、社会福祉協議会は、行政と連携しつつ、地域住民や各種団体、支援関係機関とともに、今回の計画の大きな推進役を担います。

本計画の推進にあたっては、社会福祉協議会が策定した「第4次松原市地域福祉活動計画」との連携を図りながら、課題や方向性を共有したうえで、それぞれの立場から地域福祉を推進していきます。

#### 当事者から見た多職種連携による福祉ネットワークのイメージ



## 4 計画の周知と進行管理

---

計画の周知にあたっては、地域住民や支援関係機関、社会福祉協議会等、地域福祉を推進するそれぞれのステークホルダー(関与者)が本計画の基本理念を共有し、広報やホームページ、各種イベント等のさまざまな媒体や機会を通じて、主体的に進めます。地域福祉推進に主体的に取り組めるよう、計画内容の周知を図ります。

また、地域の活動や取組の周知にあたっては、地域の回覧板、掲示板を活用するとともに、出前講座等の実施による情報の浸透を行います。さらに、地域で活動する各種団体間の交流の機会や場を通じて、情報共有と情報受発信の充実を図ります。

計画の進行管理にあたっては、国や大阪府、他地方公共団体の福祉に関する制度や動向を十分に見極めながら推進体制を整備しつつ、具体的な取組の実施状況について点検・評価を行っていきます。

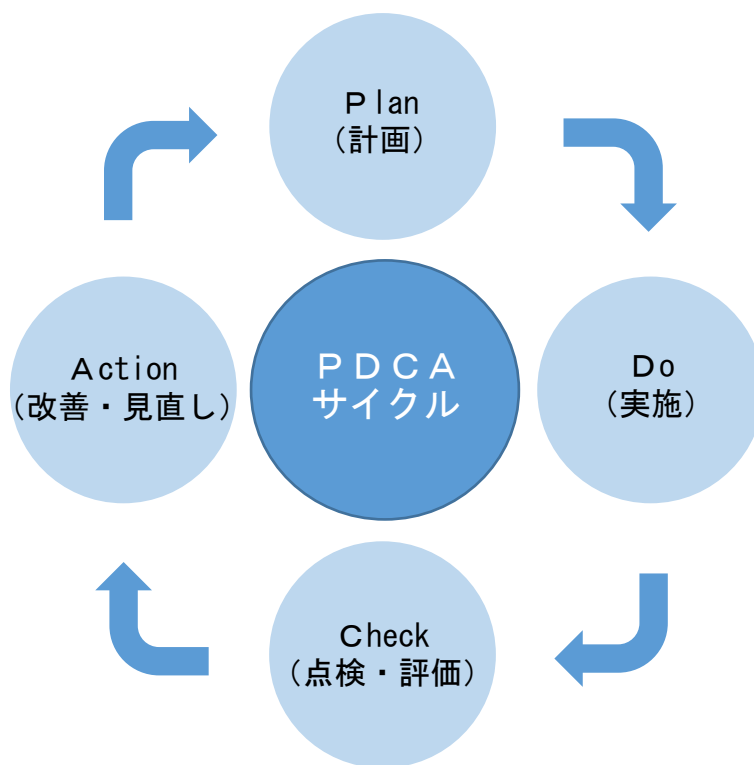
## 5 計画の検討と見直し

本計画は地域福祉の分野における諸施策を具体的に展開するための計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の策定や見直しの際には、地域福祉の理念や計画の推進が効果的に展開されるよう調和と整合を図ります。

計画の検証については、定期的に地域で活動する各種団体、支援関係機関、社会福祉協議会、本市の庁内における関係各課が集まり、現状と課題や取組の状況等を共有する機会を設けます。また、計画の最終年度経過後の令和11年度に、本計画の総合的な達成状況の最終的な評価を行うことで、地域に根ざした継続的な地域福祉を推進します。

また、各地域における地域福祉活動の実施状況や各関連計画の推進状況を捉えつつ、今後のさまざまな社会保障制度の見直し等を踏まえながら、必要に応じて、計画の見直しの検討を行います。

### PDCAサイクルによる計画の推進



# 資料編

## 1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・福祉関係者、市民団体等の代表者又は推薦者、行政機関の職員で構成する「策定委員会」において、審議、検討を行いました。

また、市民アンケート調査や団体ヒアリング、計画案の公開によるパブリックコメントを行い、より多くの住民の方の意見反映に努めました。

### 【策定経過】

年月	事項
令和5年7月28日（金）	第1回 松原市地域福祉計画策定委員会
令和5年7月31日（月） ～9月7日（木）	松原市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査（オンライン調査）の実施
令和5年9月	団体ヒアリングの実施
令和5年11月27日（月）	第2回 松原市地域福祉計画策定委員会
令和6年1月4日（木） ～2月2日（金）	パブリックコメントの実施
令和6年2月14日（水）	第3回 松原市地域福祉計画策定委員会（答申）

## || 2 委員会設置規則

### ○松原市地域福祉計画策定委員会設置規則

平成 20 年 10 月 10 日規則第 41 号  
改正

平成 22 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 25 年 10 月 8 日規則第 51 号

### 松原市地域福祉計画策定委員会設置規則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和 40 年条例第 20 号）第 2 条の規定に基づき、松原市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて松原市地域福祉計画に関する事項を審議する。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉関係者
- (3) 市民団体等の代表者又は推薦者
- (4) 行政機関の職員

#### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (公印)

第 7 条 委員長の公印を次のように定める。

書体 てん書

寸法 方 21 ミリメートル

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年10月21日から施行する。

附 則 (平成22年規則第16号抄)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月8日規則第51号)

この規則は、平成25年10月21日から施行する。

### 3 松原市地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和4年10月21日～令和7年10月20日

選出区分	所 属	委員氏名	備 考
学識経験者	大阪公立大学大学院	河野 あゆみ	大阪公立大学大学院教授
保健・福祉 関係者	民生委員児童委員 協議会	津田 哲男	民生委員
	松原市社会福祉 協議会	杉本 勝彦	松原市社会福祉協議会事務局長
	松原市地域包括支援 センター徳洲会	森泉 奈津子	松原市地域包括支援センター 徳洲会 センター長
	岡町福祉会	山本 靖子	社会福祉法人岡町福祉会「おかまち学 園」園長
市民団体等 の代表者 又は推薦者	松原市町会連合会	石崎 勇	松原市町会連合会会長
	地区福祉委員会	林 美佐子	丹南地区福祉委員会委員長
	地区福祉委員会	中瀬 光夫	河合地区地域福祉委員会委員長
	松原市老人クラブ 連合会	縄田 榮	松原市老人クラブ連合会会長
	性暴力救援センター・ 大阪 SACHICO	生魚 かおり	特定非営利活動法人性暴力救援 センター「大阪 SACHICO」運営委員
	松原市子ども会育成 連絡協議会	森本 義行	松原市子ども会育成連絡協議会 副会長
	松原市若い肢体障害者の 会	寺内 勉	松原市若い肢体障害者の会 副会長
	松原市ボランティア 連絡会	関野 伸一	松原市ボランティア連絡会代表
	松原市人権協議会	栢本 秀樹	松原市人権協議会

選出区分	所 属	委員氏名	備 考
市民団体等の代表者 又は推薦者	NPO 法人やんちゃま ファミリーwith	田崎 由佳	NPO 法人やんちゃまファミリー with 理事長
	公募委員	手束 澄江	公募委員・民生委員
行政機関の 職員	大阪府藤井寺保健所	松岡 孝子	大阪府藤井寺保健所企画調整課長

(敬称略)



## 4 松原市地域福祉計画策定に関する市民アンケート集計結果

### (1) 調査の実施概要

#### ① 調査の目的

「第4期松原市地域福祉計画」の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

#### ② 実施要項

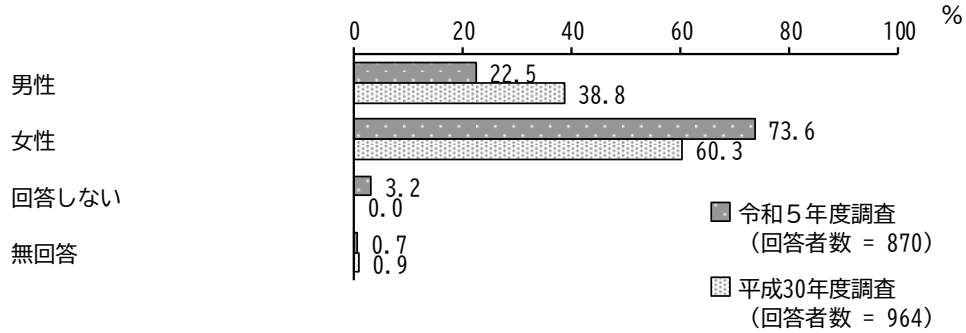
調査対象	調査期間	調査方法	回収数
松原市民	令和5年7月31日から 令和5年9月7日	市ホームページ(LoGo フォーム)によるオンライン調査	870 通

#### ③ 調査結果の表示方法

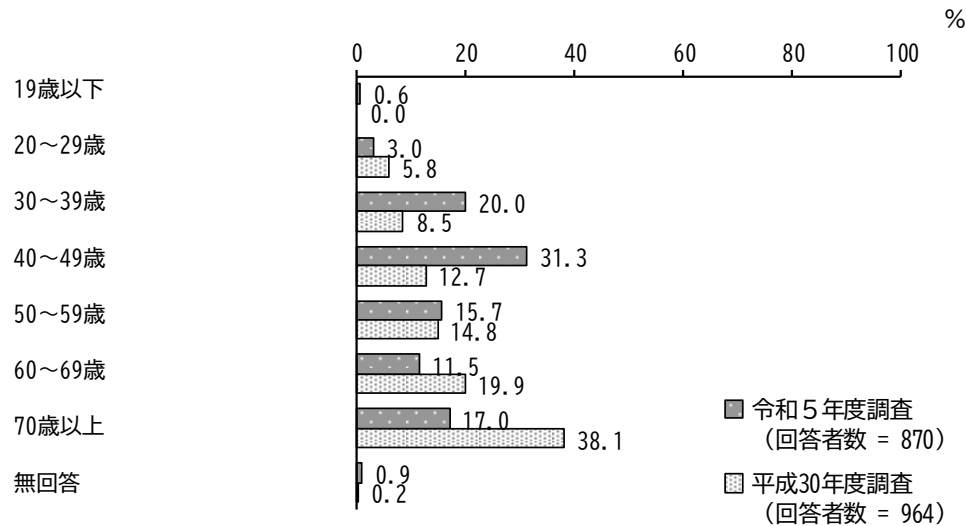
- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。

## (2) 調査結果

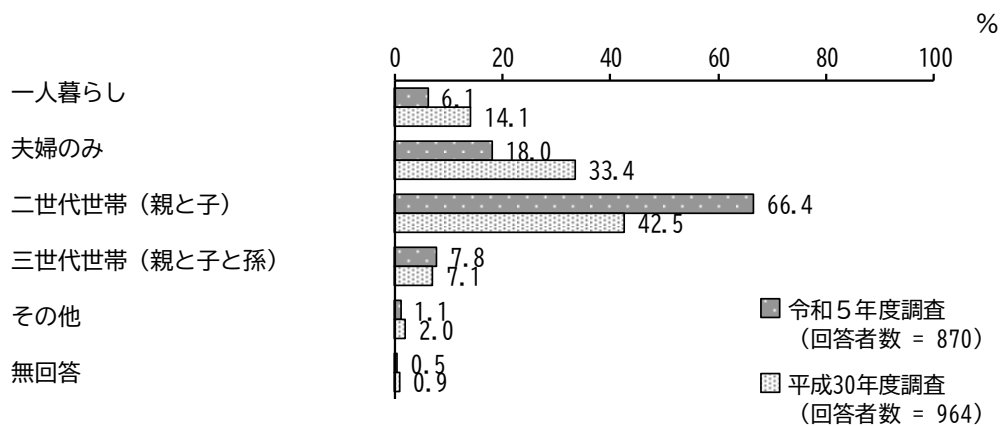
問1 あなたの性別についてあてはまるものに○をつけてください。  
(○は1つだけ)



問2 あなたの年齢についてあてはまるものに○をつけてください。  
(○は1つだけ)

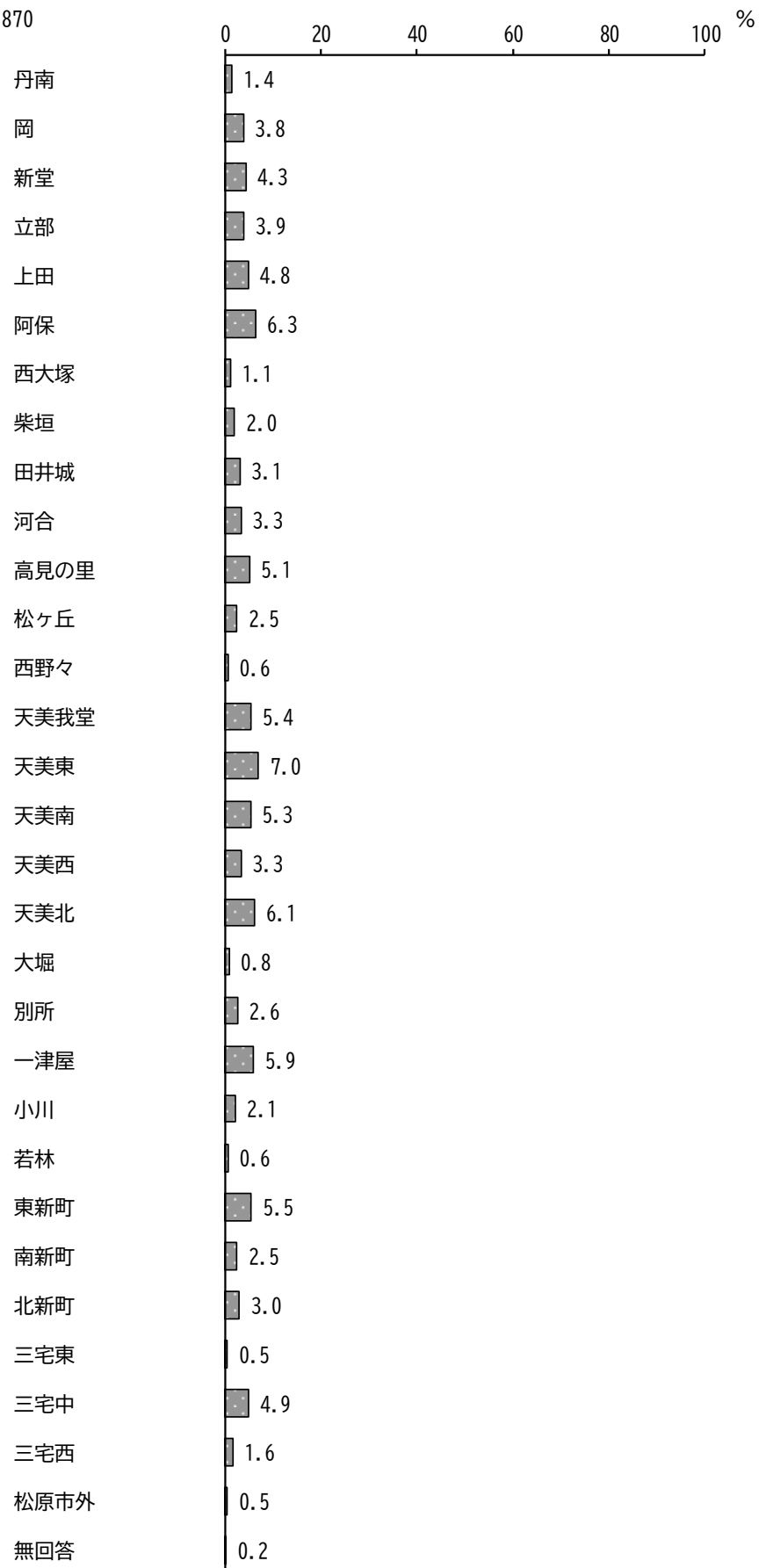


問3 あなたの家族構成についてお答えください。(○は1つだけ)

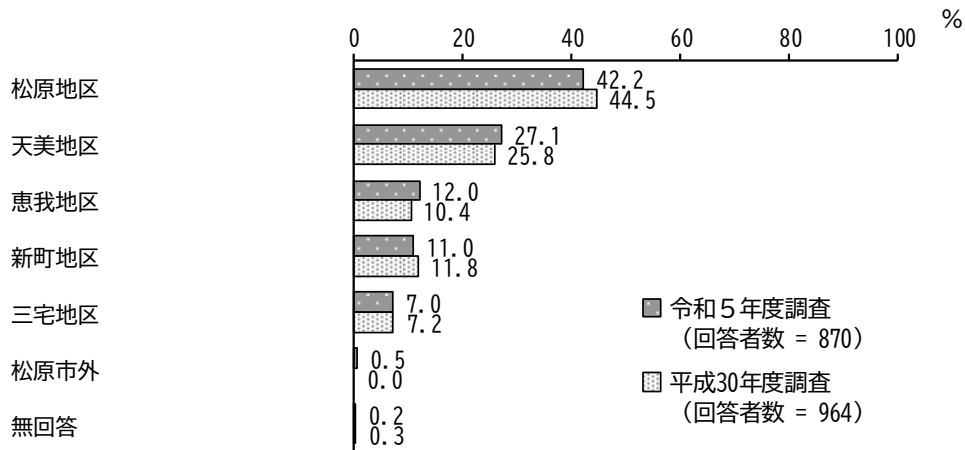


問4 あなたのお住まいの地区はどれですか。(○は1つだけ)

回答者数 = 870

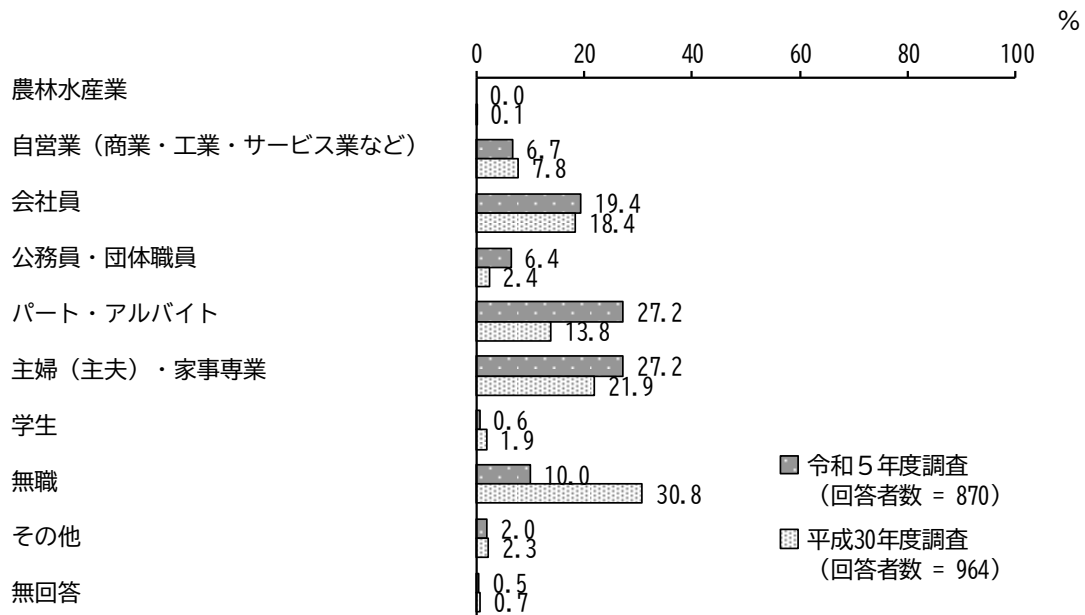


居住地区別  
【前回比較】

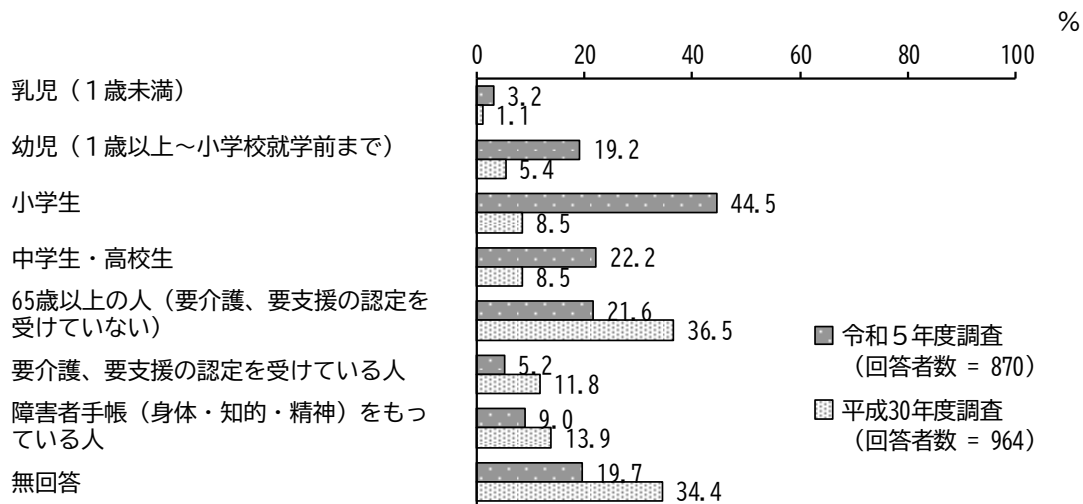


地区	居住地
松原地区	丹南 岡 新堂 立部 上田 阿保 西大塚 柴垣 田井城 河合 高見の里 松ヶ丘 西野々
天美地区	天美我堂 天美東 天美南 天美西 天美北
恵我地区	大堀 別所 一津屋 小川 若林
新町地区	東新町 南新町 北新町
三宅地区	三宅東 三宅中 三宅西

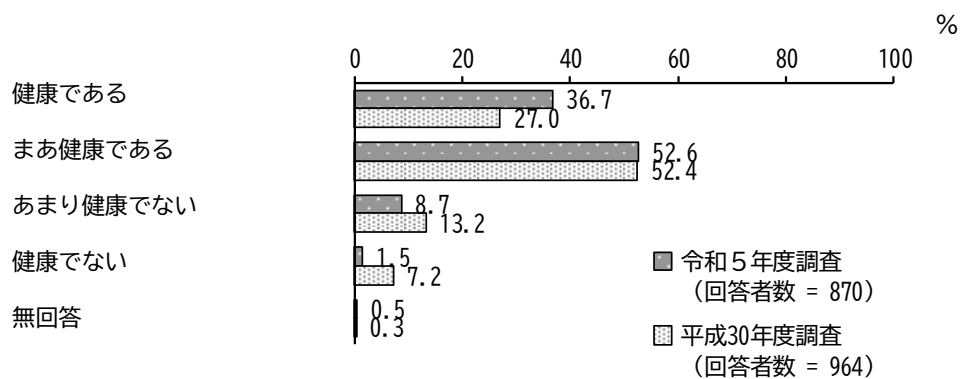
問5 あなたの主な職業は何ですか。(○は1つだけ)



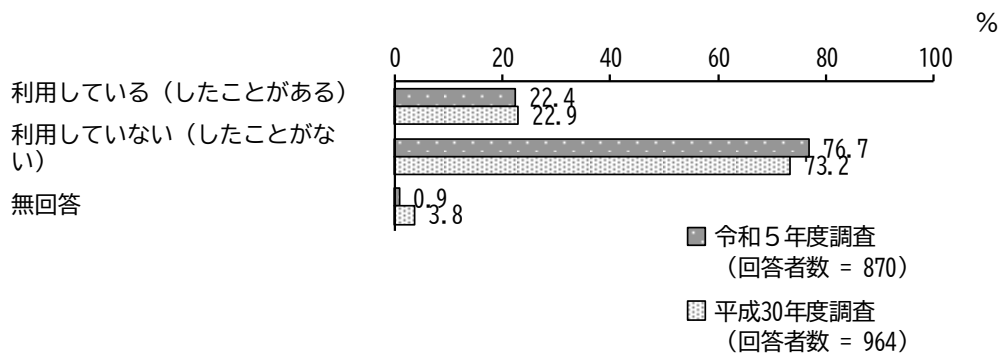
問6 現在、あなたの世帯（あなたご自身を含む）の中に、次のような方はいますか。（あてはまるものすべてに○）



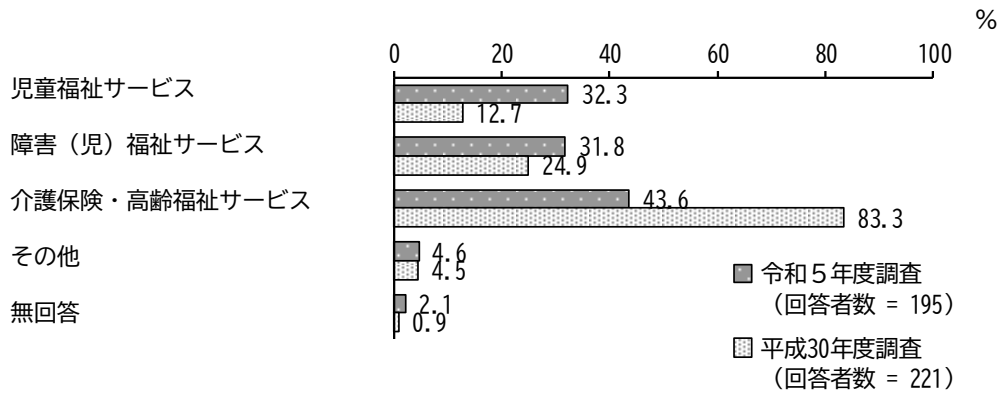
問7 あなたは、普段、健康だと思えますか。（○は1つだけ）



問8 あなたやあなたの家族は、公的な福祉サービスを利用していますか（したことがありますか）。（○は1つ）



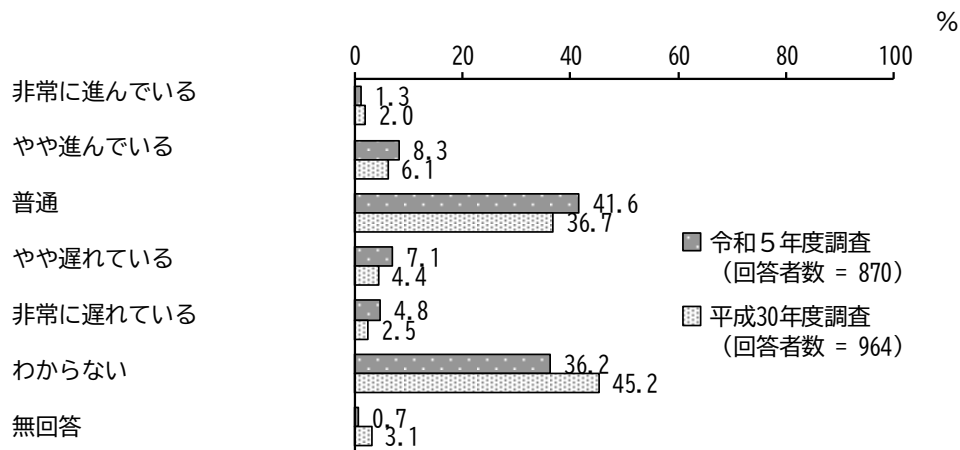
問9 問8で「利用している（したことがある）」人におたずねします。どのような福祉サービスを利用していますか（したことがありますか）。（○はいくつでも）



※「障害者（児）福祉サービス」は、前回「障害福祉サービス」でした。

※「介護保険・高齢福祉サービス」は、前回「介護保険制度のサービス」「高齢者福祉サービス」でした。

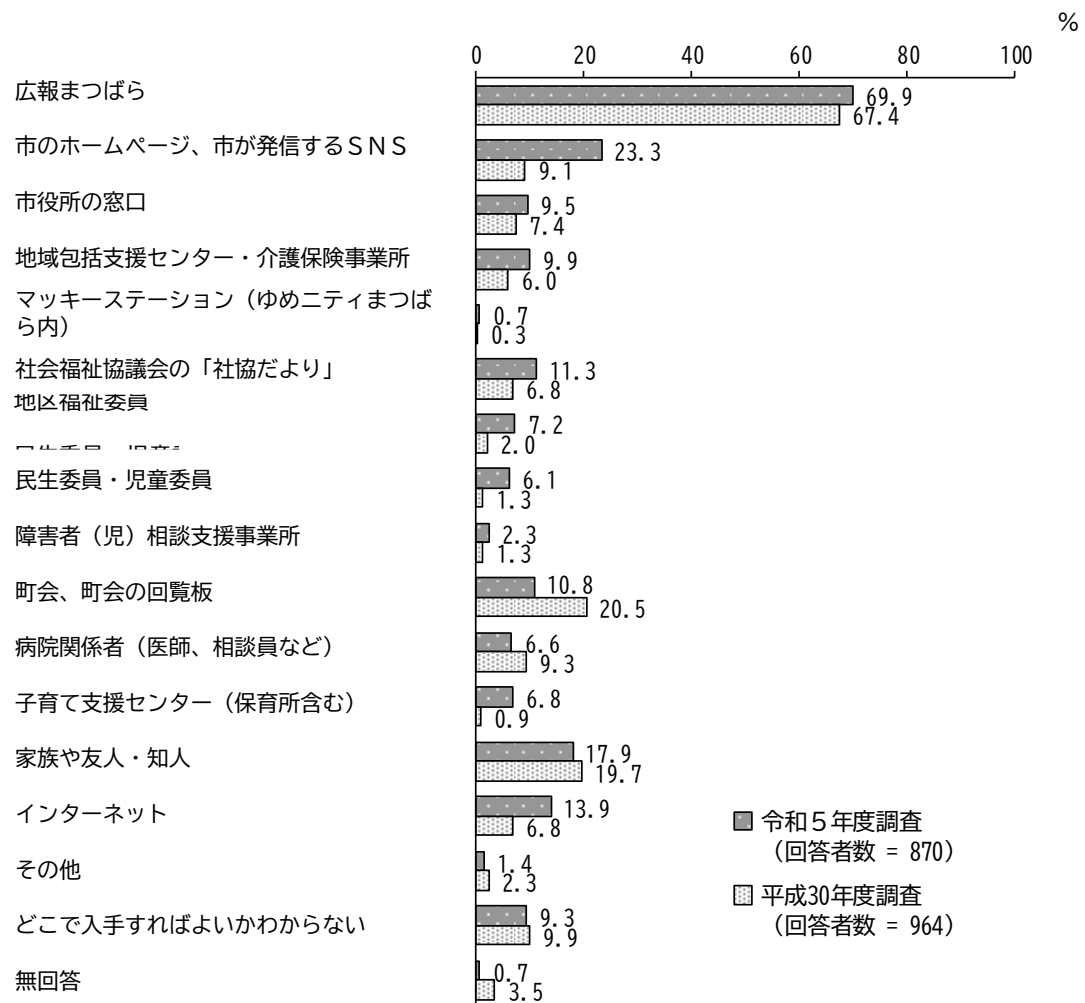
問10 あなたは、松原市の現在の福祉(公的・非公的な福祉サービスも含め)についてどのように感じていますか。（○は1つだけ）



問11 問10で「4」または「5」を選んだ人にお聞きします。遅れていると感じる理由は、どのようなことですか。(自由に記入)

遅れていると感じる理由	件数
1 乳幼児医療制度や母子家庭支援、保育園の入所条件、子どもの遊び場等、子育て世帯への支援や取り組みが充実していない。	17件
2 他市や周辺地域と比べて、支援やサービス内容に差がある。	16件
3 障害者福祉が遅れている。	11件
4 市立病院がなく、福祉施設が少ない。(利用料金が安い)	9件
5 サービス内容が貧弱、受けたいサービスが受けられない。	8件
6 福祉に関する情報がわかりにくい、何かあったときの相談先がわからない。情報発信がない。	8件
7 役所の窓口や地域包括支援センターなどでの対応が事務的、不親切。	5件
8 高齢者福祉、一人住まいの方への福祉がない。(災害時の安否確認など)	4件
9 交通の便が悪い、道が狭く、外出しづらい。	4件
10 好意性にかけている。	2件
11 介護保険料、健康保険料が高い。	1件
12 コミュニケーションが取れる施設、設備が欲しい。	1件
13 その他(地域格差がある、ゴミ屋敷が多い、排水設備工事がまだ など)	4件

問12 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。  
(○はいくつでも)



※「市のホームページ、市が発信するSNS」は、前回「市のホームページ」でした。

※「地域包括支援センター・介護保険事業所」は、前回「地域包括支援センター」でした。

※「マッキーステーション (ゆめニティまつばら内)」は、前回「(ゆめニティまつばら市情報センター)」でした。

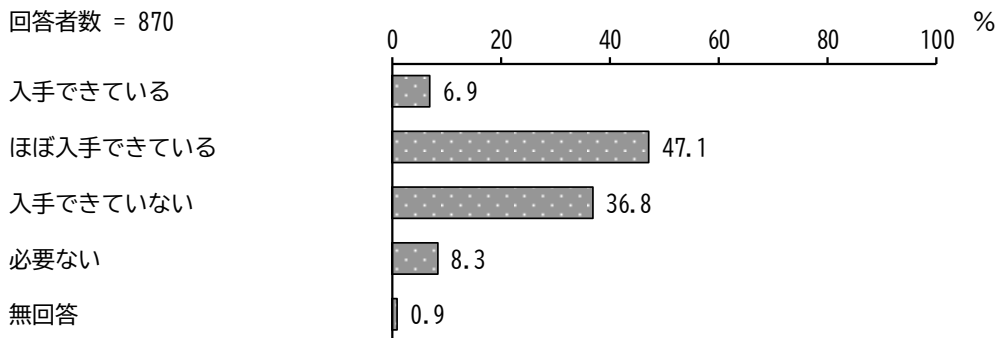
※「障害者(児)相談支援事業所」は、前回「障害者相談支援事業所の相談員」でした。

※「町会、町会の回覧板」は、前回「町会」「町会の回覧板」でした。



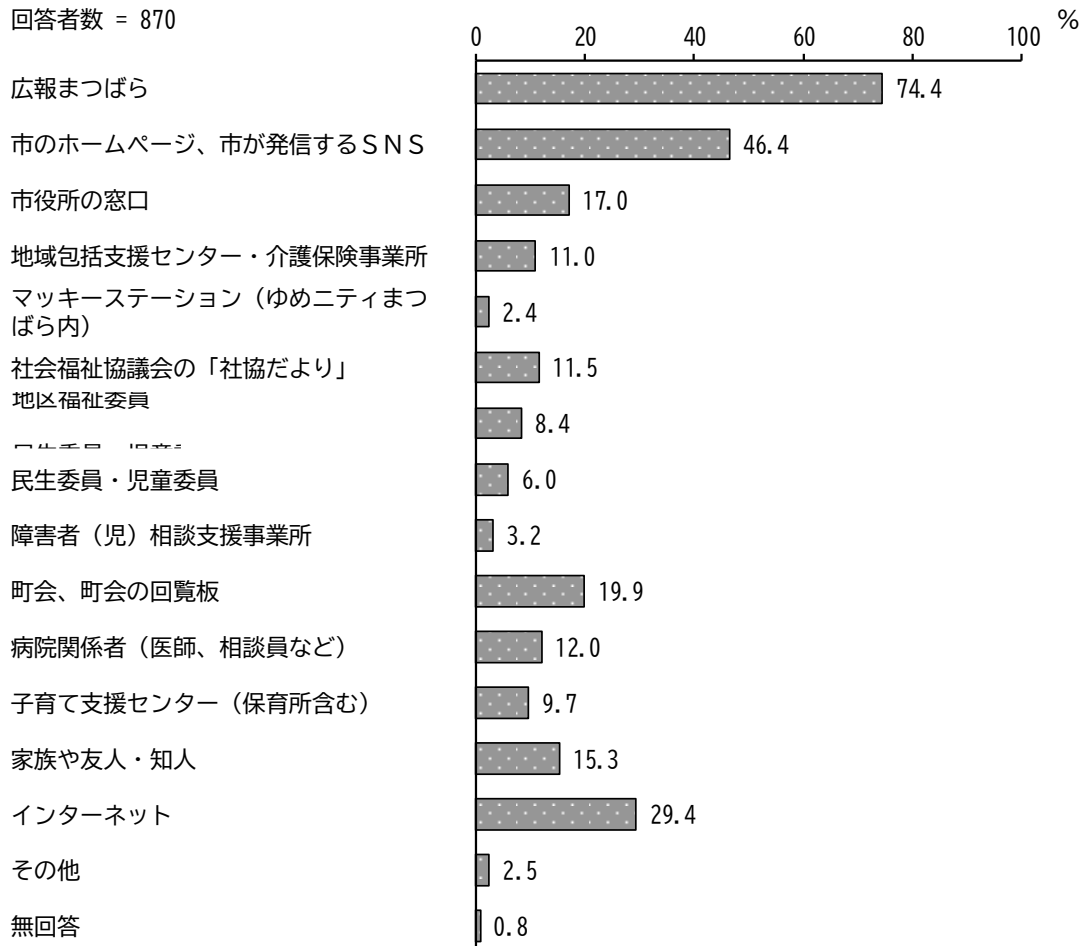
問13 あなたは、市の子ども、高齢者、障害のある方などの福祉に関する情報を入手できていますか。(1つに○)【新規】

回答者数 = 870

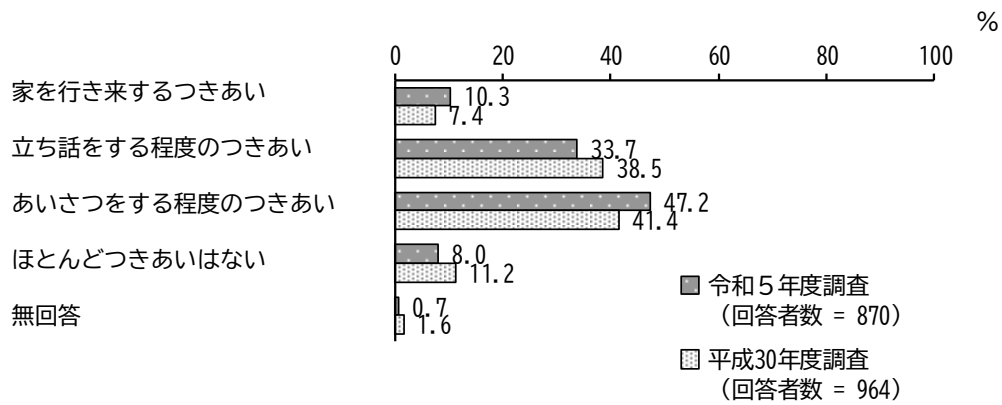


問14 あなたは、福祉サービスに関する情報を、どのような方法で知りたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)【新規】

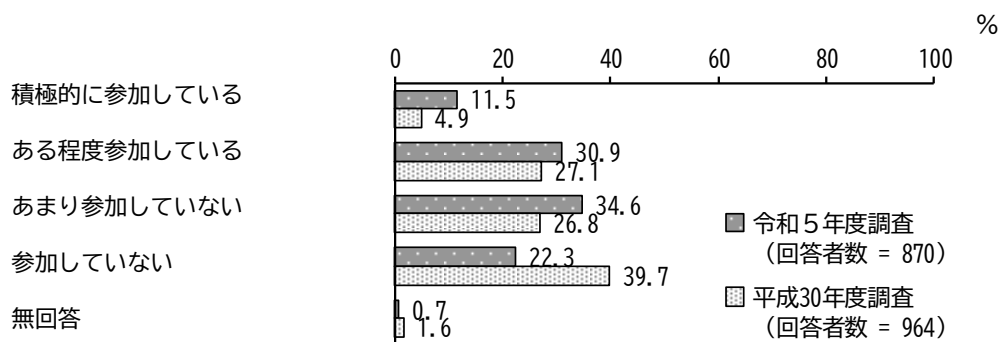
回答者数 = 870



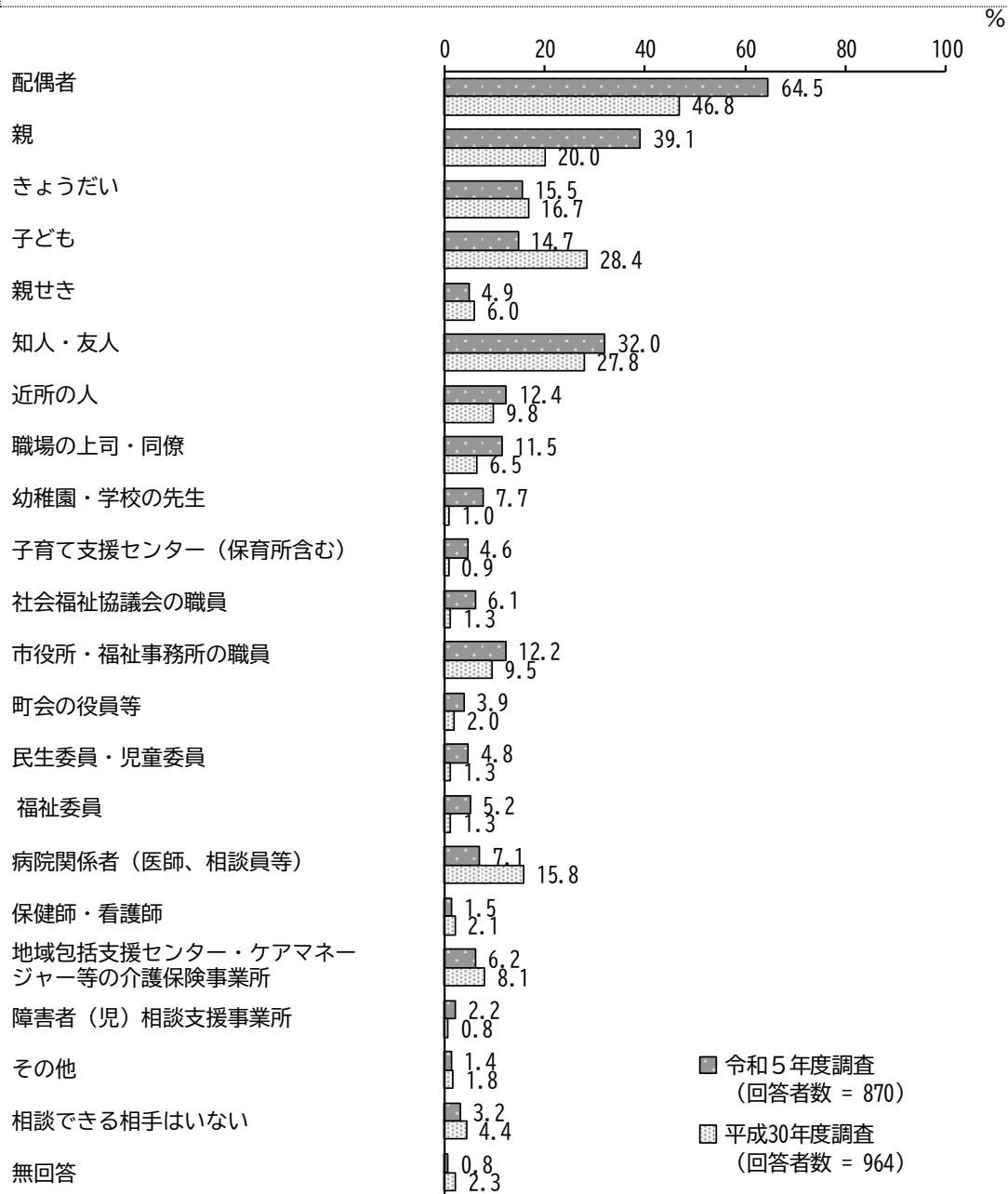
問 15 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。  
(○は1つだけ)



問 16 あなたは、地域の活動や行事にどの程度参加していますか。  
(○は1つだけ)



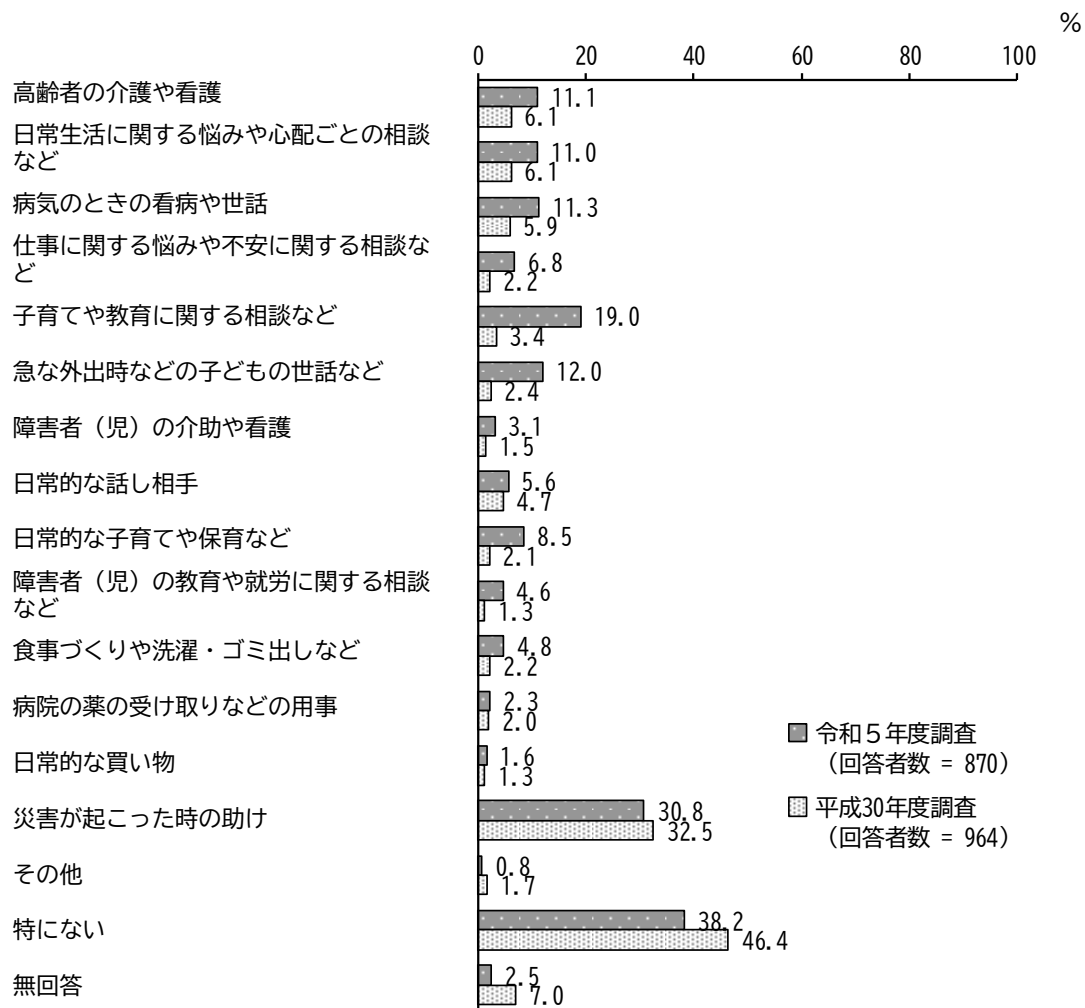
問17 あなたは、日頃の暮らしや医療・福祉などのことで相談するのはどこ（あなた）ですか。（〇はいくつでも）



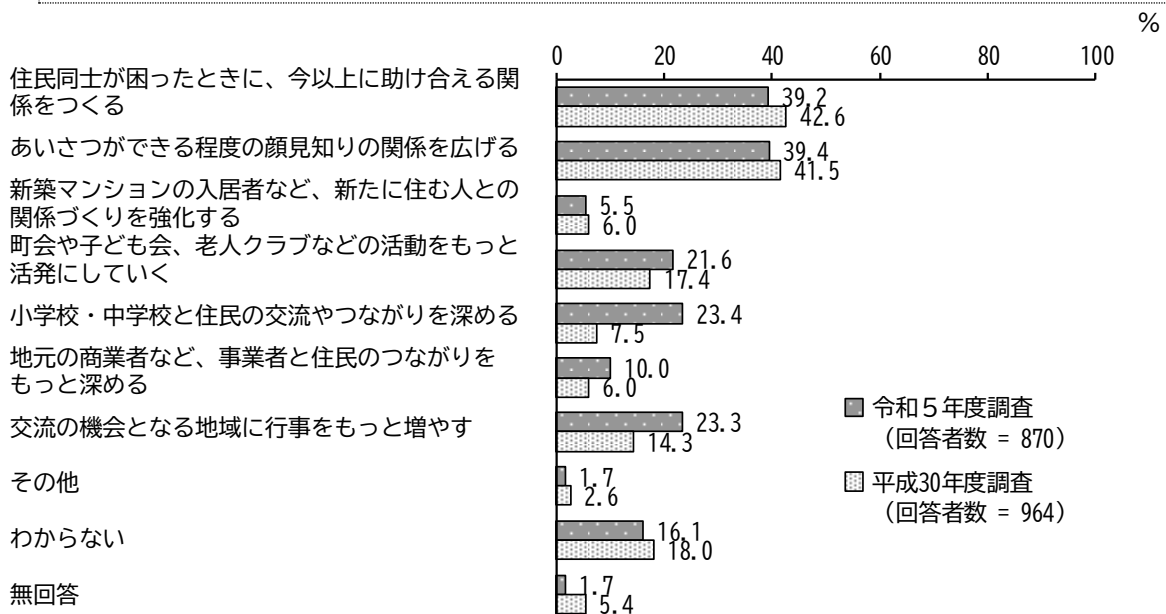
※「地域包括支援センター・ケアマネージャー等の介護保険事業所」は、前回「ケアマネージャー」でした。

※「障害者（児）相談支援事業所」は、前回「障害者相談支援事業所の相談員」でした。

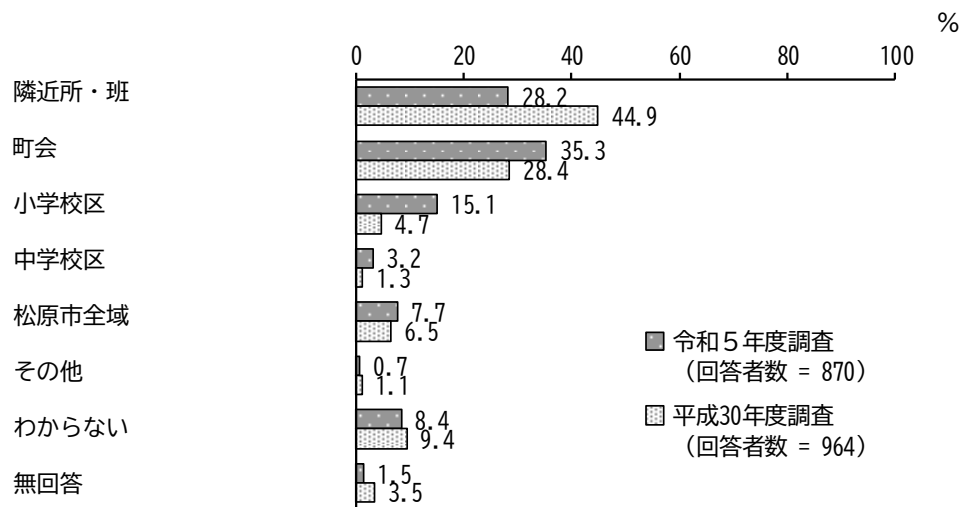
問 18 日常生活において、地域の人々に助けてもらいたいことはありますか。  
(○はいくつでも)



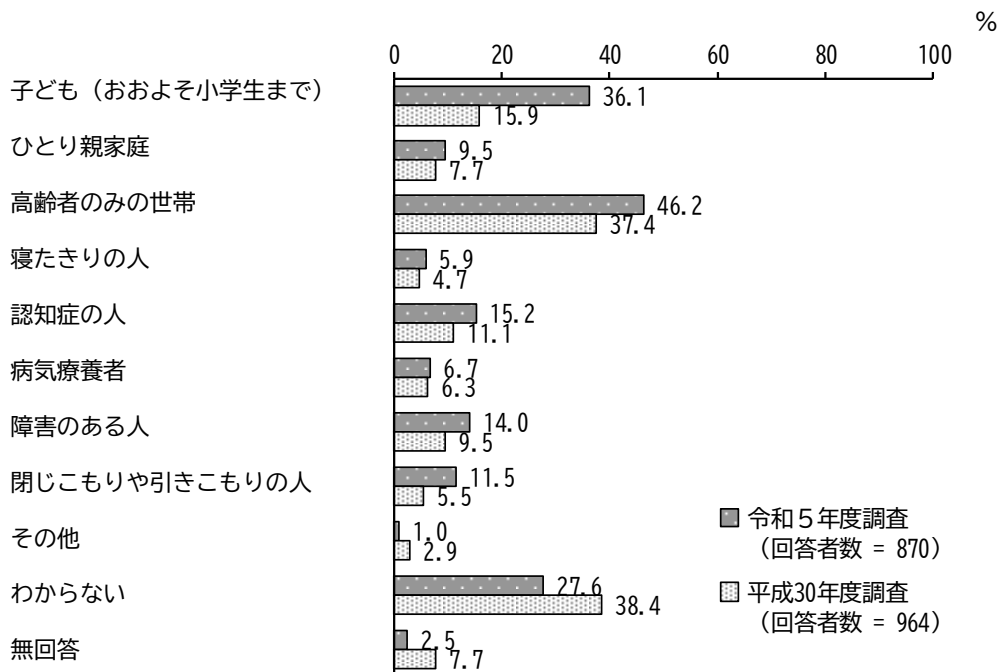
問 19 地域における活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。(○は3つまで)



問 20 あなたにとってお互いに助け合う「地域」とは、どの範囲のことをいいますか。(〇は1つ)

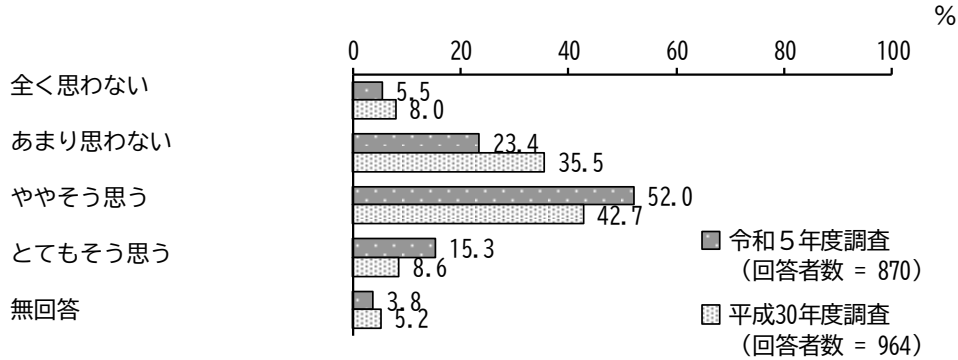


問 21 あなたが住んでいる地域には、次のように、特に見守りを必要とする人や気にかかる人がいますか。(〇はいくつでも)

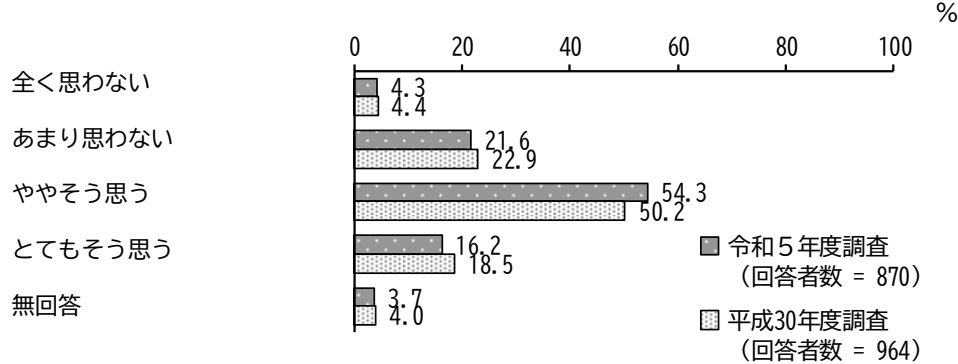


問 22 あなたの「地域での人づきあいや活動」に対するお考えについて、お伺いします。それぞれの項目について、あなたの考えに最も近いと思う回答の番号に○を1つつけてください。

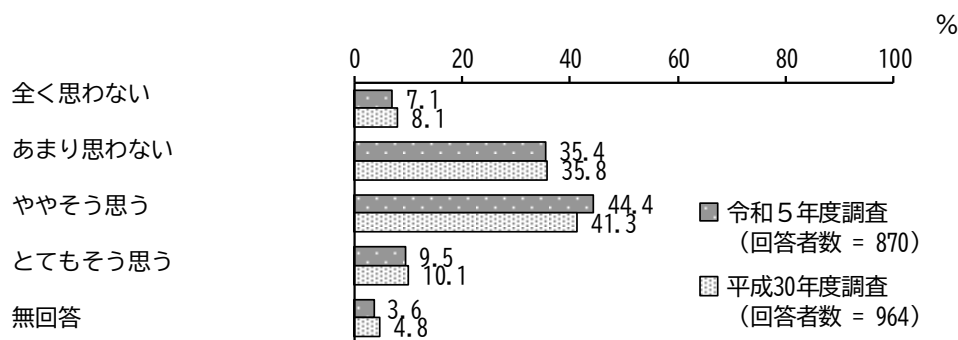
(1) 地域の活動については関心がある



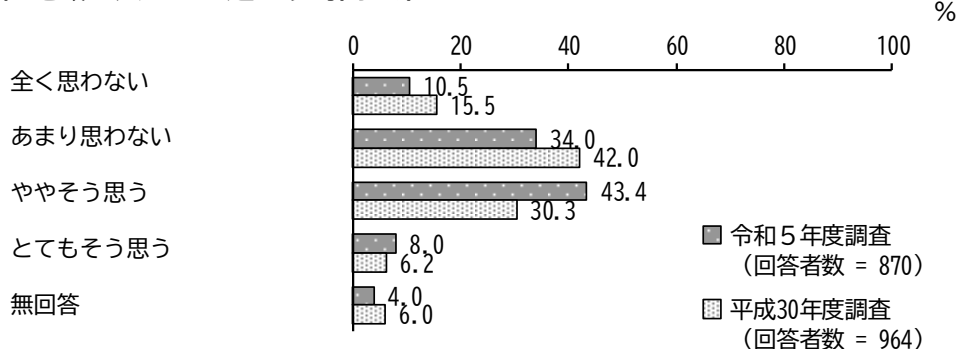
(2) この地域の人々はよくあいさつをしている



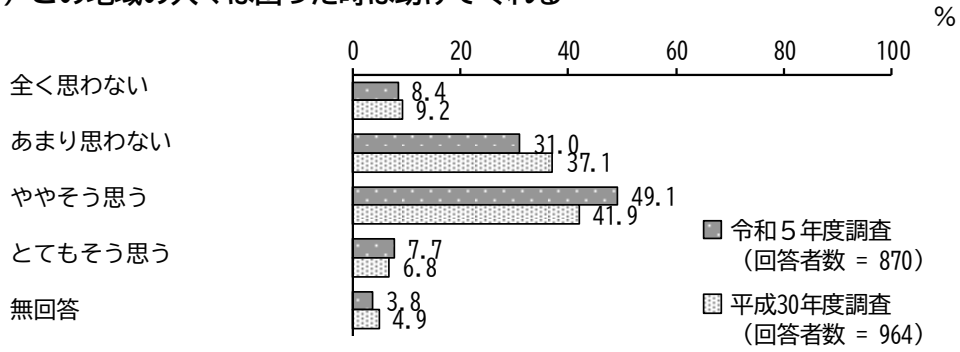
(3) この地域の人々は日頃から互いに気遣ったり声をかけ合っている



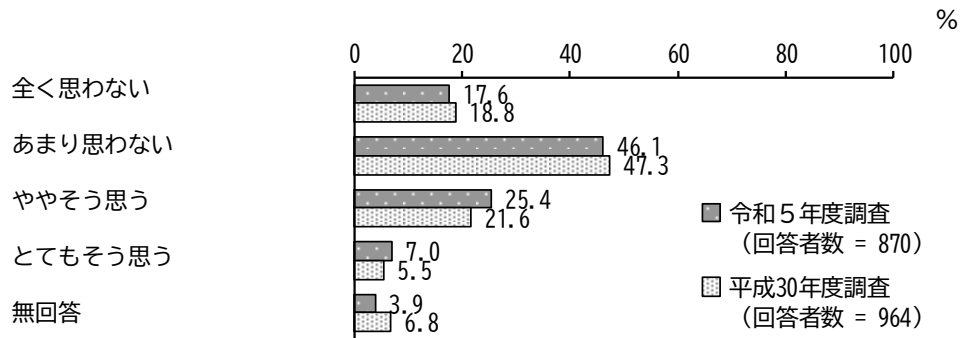
(4) 地域の人たちと過ごす時間は楽しい



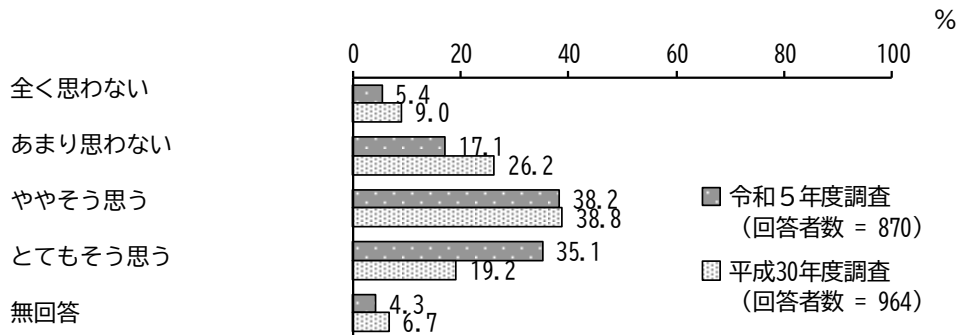
(5) この地域の人々は困った時は助けてくれる



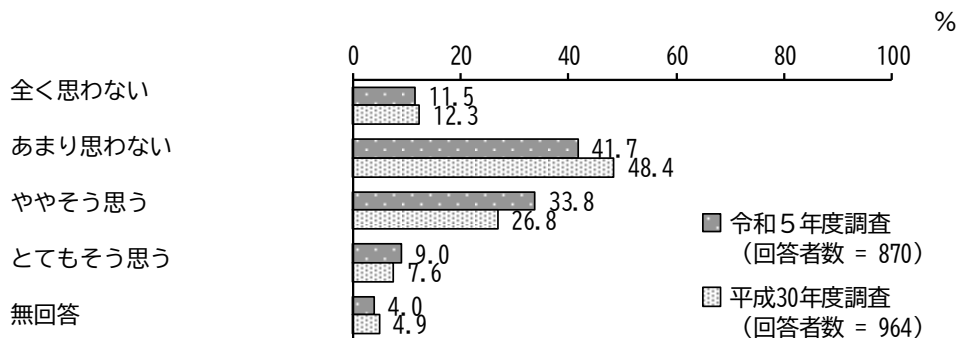
(6) 私はこの地域の一員とは感じられない



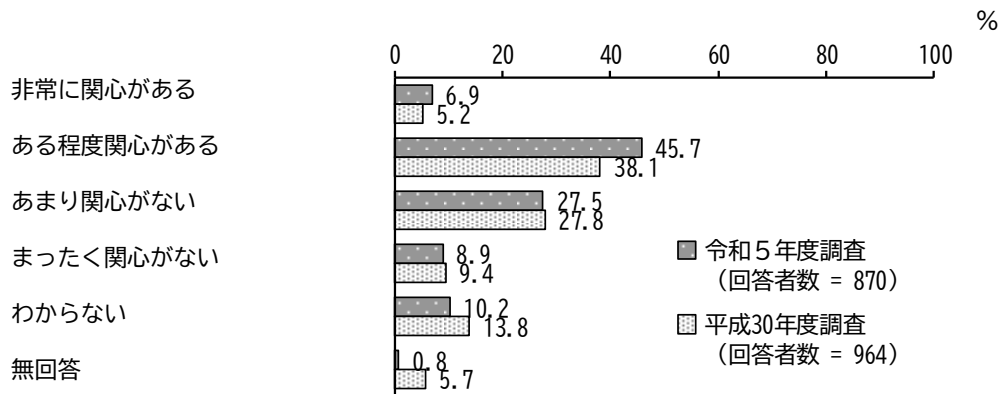
(7) 町会などに行くと役割が増えそうで気が重い



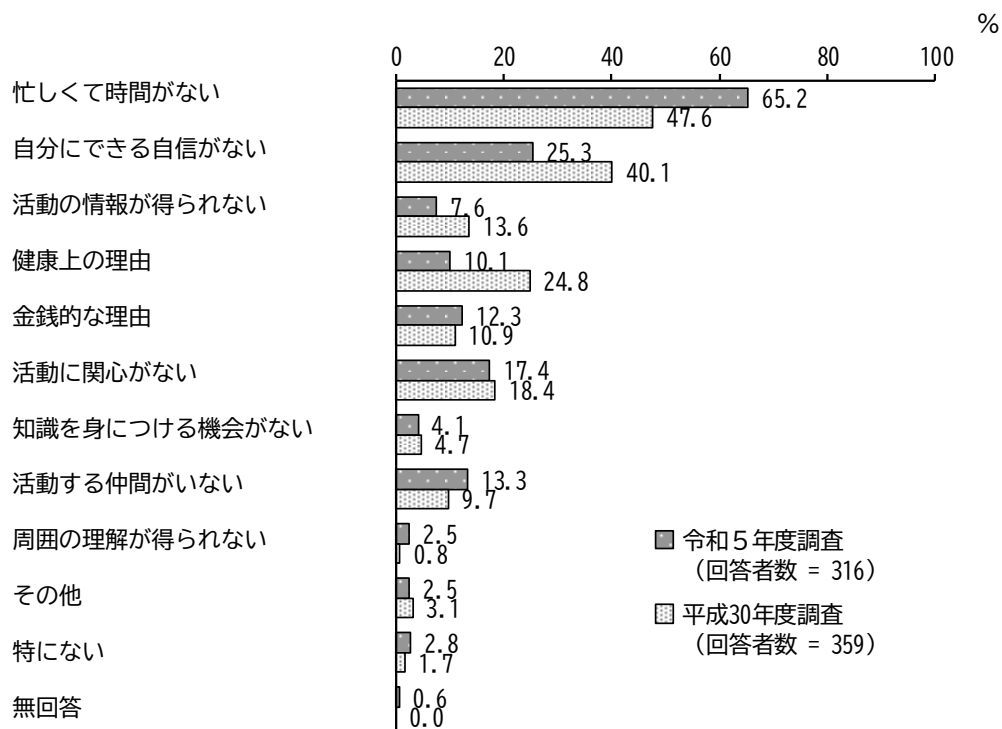
(8) 地域での人づきあいはわずらわしい



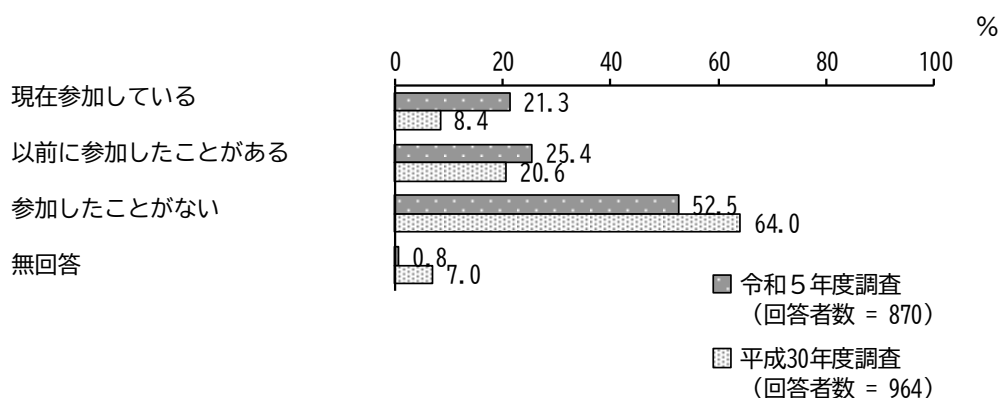
問23 あなたは、ボランティア活動に関心がありますか。(○は1つだけ)



問24 問23で「あまり興味がない」「まったく興味がない」に○をつけた方のみお答えください。関心がない理由は何ですか。(○はいくつでも)

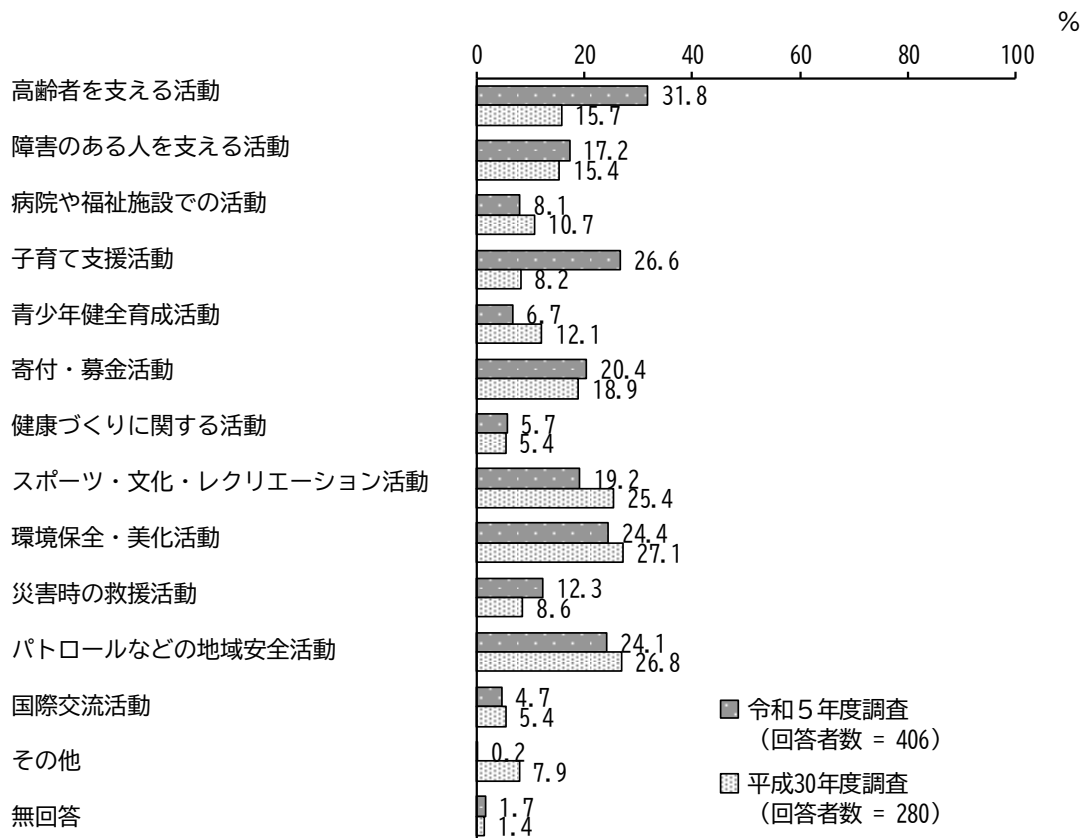


問25 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。(○は1つだけ)

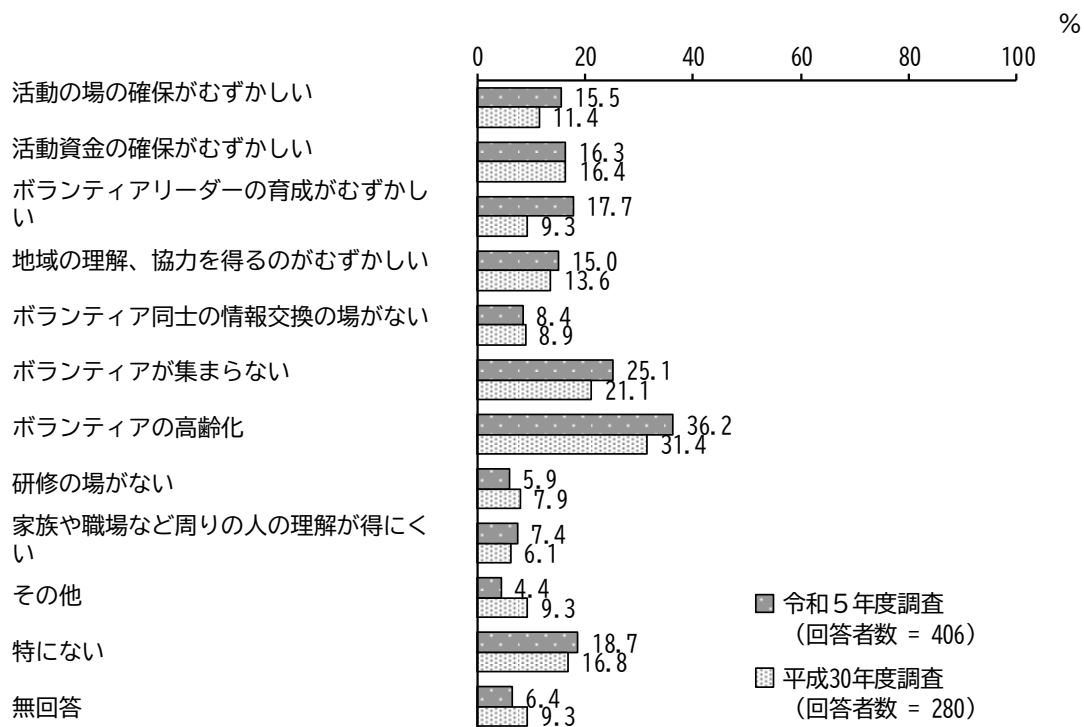




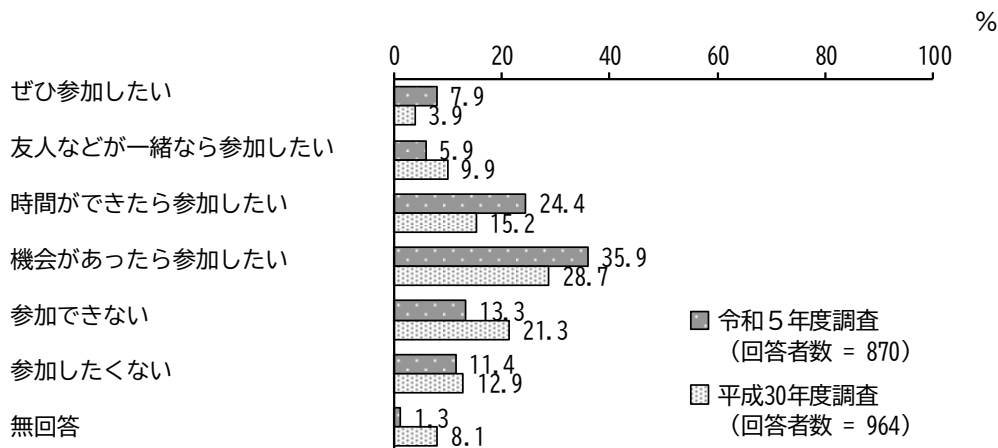
問 26 問 25 で「現在参加している」「以前に参加したことがある」に○をつけた方のみお答えください。どんな活動や行事に参加していますか。(○はいくつでも)



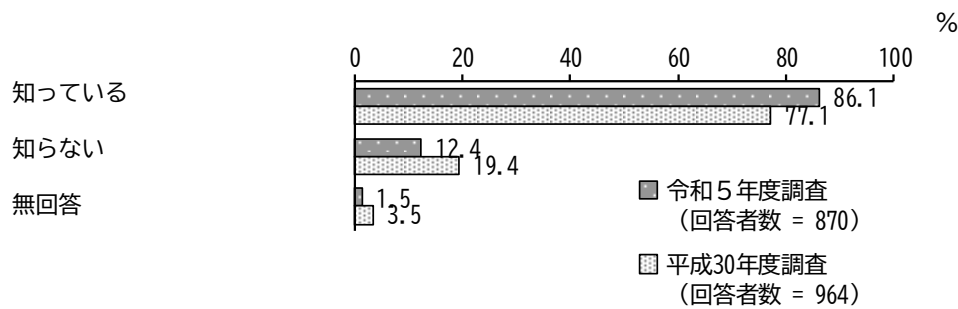
問 27 問 25 で「現在参加している」「以前に参加したことがある」に○をつけた方のみお答えください。活動を継続、充実するにあたっての問題点は何ですか。(○はいくつでも)



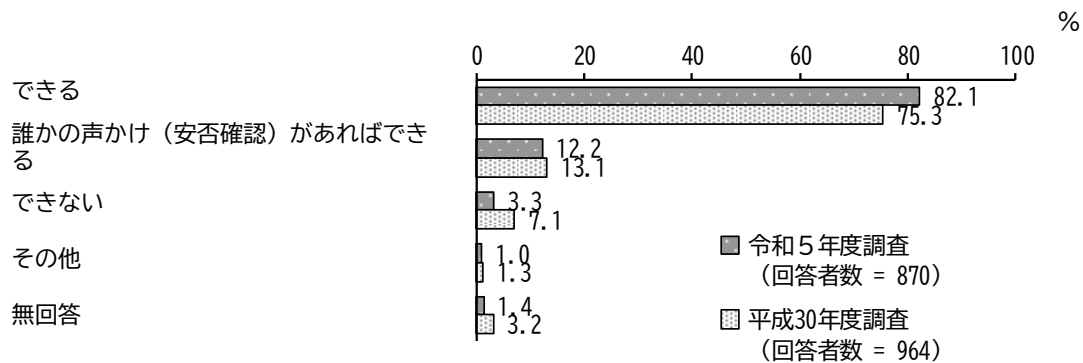
問 28 あなたは、今後ボランティア活動に参加したいと思いますか。  
(○は1つだけ)



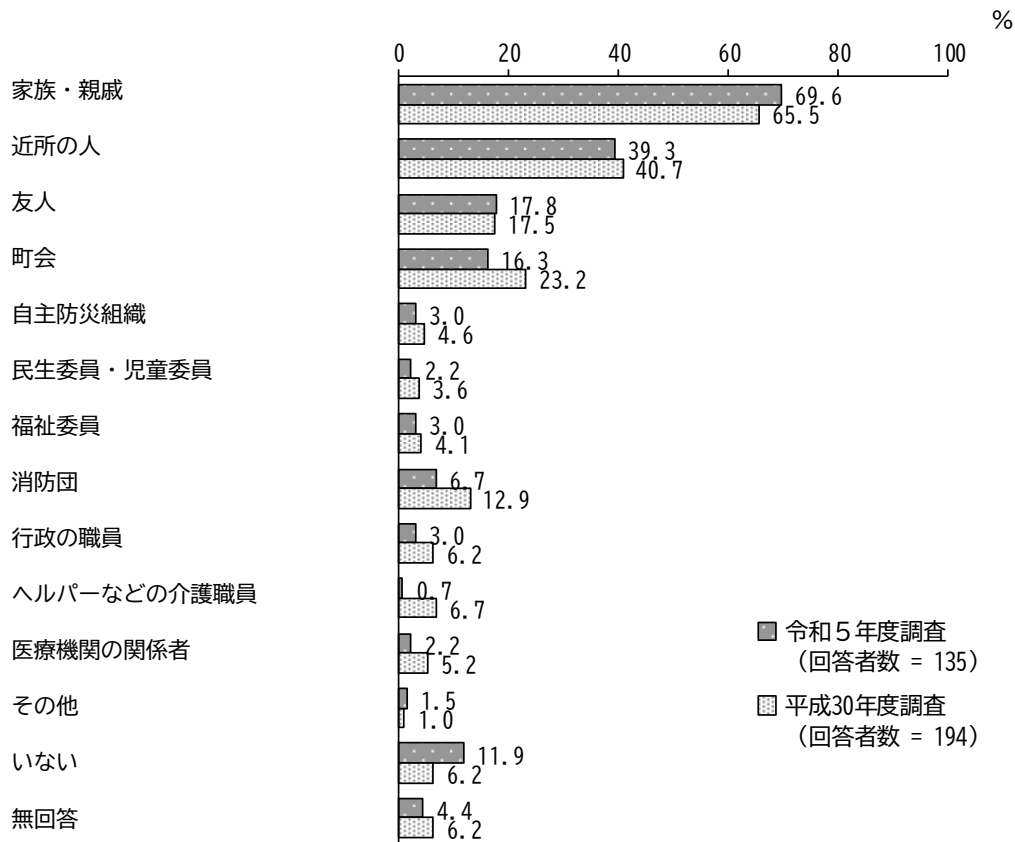
問 29 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたは自分自身がどこに避難すればいいか知っていますか。(○は1つ)



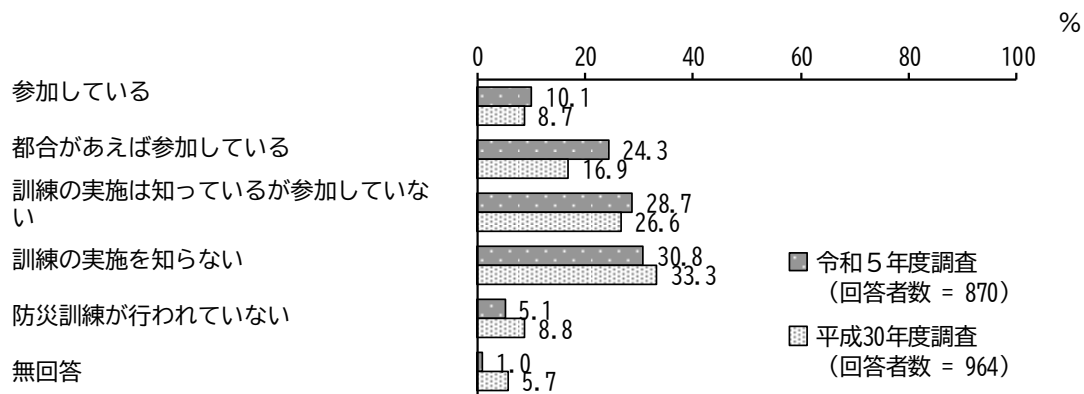
問 30 風水害や地震などが起こった時、あなたは、一人で避難できますか。  
(○は1つ)



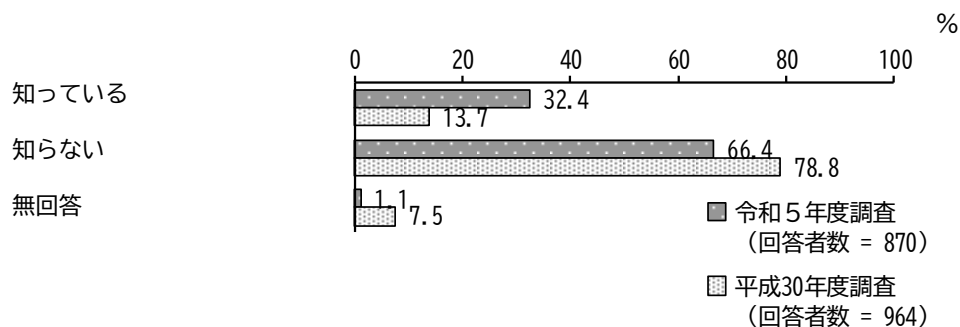
問 31 問 30 で「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」「できない」に○をつけた方のみお答えください。その際、誰が避難を手助けしてくれますか。（○はいくつでも）



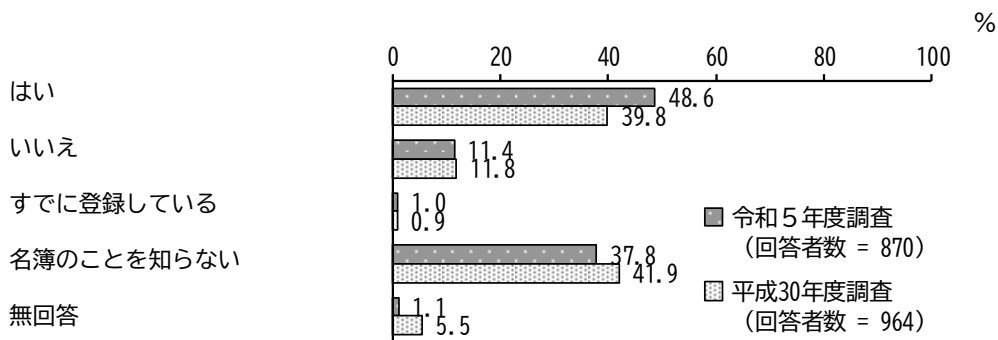
問 32 日頃から地域の防災訓練等に参加していますか。（○は1つ）



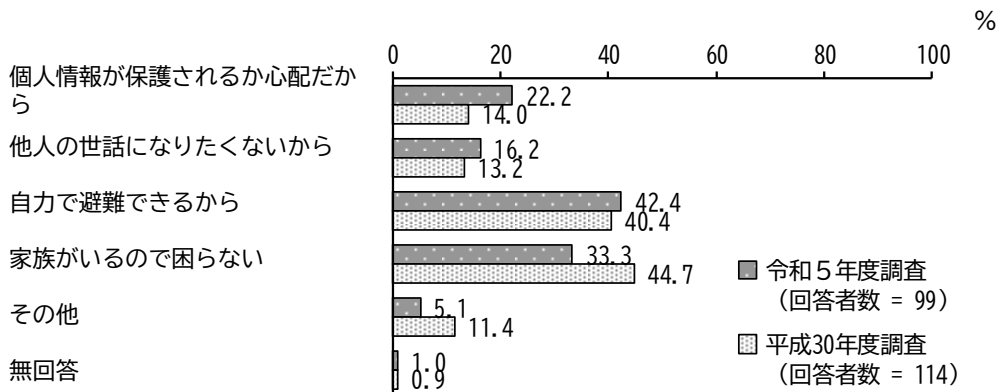
問 33 避難行動要支援者制度を知っていますか。（○は1つ）



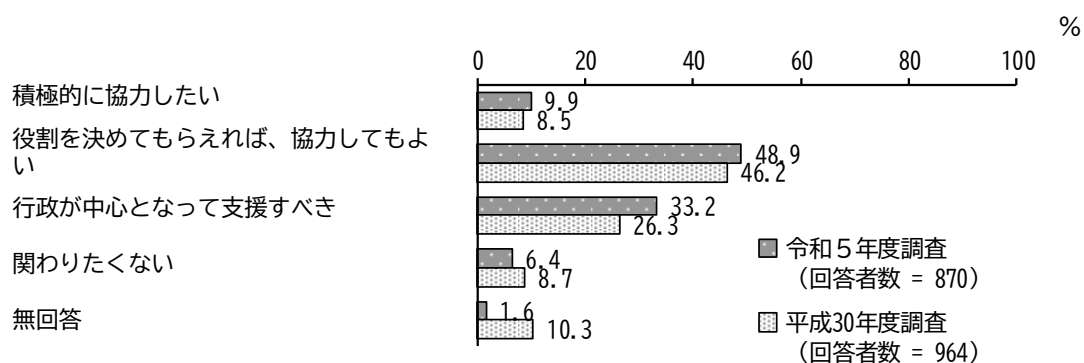
問 34 あなたは、(将来的に自分がひとり暮らし高齢者等の避難行動要支援者となったときも含めて) 避難行動要支援者名簿に登録したいと思いますか。(○は1つだけ)



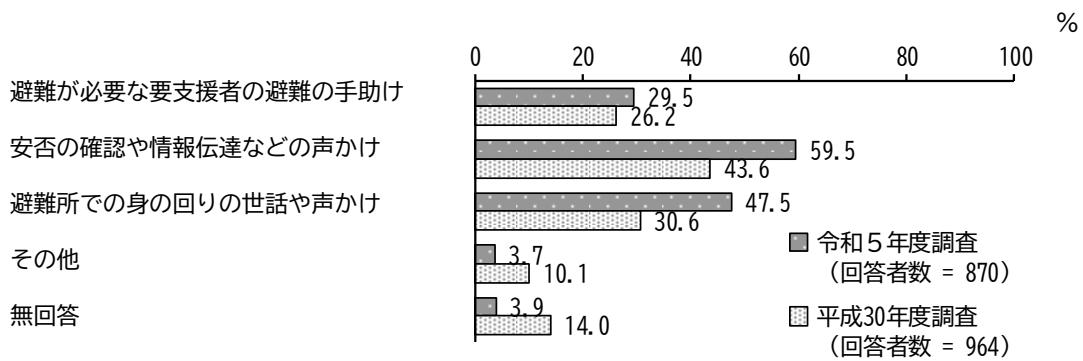
問 35 問 34 で「いいえ」に○をつけた方のみお答えください。登録したくないと思う理由は何ですか。(○はいくつでも)



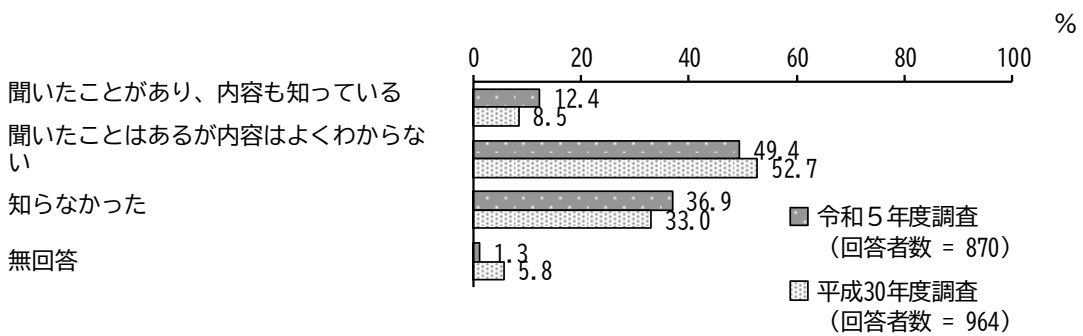
問 36 避難行動要支援者の避難支援に関して、あなたの考えに最も近いものを選びください。(○は1つだけ)



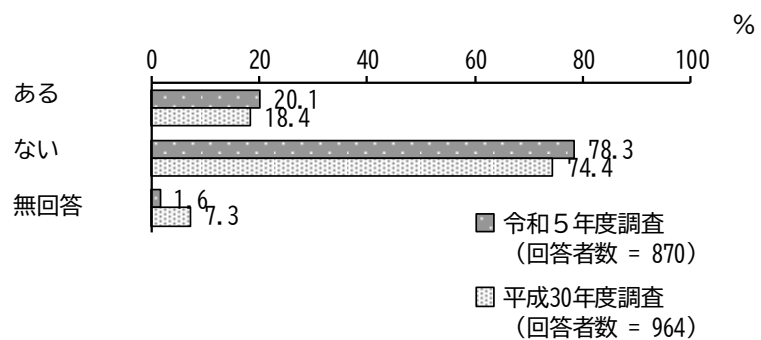
問 37 あなたは発災時（後）における避難行動要支援者にどのような手助けや対応ができますか。（あてはまるものすべてに○）



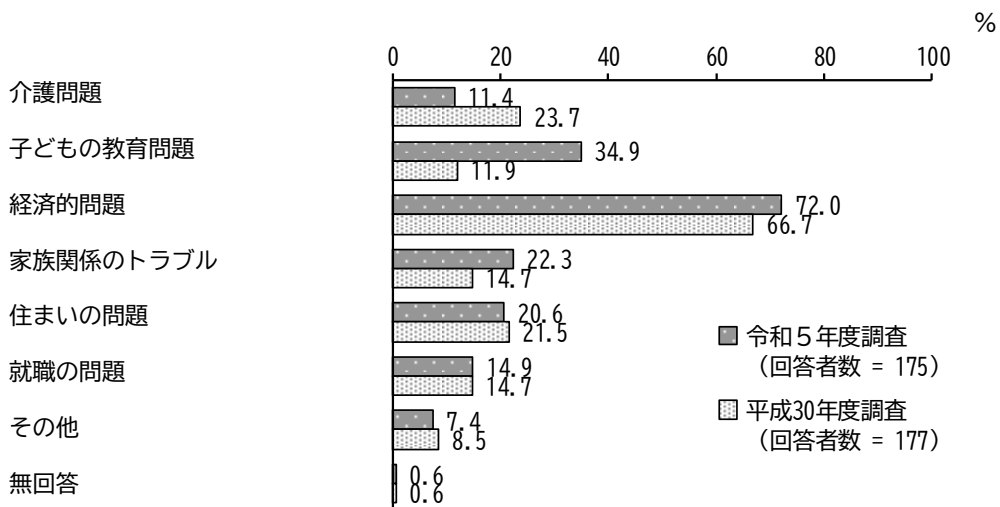
問 38 生活困窮者自立支援法（制度）について、どの程度知っていますか。（○は1つ）



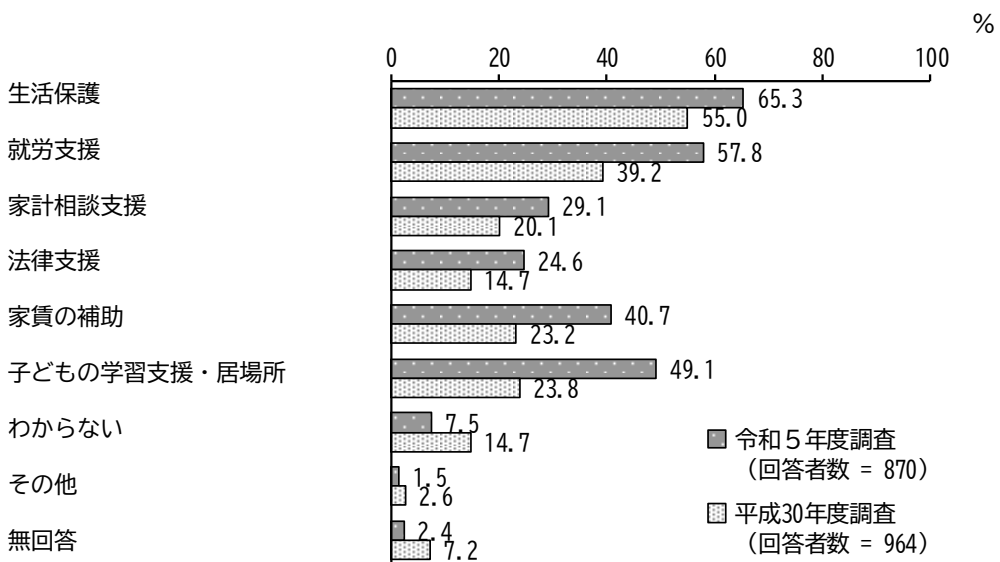
問 39 生活に現在困っている、もしくは今までに困ったことはありますか。（○は1つ）



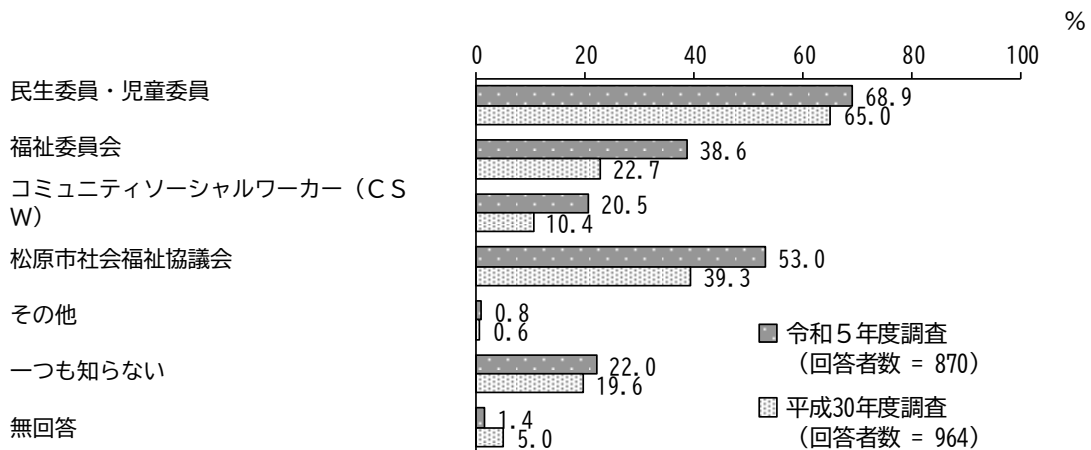
問 40 問 39 で「ある」に○をつけた方のみお答えください。その原因について教えてください。(○はいくつでも)



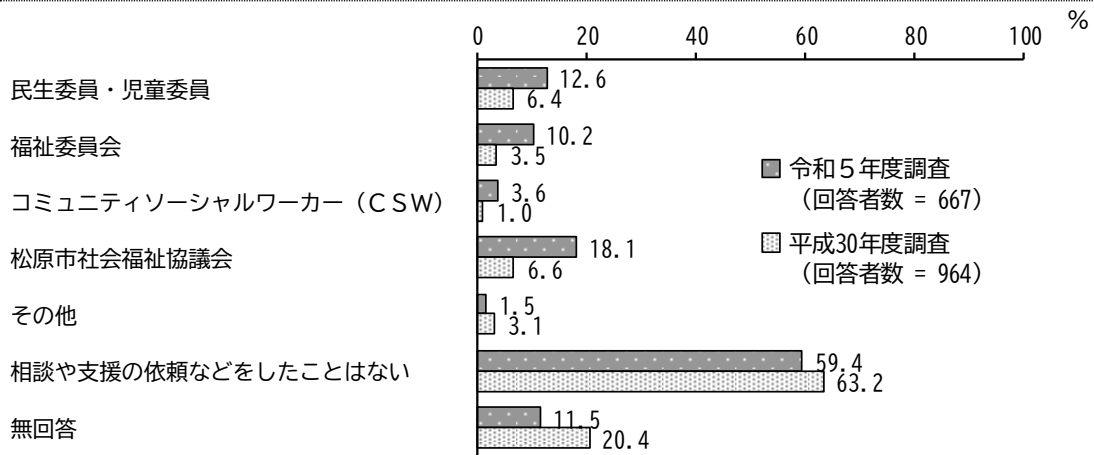
問 41 生活困窮状態に陥ったときに必要と思われる支援内容はどれですか。(○はいくつでも)



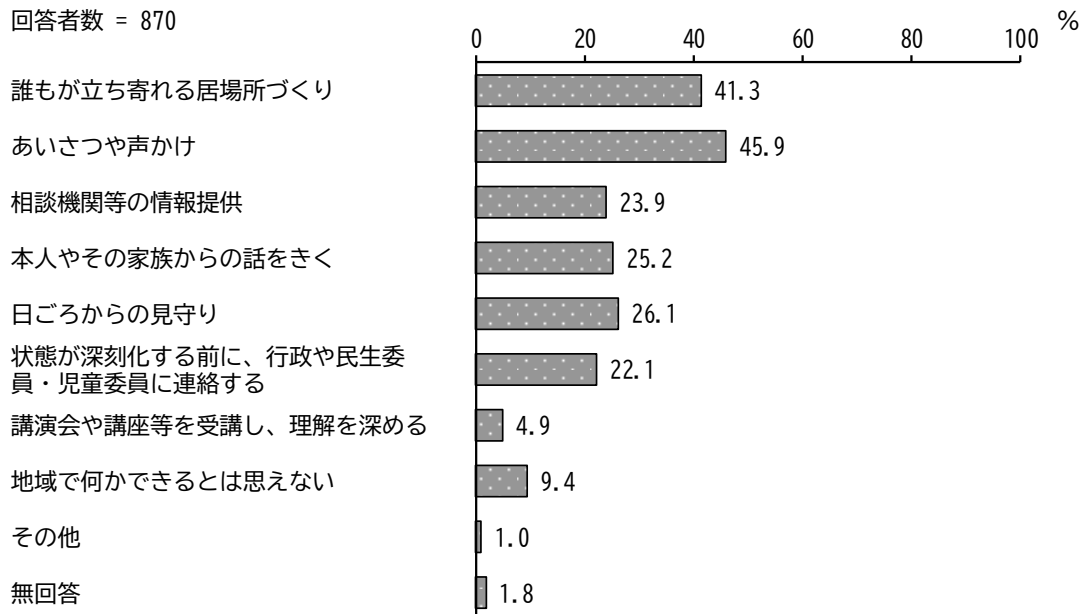
問 42 次の地域活動組織・団体について、あなたの知っているものはどれですか。(○はいくつでも)



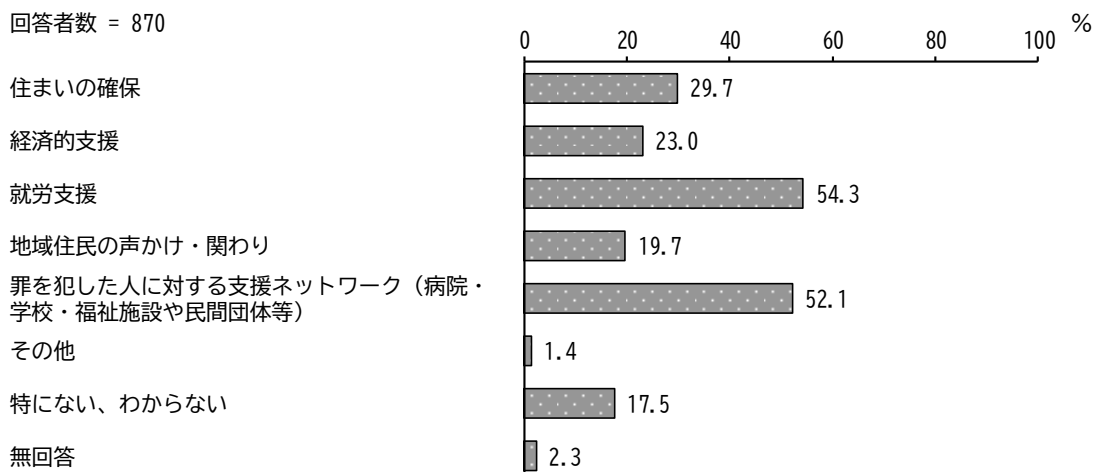
問 43 問 42 の地域活動組織・団体について、相談や支援の依頼などをした組織・団体はありますか。(〇はいくつでも)



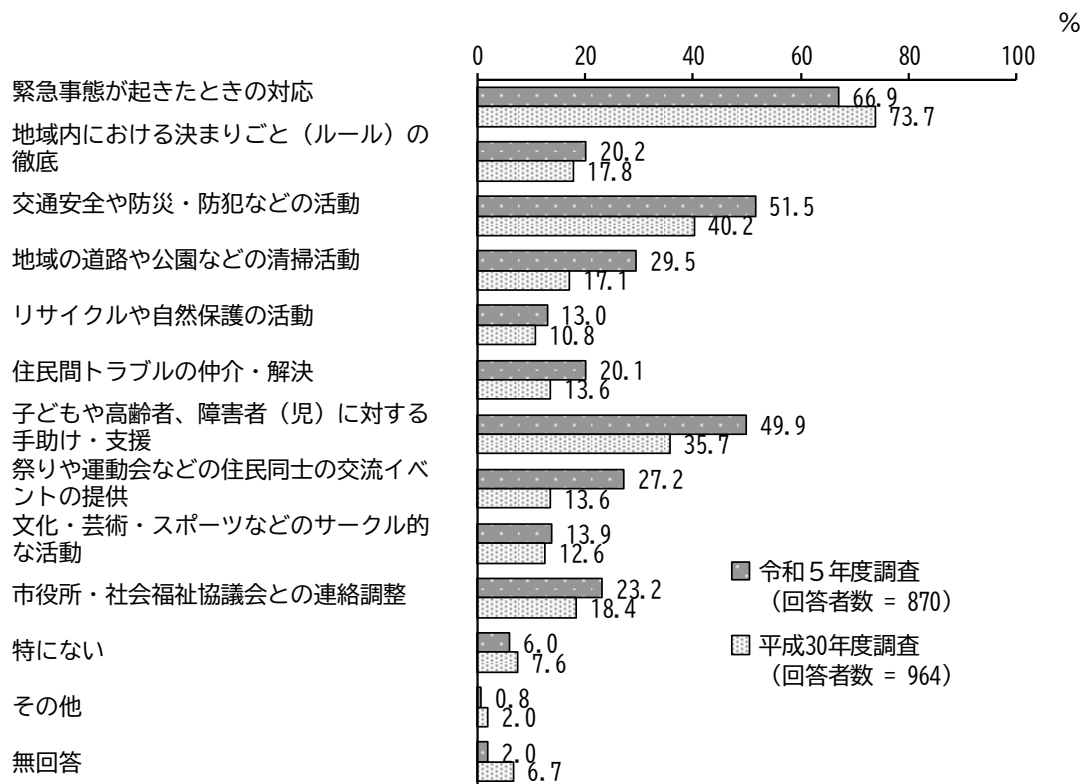
問 44 社会的孤立やひきこもりが社会問題となっていますが、地域として、これらの問題に対してどのようなことができると思いますか。(〇は主なもの3つまで)【新規】



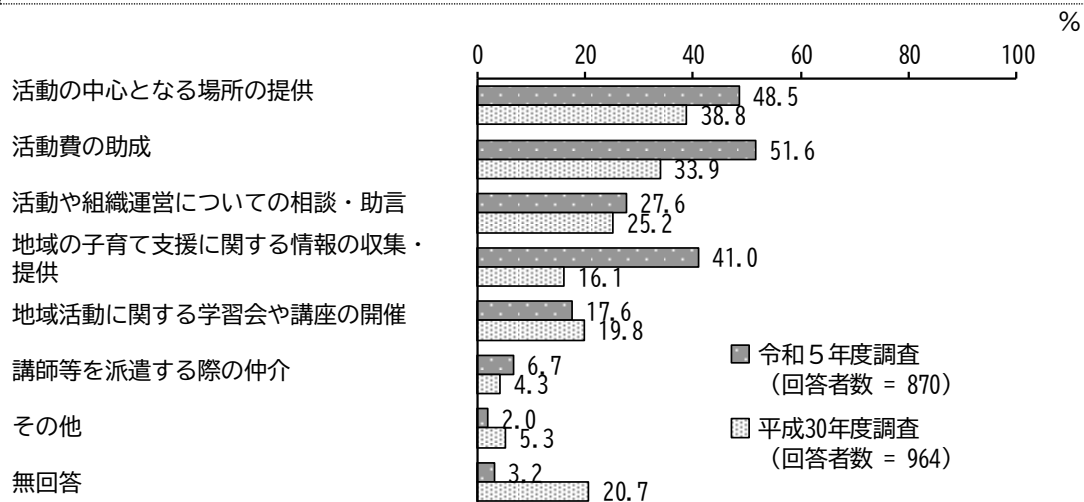
問 45 罪を犯した人が地域に戻る場合、その人に対してどのような再犯防止の支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)【新規】



問 46 あなたが住んでいる地域の中で安心して暮らしていくには、地域にある組織や団体に対してどのような活動を期待していますか。(〇はいくつでも)

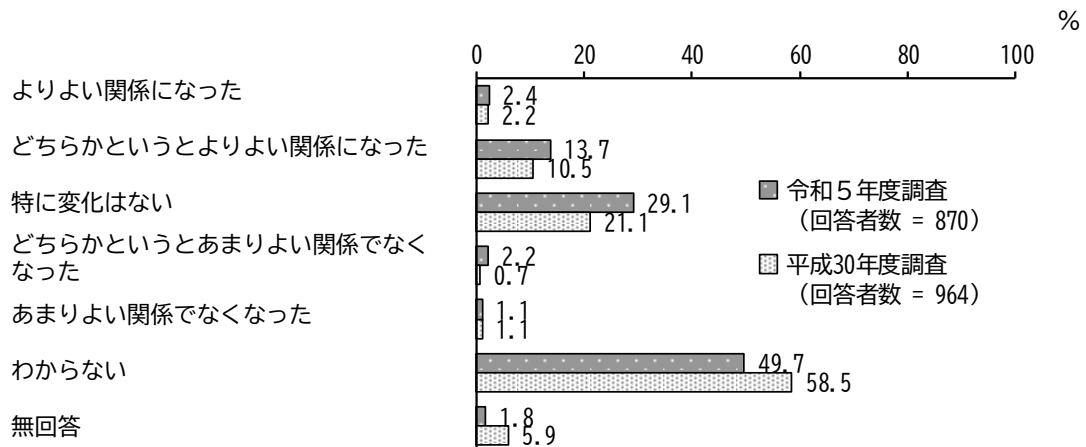


問 47 地域活動がしやすくなるための行政施策として何を期待しますか。(〇は3つまで)

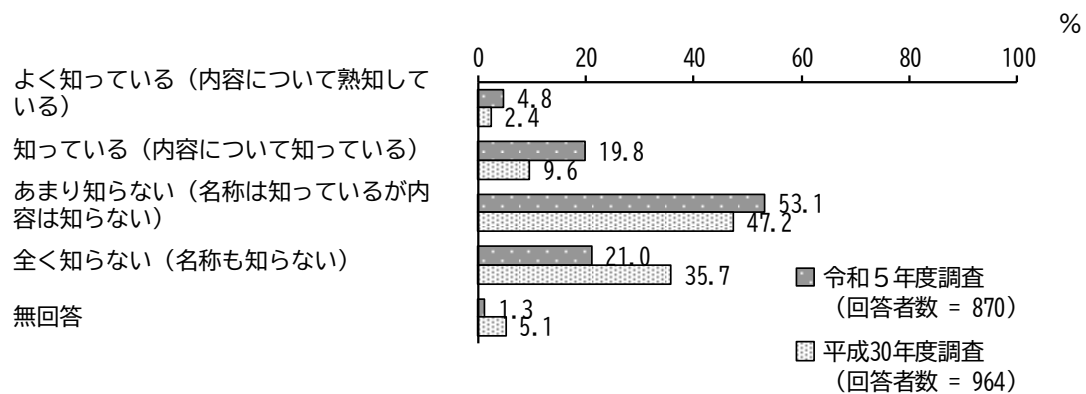




問 48 あなたは、地域福祉に関する行政と住民の協働（パートナーシップ）について、以前と比べて（約5年前と比べて）どのように変化したと感じますか。（○は1つだけ）



問 49 あなたは、セーフコミュニティ（SC）について知っていますか。（○は1つだけ）



## 5 用語解説

### あ行

#### ◆インフォーマルサービス

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非営利的に提供する支援のことです。

#### ◆SDGs

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

#### ◆NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

### か行

#### ◆虐待

力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。身体的・精神的・性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等（ネグレクト）があり、近年、児童虐待に加え、高齢者虐待が問題となっています。

#### ◆共助

制度化された、相互扶助のことで、社会保険制度、医療や年金、介護保険などを表します。

#### ◆協働

住民、各種活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

#### ◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

#### ◆元希者

松原市において『老人』『高齢者』に代わる用語を募集したところ、『元希者』と言う名称が採用となりました。「元希者カフェ」等に使われています。

#### ◆CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

既存の社会資源を活用して、援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などに対する「見守り・発見・相談・サービスへのつなぎ」などの機能を担っています。

本市においては、国道309号を境界線に東側、西側の各圏域に1か所ずつ設置しています。

## さ行

#### ◆災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人）です。

#### ◆サロン活動

同じ地域に住む人たちが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる交流の場をつくっていく活動のことです。

#### ◆自助

自分で自分を助けることで、自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に課題解決に取り組むことです。

#### ◆社会資源

人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称をいいます。

#### ◆社会福祉協議会

地域福祉の推進役として社会福祉法第109条に明記された、営利を目的としない、公益性の高い民間団体です。住民や福祉団体、施設、関係機関と協力し合い、一緒に活動をしたり、活動を応援したりする役割を担っており、また地域の要望に合わせたさまざまな福祉サービスも行っていきます。

#### ◆小地域ネットワーク活動

地区の福祉委員会による、地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障害（児）者及び子育て中の親子等、支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動のことをいいます。

#### ◆重層的支援体制整備事業

介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「困りごと」に対応するための支援施策を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業のことをいいます。

#### ◆人権交流センター

地域福祉の向上や人権啓発の推進、青少年の健全育成と自立支援、男女共同参画の推進を図るため子どもから元希者まで幅広い年齢層の市民が集う交流拠点です。

#### ◆セーフコミュニティ

地域の人々が一緒に安心して安全なまちづくりを目指す地域社会（コミュニティ）のことです。

#### ◆生活困窮者自立支援法

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大している中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援を行うための措置を定めた法律です。平成27年4月1日から施行されています。

#### ◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神的疾病などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度です。

## た行

### ◆ダブルケア

育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担うことをいいます。

### ◆地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療などの総合相談窓口で、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

## は行

### ◆8050問題

80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題のことをいいます。

### ◆バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめ、だれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には、車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など心理的、制度的な意味でも用いられます。

### ◆避難行動要支援者

災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに自分1人で安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人をいいます。

### ◆保護司

保護司法（1950年）に基づき、地方更生保護委員会または保護観察所長の指揮監督を受け、保護観察官を補って主として保護観察を担当する者。罪を犯したり、非行にはしったりした人が、通常の社会生活を営みながら更生できるよう、指導をしています。

### ◆ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人や活動している人や団体、ボランティアの応援がほしい人や団体・施設からの相談を受け、情報提供やコーディネート、活動の支援を行う組織です。

## ま行

### ◆民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。住民の生活状態を把握し、自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行います。

児童委員は児童福祉法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。厚生労働大臣の委嘱を受ける。民生委員が児童委員を兼務します。

福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

## や行

### ◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。

### ◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念です。

## 6 相談窓口一覧

相談の分野	相談内容／形態	場所／問合せ
法律相談	相続、離婚、不動産、自己破産など法律的な問題（弁護士） 毎月第1～4水曜日 午後1時～4時（1日12人） 電話予約 TEL337-3103	市民協働課
行政相談	国の行政に関する意見（行政相談員） 毎月第1水曜日 午前9時30分～午前11時30分 電話予約 TEL337-3103	まつばらテラス（輝） 市民協働課
人権相談	人権問題など（人権擁護委員） 毎月第1・2・3金曜日 午後2時～4時 電話予約 TEL337-3101	人権交流室
	人権問題など 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 TEL332-5705	はーとビュー
配偶者暴力相談	配偶者などからの暴力(DV)に関すること 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約 TEL334-1088	配偶者暴力相談支援センター
女性カウンセリング	毎月第1・3木曜日 午前9時30分～午後0時30分 電話予約 TEL332-5705	はーとビュー
	セクハラ、DVなど女性の様々な問題など（女性のカウンセラー） 毎月第2・4木曜日 午後1時30分～午後4時30分 電話予約 TEL337-3101	人権交流室
女性相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約 TEL332-5705	はーとビュー
若年性認知症相談	若年性認知症に関する相談 毎月第4火曜日 午前10時～正午 電話予約 TEL337-3113	高齢介護課
高齢者総合相談	高齢者が抱える悩みや心配ごと 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話予約 地域包括支援センター徳洲会 TEL334-3439 地域包括支援センター社会福祉協議会 TEL349-2112	地域包括支援センター徳洲会 地域包括支援センター社会福祉協議会
福祉総合相談（生活困窮者自立支援相談）	福祉サービスや介護・就労などの生活する上で困っていることなど 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約 TEL337-3116・電話でも相談可	福祉総務課
総合生活相談	日常生活にかかるあらゆる相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 TEL332-5705・予約不要	はーとビュー
心配ごと相談	日常生活のあらゆる心配ごとや悩み（民生委員・児童委員） 毎週水曜日 午後1時～4時 TEL333-0294・予約不要	市役所東別館内 社会福祉協議会
消費生活相談	消費生活全般にわたる苦情相談（専門相談員） 月曜日～金曜日 午前10時～正午・午後1時～5時 TEL337-3080・電話でも相談可	松原市消費生活センター・産業振興課（市役所6階）
こころとからだのなんでも健康相談	健康や食生活に関すること、育児相談など 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 TEL337-3126・予約も可、電話でも相談可	地域保健課
労働相談	働くこと、職場での悩みごとなど 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約 TEL337-3112	各社会保険労働士事務所

相談の分野	相談内容／形態		場所／問合せ
就労相談	働く意欲がありながら、就労できずに悩んでいる人の就労など	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話予約 TEL337-3112	産業振興課
		月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約 TEL332-5705	はーとビュー
家庭児童相談	子ども（18歳未満）、家庭に関すること	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約 TEL337-3118	子育て支援課
ひとり親相談	母子・父子家庭に関すること	毎月第1・3木曜日 午後3時～午後7時 電話予約 TEL336-0805	総合福祉会館
進路相談	進学、就学、奨学金に関すること	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約TEL332-5705	はーとビュー
青年自立相談	ひきこもり、人間関係が苦手など生きづらさを抱える青年の自立に関すること	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 電話予約 TEL332-5705	はーとビュー

※松原市の市外局番：072





# 第4期松原市地域福祉計画

松原市 福祉部 福祉総務課

2024（令和6）年3月

〒580-8501

松原市阿保1丁目1番1号

Tel 072-334-1550

FAX 072-337-3007